

午前10時29分開会

○岩佐委員長 おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会を開会します。

まず、改めて本日及び明日の委員会の出席理事者等についてご案内いたします。区長、副区長、教育長、会計管理者、監査委員事務局長、条例部長、政策経営部の担当部長、総務課長、企画課長、財政課長、人事課長、区議会事務局長及び次長は常時出席とします。常時出席以外の部長及び課長は、当該部の審査時及び関係する項目の質疑の際に出席するものとします。その他の理事者は、第4委員会室、または自席で待機するものとします。なお、傍聴者の方は、この委員会室に入り切らない場合は、第3委員会室のモニターで傍聴をしていただくこととしますので、よろしくお願いいたします。

本日、欠席届が出ております。富士見出張所長、通院加療のため、神保町出張所長、公務のため、二人欠席で届けが出ております。

なお、決算審査に必要な資料の閲覧に限り指定のタブレットの持込みを許可します。また、9月27日の委員会でお話したとおり、休憩時以外でも委員会の進行に支障のない範囲で、委員、理事者共にトイレ等による一時退出を認めることとしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、決算審査に入ります。令和4年度各会計歳入歳出決算の詳細な調査は三つの分科会を設置し、お願いしたところです。限られた日程の中で精力的に調査をしていただきました。深く感謝をいたします。委員の皆様には、分科会の調査報告書の写しと、分科会会議録を事前に配付させていただいております。また、9月27日の当委員会で要求のあった追加資料については、本日、皆様の席上にお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の総括質疑に入りますが、本日の委員会の進め方として、まず、分科会報告書に関連する質疑、次に、各分科会から報告された総括質疑において論議することとした項目はありませんでしたので、各委員からの総括質疑の順に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 なお、議長から示された日程では限られた時間しかありませんので、質疑及び答弁は明瞭簡潔をお願いいたします。

決算についての各分科会においての詳細な調査はしていただきました。基本的に分科会報告書は尊重しますが、分科会報告書に関連して特に何かあれば質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 ありがとうございます。

それでは最初に子ども部所管の項目について総括質疑を受けます。

挙手をお願いします。

桜井委員。

○桜井委員 不登校対策について質問をしたいと思います。

○岩佐委員長 いるよね。はい、お願いします。

○桜井委員 はい。不登校の対策につきましては、ここ数年の中で大変重要な課題として重く受け止め、議会の中でも議論をしてまいりました。先般、新聞を見ても不登校最多3

万843人とか、不登校を理解し支援とか、この不登校に関する記事は非常に多くなってきております。で、10月の4日の日に都教委が2022年のこの不登校調査、問題行動・不登校調査の結果を発表しています。これによると大変驚く結果になっておりまして、先ほどお話ししたとおり3万843人で、前年27%の増だったということです。小学生が35%の増、中学生は19%の増、高校生は41%の増ということで、小学校、中学校は10年連続の増加になっているという、こういう結果が都教委の発表では出ています。もっと驚くところでは、中学生は15人に1人が不登校になっているという結果が出ているわけでございます。

そこで、まずは本区における不登校児童・生徒の現状と、この人数に対する区の認識についてお答えを頂きたいと思えます。先ほど言ったように、都教委では中学生は15人に1人ということでもございましたけども、本区はどうなのか、そこら辺も含めて、まずお答えいただきたいと思えます。

○山本指導課長 それでは、千代田区における不登校児童・生徒の現状と区の認識についてお答えいたします。

まず、本区における令和4年度末の不登校児童・生徒数は、小学校、中学校、中等教育学校を合わせまして112名となっております。経年で見えますと、令和2年度にしましてはコロナ禍の影響もあり不登校者数は多くなっておりますけれども、令和2年度は、失礼いたしました。平成29年度は、小学校、中学校、中等教育学校合わせて47名。平成30年度が77名。令和元年度が106名。令和2年度が136名。令和3年度が105名。そして先ほど申し上げました令和4年度が112名となっております、東京都と同様増加傾向にあるというふうに認識しております。また、中学校にしましては、本区、不登校出現率が令和4年度は5.88となっております、これは単純に計算いたしますと17人に1人が不登校であるというような数値となっております。小学校の不登校出現率が令和4年度は1.33であることと比較いたしますと、これは毎年度の傾向でございますけれども、中学生の不登校率がかなり高いという点については課題であると認識しております。

○桜井委員 大体都教委のほうと同じようなカーブになっているということのご報告を頂きました。不登校対策については冒頭でもお話ししましたとおり、大変重要な課題だと思っております。早急に対策を講じて実行することが、これは必要なだと私は思います。不登校の理由については様々に考えられていまして、文科省の令和2年度の不登校生徒・児童の実態調査によると、主たる要因として、理由として、小学校は1番目に無気力・不安。2番目に親子の関わり方。3番目に生活リズムの乱れになっているのですね。中学校も1番目には無気力・不安。2番目にいじめを除く友人関係。3番目に生活リズムの乱れ。高校生は、やはり1番目に無気力・不安。生活リズムの乱れ。そしていじめを除く友人関係ということで、小学校、中学校、高校全てが無気力・不安ということが理由として挙げられて、これが要因の約半数を占めていると、そういうふうに報告をされています。この無気力・不安というのはやる気が起こらないということなんでしょうけども、非常にその生徒・児童たちの原因をここから察するという事はなかなか難しいところはあるんだと思えますけども、都教委は無理に登校を促さないという意識の変化や、長期化したコロナ禍による生活リズムの乱れが影響しているのではないかとこのように分析しています。で、

多様な学び方の選択肢を整えていく必要があるんじゃないかと、そのように言っているところですよ。

さらに興味深いところで、子どもたちが最初に学校に行きづらいと感じたそのきっかけというのが、小学生は先生のことだと言っているんですね。体の苦痛や生活の乱れもあるけど、先生のことだと。中学生は、体の不調。勉強が分からない。先生のこと。やはり先生のことだということを言っています。学校に行きづらくなる一番の理由は何かというと、小学生は勉強が分からない。中学生も勉強が分からない。このように答えているわけです。そうしたときに、先ほど千代田区における不登校の生徒・児童の状況について述べていただきましたけども、本区のこの不登校の現状を鑑み、その要因についてはどのように考えて分析しているのか、ととても興味深いところですけども、その要因というものが何なのか、不登校のね、という本区の不登校の現状がどうなのかということについて、まずお答えいただきたいと思います。で、不登校生徒への支援についても、どのようにされているのか、お答えをいただきたいと思います。

○山本指導課長 まず、不登校の要因といたしまして、本区においても無気力・不安が最も多く、次いで家庭の問題となっておりますが、この回答項目は国や都の調査に準じた項目であり、例えば、無気力・不安と回答した児童・生徒の中でも、その要因の詳細は千差万別であると認識しております。そこで、本区では、不登校児童・生徒や不登校傾向にある、いわゆる教室不適應の児童・生徒について、昨年度末から各学校に対して継続的にその子の状況、課題、進展、理由や家庭背景等々について、学校の対応も含めてですけれども、個別に聞き取り調査を行っております。調査結果によりますと、子どもたちが不登校になってしまう理由は、集団生活へのストレスであるとか、登校への不安、ゲーム依存による生活リズムの乱れなど、多様な要因が含まれており、学校と関係諸機関等が連携しながら一人一人の状況に応じたよりきめ細やかな支援を行う必要があるということで認識をしているところです。

次に、不登校児童・生徒への支援に関してですけれども、これまでの不登校支援の取組といたしましては、未然防止、早期発見、早期支援、長期化への防止という対応の観点から大きく三つ取り組んでございます。

まず第1に、区内の教育研究所にスクールソーシャルワーカーを配置し、関係諸機関との連携、校内におけるチーム体制の充実等に向けた助言を通じて児童・生徒、保護者への支援を行っております。

2点目といたしまして、各学校において月1回出欠状況調査及び支援状況報告を実施して、欠席が増えてきた児童・生徒の状況を学校と教育委員会が共有するとともに、指導主事等が各校への聞き取り訪問等を通して適切なアセスメントによる早期支援のための体制を整えております。

3点目といたしまして、いわゆる適応指導教室、白鳥教室における指導、支援を実施しております。学校とも連携しながら不登校児童・生徒が社会的に自立することを目指し、学習、生活に関する指導、支援を行っております。また、児童・生徒が学びがより充実したものになるよう、社会科見学、調理実習、出前授業などの体験活動も積極的に行っているところです。これらの取組につきましては引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○桜井委員 ありがとうございます。

不登校に対する要因というのは様々で、先生方におかれても、また教育関係者の皆様方におかれても様々にご苦労されていらっしゃるということがよく分かりました。その中で、この不登校が起きづらい環境をつくってあげるということは、これはもう大変大切なことだと思います。今もご答弁の中に少し述べられていましたけども、児童・生徒が学校という集団の中で、個人としての存在が認められて、そして互いに必要とされることが確認できるか。このこと、また自らが主体的・協働的に取り組む活動を通して、その絆といいますか、というものを感じ取れるかということがやはり問われてくるんだろうなというふうに私は思っております。このことは大変難しく、様々な活動だとか、生徒間同士の交流だとか、学校の中での交流だとか、そういうものを通して身につけていくかとか、自分が理解をしていくということになるんだと思いますけども、大変時間のかかることなのかもしれません。こういう子どもたちの居場所づくりというのかな、と絆、子どもたち同士の絆、先生との絆、学校との絆ということについては、大変それをつくっていくということについては大変大切なことだと思いますけども、区としてはいかがでしょう、そこら辺の見解がございましたら、お答えください。

○山本指導課長 ただいまご指摘いただきました居場所づくり、そして絆づくりという視点、非常に重要な視点であると我々も認識しているところでございます。この居場所づくり、絆づくりによる不登校の起きづらい環境設定につきましては、まず居場所づくりとしましては、COCOLOプランにも示されております、校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームを全校に設置していきたいというところで準備をしているところでございます。このことにより、一人一人の児童・生徒にとって安心して過ごすことができる居場所の確保に努めてまいります。また、絆づくりにいたしましては、これまで各学校で実践されてきております特別活動を中心とした児童・生徒主体の活動の充実、お互いを思いやり尊重し合う学級風土、学校風土の醸成等により、学校や子どもたち同士がつながりを深め、絆を深めていくよう、しっかりと学校に支援・指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○桜井委員 ありがとうございます。しっかりと取組をさせていただいているということも改めて分かりました。

今定例会において補正予算が可決されまして、白鳥教室のスペース拡充が図られることになりました。子どもたちにとって十分なスペースを確保してあげられることは、今後の事業を進める上からもいいことだとよかったと思っております。併せて、先ほど課長のほうからも答弁を頂いておりますけども、不登校の兆候を見逃さず、早期に対応することが、これは肝要だと思います。この件については改めてご答弁を頂きたいと思っております。大変大切なところなのでお答えを頂きたいと思っております。

○山本指導課長 ご指摘を頂きました不登校兆候を見逃さず、早期に対応するということが我々としても大変肝要なことであるというふうに認識しております。重なる部分がございますけれども、教育委員会といたしましては、令和5年3月に文部科学省から示されましたCOCOLOプランの趣旨を踏まえた不登校対策のさらなる強化が必要であるというふうに認識をしているところです。特に今後の取組といたしまして、誰一人取り残さない学びの保障のため、より適切な支援環境を整えていくこと。これから以下の5点について今後しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

まず1点目、神田さくら館の機能の一部移転に伴う白鳥教室の機能充実。このことにより、校種別の教室の確保、それから個別学習室の設置、また軽く運動できるようなスペースや個別相談スペースなども確保できるというふうに考えております。

2点目、先ほども申し上げました、校内教育支援センター、スペシャルサポートルームの全校設置化。教室不適應の児童・生徒に対する支援の強化という点でございます。

3点目、東京都の施策であるオンライン上での仮想空間、バーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用した不登校児童・生徒への支援環境の新規整備。

4点目といたしましては、民間のフリースクール等との連携の強化。

そして最後5点目といたしまして、不登校特例校、名称が変わりまして学びの多様化学校について調査研究をしております。

今申し上げました5点について、今後しっかりと検討・研究を進めてまいります。

○桜井委員 ありがとうございます。

最後になりますけど、今も早期に対処することというようなお話も頂きました。子どもたちは不登校に陥る前に必ず何らかのSOSのサインを我々に送ってくれます。登校を渋ったり、連続の欠席、いらいら、反発など、そしてこれらは成績の低下や友人関係の変化、家庭環境の変化などによって起こると言われております。こんなときに話しやすい、相談しやすい先生をつくることや、登校できないことをサボりだとか怠けていると決めつけずに、先生と教師と学校の理解ある柔軟な対応が必要と考えますが、最後に区の考えをお伺いをいたします。

○大森教育担当部長 ただいまの桜井委員ご指摘の、決めつけない理解ある対応に向けて、まずは教師については、子どもたちの心の小さな変化や不安、生活リズムの乱れを見逃すことなく対応ができるよう、各種研修等の様々な場面を通して理解促進を図り、教師一人一人の資質や能力の向上に努めてまいります。また、学校の組織的な対応、福祉など関係機関との緊密な連携体制の構築、校内の相談体制の充実やICTなどの活用による子どもたちのSOSに対する早期発見など、学校がワンチームとなって、ご指摘の決めつけない理解ある対応に向けて全力で取組を進めてまいります。

○岩佐委員長 ほかに、子ども部所管の中で質疑はございますか。

○米田委員 では、ICT学校教育システムの推進について伺わせていただきます。

主要施策の成果26ページ、決算参考書150、151、152になります。まず、このICT学校教育システムの推進、ここの決算額の内訳を教えてください。

○山本指導課長 それでは、決算額の内訳について申し上げます。小学校、中学校におきましては、私、指導課長のほうから、それから中等教育学校におきましては、企画室大塚室長のほうからご答弁させていただきます。

まず、決算額の内訳、小学校、額の大きなもので申し上げますと、ネットワーク機器や端末の使用料・賃借料が約4億2,000万円。保守・運用等にかかる経費といたしまして、委託料が約1億7,000万円。ほか端末の通信経費である役務費が1,900万円。修理や消耗品費である需用費が1,600万円となっております。また、中学校に関しましては、使用料・賃借料が約1億500万円。委託費が8,300万円。役務費が530万円。需用費が300万円となっております。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 それでは、九段中等教育学校の経費について説明

します。まず合計といたしまして、中等教育学校として1億6,700万円。そのうち使用料・賃借料が約1億3,000万円。委託料が約2,200万円。役務費が1,300万円。需用費が約20万円となっております。

○米田委員 多額の経費がかかっております。この契約、これはずっと昨年度から続いていると思っているんですけど、この契約は随契とかプロポーザルとか、こういった内容で契約されているのでしょうか。

○山本指導課長 これらICT関連の契約行為自体については大変複数にまたがっております。幾つか簡単に申し上げますと、まず小中学校の学習者用タブレットPCの賃借、そして設定業務につきましては、入札で8者の応募がございました。また、ICT学校教育システムの整備に伴う機器等の賃借、これにつきましても入札で4者の応募がございました。ほか、プロポーザルで実施したもの、応募が複数あったもの等々を様々な形態で契約行為をしてございます。

○米田委員 ありがとうございます。複数者が入札に参加して、その中から適正なのを選んだということで理解させていただきました。

次に、ここに書いてある主要施策の成果なんですけど、タブレット300台、特別支援学級に110台等々あります。配信用端末とか、これはどこの学校に配置されたのかと、毎年拡充というか、機器の更新だとか、そういったことで追加されていくと思っているんですけど、大体どの学校もほぼこれでそろったという認識でよろしいでしょうか。

○山本指導課長 こちらに記載のとおり、令和4年度の実績といたしまして、さらなるICT教育の推進環境を整えるために小中学校に追加の整備を行っているところでございます。例えば、児童・生徒機に関しましては、これは各学校に児童が増えてきた分等々について各学校に配置しているものでございます。また、特別支援学級、通級指導教室用に110台というふうに記載がございました。これは各学校に設置している特別支援教室、それから小学校2校、中学校1校に設置している特別支援学級にiPad等の配備を行ったというようなものでございます。

○米田委員 特別支援学級にしっかりこういったのを整えていって学習環境を整える、大事なことだと思っていますんで、しっかり推進していただきたいなと思っています。また、学校間格差にならないようにも注意していただきたいなと思います。

令和2年度からGIGAスクール構想に基づいて1人1台タブレットをそろえ、令和3年度も校務のリプレイス等々をやっております。令和4年度も今おっしゃられたように、ICT教育を推進する環境を整えたとあります。毎年毎年多額のお金をかけて環境を整えた。これ、恐らく全国トップクラスの環境と言えるかと思っております。この環境を整えたことによって、本区ではどのようなことができるようになったのか、こういった取組ができてきているのか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

○山本指導課長 例えば一例を申し上げますと、授業においては、教師が主導的に指導するというだけではなく、ICT機器を効果的に活用することで、教師と子どもがつながる学び、そして子ども同士がつながる学び、さらには子ども自身が学習方法を決める学びの三つのステップが全て実現できると考えております。例えば、ルール型大型提示装置を活用いたしまして、教師が子どもたちに課題を提示する。共同型学習アプリケーションを活用することで、子どもたち同士が考えを交流し合う、さらには個別型の学習アプリケーシ

ョンを活用することで、子どもたち同士が、子どもたちが自分の理解度、進度に合わせて学習を進めるなどの環境が整っております。さらにオンラインを活用することで、都外、海外など遠隔地とつながる事例もございます。これら機能を最大限活用していくことで、これからの予測困難な時代、たくましくしなやかに生きていく子どもたちをしっかりと育て、情報活用能力を確実に身につけてまいりたいと思っております。

○米田委員 しっかり活用してさらなる推進を進めていただきたいなと思っております。また、先ほど桜井委員もおっしゃっていましたが、不登校の方々に対してもこういった機器を使うことによって改善していく、このことも重要と思っておりますので、併せてお願いしたいなと思っております。とはいえ、教員の方も様々な研修を受けて機器に慣れてきたと思っておりますが、進めてきた中で様々な課題も出てきていると思います。こちらにも書いていますけど、環境の整備により進んできましたけど、学校、教員間での利活用の度合いにも差があると認識しています。また、効果的な使い方にも課題があると私は思っています。今現状の課題についてどのように捉えているか教えていただけますか。

○山本指導課長 ただいまご指摘いただきましたICT教育の環境の整備によりまして、また教員一人一人の意識の変化によりましてICTの活用は格段に進んできたというふうに認識しているところでございます。しかしながら、一方で学校間、教員間での活用の度合いに差がある。また効果的に活用する場面においても課題があるというふうに認識しております。そのような課題を解決していくために、例えば、学校訪問の際には、全体、あるいは個別に指導、支援する場も設定しております。さらに、特に年度当初、教員の人事異動によりまして、自治体によって端末ですとか入っているアプリケーションが違いますので活用率が低下するというような傾向も見られます。この課題をカバーするために、今年度は4月に初任者、そして異動者を対象とした研修会も実施いたしました。さらに夏季休業期間中にはアプリケーションごとに少人数による研修会を複数回開催し、教員一人一人のニーズに応えることができるよう工夫した研修会を開催しております。

○米田委員 様々な課題があると思っておりますので、しっかりそのような対応をとって格差のないように取り組んでいただきたいと思います。昨年からの課題なんですけど、壊れたタブレット、これ修理に日数が非常にかかっていたと聞いております。この課題に対してはどのように対応しているのでしょうか。

○山本指導課長 端末の故障に関しましては、我々としても課題の一つであると認識しております。令和3年度は故障、破損合わせて約370台、令和4年度も同程度の数値の破損、故障がございました。破損、故障に関しましては、できるだけ台数が少なくなるように、例えば机の前方に端末の落下防止器具などを設置することの工夫をしております。しかしながら、子どもたちは様々な場面で配付されているタブレット端末を使っております。ある程度の故障、破損はやむを得ない部分もあるのかなというふうに考えているところでございます。そのために修理の日数の代替機といたしまして、学校規模にもよりますけれども、50台前後、学校によっては100台以上予備機、代替機を配備しております。これら代替機の使用が重なってしまうケースがもしあるのであれば、若干子どもたちの使用に影響があることもございますので、できるだけ重ならないように、故障、破損があったときには速やかに教育委員会のほうに修理の依頼をするよう求めているところでございます。

○米田委員 代替機も含めてしっかりその辺も対応していただきたいと思います。また

壊れたときの修理するときに、アプリの中のシステムが移管できないということも聞いておりますので、その辺のところもしっかり対応していただきたいなと思います。

令和4年度のシステムの中で、教職員の働き方に対する取組を一層推進するために出退勤管理システムの構築、九段においては学校管理のシステム用のサーバーを更新したとあります。出退勤を管理する上で非常に重要な取組だと思っております。導入してどのような効果、課題があったか教えていただけますか。

○山本指導課長 それでは、私のほうは出退勤システムの構築について答弁させていただきます。九段中等教育学校にしましては企画室長のほうからご答弁させていただきます。

まず、教職員の出退勤システムの構築についてですけれども、このことにより多くのことが可能となりました。例えば、これは静脈による生体認証での出退勤時刻の管理。休暇の管理。時間外勤務管理等が可能となっております。また、旅費の管理や校内の電子決裁機能も充実いたしました。このことにより、教職員、特に副校長、事務主事の働き方に対しては大変効果的であると認識しております。成果と課題にしましては、本システム、令和5年度より運用を開始しているところでございますので、今年度の成果と課題、しっかりと年度末に検証し、次年度に生かせるようにしてまいります。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 それでは、九段中等教育学校についても同じく出退勤について同じシステムを入れまして、内容につきましては、先ほど指導課長が申したとおりでございます。それと、九段中等教育学校につきましては、平成29年の9月に生徒の成績とか、あるいは住所等の個人情報扱う学籍管理のシステムサーバー、これが5年を経過し、メーカーのサポート期間、保証期間を経過することから、昨年度リプレースしたものでございます。順調に、内容的には同じものですが、稼働している状況でございます。

以上です。

○米田委員 システム、九段さんはちょうど5年がたったんでやったと。これ、学籍管理、成績管理、出欠管理と、こういうシステムだと思います。これは当然だと思いますけど、個別でやっているんじゃないかと、いわゆる総合、統合型の管理システム、このことでよろしいですか。

○大塚九段中等教育学校経営企画室長 この学校管理システムにつきましては、生徒の成績から住所、健康状態、あるいは出欠状況等、個人情報のなものを扱うシステムでございます。このほかに一般的な先生方が文章を作ったり、問題、一般的なメール等につきましても、公務管理について両方の機能を備えているものでございます。

以上です。

○米田委員 総合型だということが今ので分かりました。これによって恐らく相当セキュリティも上がっていると思うんですけど、運用の仕方については、しっかり個人情報を扱っていますので、漏れのないようにやっていただきたいなと思っております。

指導課長がおっしゃっていただいていたんですけど、令和5年度から運用を開始したと。始まって約半年弱ぐらいですか、これによって様々な課題が出てきていると思います。例えば静脈でやっているんですけど、何といたらいいいんですかね。このときにはこういうふうな使い方をしたほうがいいのか、まだまだ慣れていないところが多々あると伺っております。こういうのはいわゆるベンダーに聞けばサポート体制ができていると思うんです

けど、このサポート体制が大体3か月ぐらいでサービス期間が切れていると、このように伺っております。大変学校の現場では少しやりにくい状況が続いていると思うんですけど、その辺の対応についてはどういう感じで行っていくのかお聞かせください。

○山本指導課長 先ほどご答弁させていただいたとおり、本システム、令和5年度、本年度から導入しているものでございます。課題といたしまして、現状把握しているところでは、新しいものを導入するということになりますので、やはり導入時の若干の混乱があったということは聞いております。ここについては何度か研修会、説明会を行うことで改善できているのではないかなというふうに感じているところです。また、ご指摘いただきました、委託事業者のサービス機能も切れたというふうなところについては、ご指摘いただいたとおりでございますが、今後も学校をしっかりと支援できるように、委託事業者、教育委員会、学校が連携を取って混乱のないように進めてまいりたいというふう考えております。

○米田委員 しっかり対応していただいて困ることのないように、せっかく導入したのに、逆に手間になったということにならないようにしっかりやっていただきたいなと思っております。

最後にしますけど、本区では「つなぐ・つなげる千代田区の教育」を学校・園の運営の軸として掲げ、各学校・園と連携して千代田の教育の充実に努めていると思います。GIGAスクール構想、1人1台タブレットPC体制においては、千代田区の地域リソース、教育リソースを利活用し、子どもが変化を前向きに受け止め、先ほどもありましたとおり、豊かな創造性を備え、持続可能な社会のづくり手として、予測不可能な未来社会の自立に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層充実、育成していくと書いております。また、第4次基本構想では「全ての子どもたちの個性や意思が尊重され、大切に育まれながらすくすくと成長していく」とあります。教育現場でのICTの推進、今後ますます進んでいくと思います。また、ICTは日々進化しております。新たな取組も出てくると思います。そこにはアジャイルに対応していかないといけないと思っております。また、進めていく中でも課題も出てくると思います。今後、区としてどのようにICT教育を進めていくのか、最後お聞かせください。

○大森教育担当部長 ご指摘いただきました「つなぐ・つなげる千代田の教育」、これは「誰もが輝ける未来を創造する子どもの育成を目指して」というサブタイトルをつけております。千代田区教育委員会から区立学校・園に対して、このような子どもに育ててもらいたい。このような教育活動を充実させてほしい。そのために教育委員会と学校・園が一体となって連携しながら、子どもたちの健やかな成長を応援していきましょうというようなメッセージになっております。また、ご指摘いただきましたGIGAスクール構想、1人1台タブレットPC体制に関しましても、千代田区はちよだスマートスクール、学び方、教え方、働き方を変えるための17の目標、これを設定し、授業や校務などを一体的、総合的に改善していくということを現在目指しております。米田委員ご指摘のとおり、今後、教育現場でのICTがますます進んでいく中で、新たな取組や様々な課題が顕在化すると思っております。その都度そうした課題などをしっかりと受け止め、予測困難な時代を生きる子どもたちの学びにつなげていくということが肝要だと思っております。引き続きICT教育を一層充実させるとともに、言語能力と同様、学習の基盤と位置づけられている

この情報活用能力の育成向上に全力で取り組んでまいります。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、子ども部所管で何か質疑ありますか。

○岩田委員 学校における動物飼育について資料を頂きまして、ありがとうございます。資料では学校におけるアヒルの購入についてですが、私の質問は、学校における動物の飼育全般についてお伺いいたします。

この資料によりますと、アヒル、これ、番町幼稚園のアヒルについて、購入したのが2番のところですよ、雌、平成30年1月に購入して死んだのが令和元年8月となっています。一般質問でお伺いしましたが、アヒルの平均寿命はどれくらいかというお話で、私も調べましたら15年から20年程度生きるといふうに言われております。これ、もう、1年数か月、1年半ちょっとぐらいで亡くなっています。このアヒルは平成28年11月生まれですから、来たときにはまだ1歳3か月ぐらい、そして1年半ぐらいで亡くなっていると。こういう状況を考えて、このアヒル、個体に例えば病気があったとか、そういうことは何かありますか。

○山本指導課長 ただいまご指摘いただきましたこの雌のアヒルですけれども、我々把握しているところでは、生まれつき趾瘤症という足指の裏にできた小さな傷から雑菌が入ることにより起きる炎症により死んだというふうに把握しております。

○岩田委員 そういうのも想定できるのは、あの小屋を見れば下がコンクリートでできている。本来そういうところで飼うと、アヒルはもともと足が弱いので、そういうところでは飼うべきではないと、そういうふうにも専門書にも書いてあります。でも実際は下は土ではなく硬いコンクリート、なので足が弱るのは必然と言えれば必然。今までのアヒル、アヒルばかり言ってはあれですけども、これ例えばの話ですけどね。アヒルがこういうふうには平均寿命まで生きられないわけですよ。ほかの動物もしかりだと思いますけども、それについてどのように考えているんでしょうか。

○山本指導課長 先ほどもご答弁させていただきました。この雌のアヒルについては、環境が原因ではなく、生まれつきの病気であるというふうにはまず我々は認識しております。

（発言する者あり）また環境についても、獣医の方からご指導、助言を頂きながら、できるだけその動物にとって過ごしやすい環境になるような工夫をしているというふうには認識しております。

○岩田委員 その動物にとってできるだけ過ごしやすい環境ということで、冬は吹きっさらし、夏は暑いところで、もちろん冷房もないところで暮らしているわけなんですけども、ある学校では、同じように夏休みにアヒルを皆さん子どもたちが順番にお世話をするんですけども、家に持って帰るらしいんです。それは、（「アヒルは持って帰れない」と呼ぶ者あり）いや、持って帰るんです、アヒルを、実際に。ちょっと学校の名前は言いませんけども、アヒルを持って帰るんです。そこまでしてやらないと、かわいそうだと。当然、今夏はめちゃめちゃ暑いじゃないですか。

この平成30年って、まず、冬がすごい寒かったんですよ、大雪の年。これ、1月22日には23区で雪が降って、新宿も銀座も雪で結構大混乱した日です。そして、この年は統計開始以来最も早い6月29日に梅雨明けをして、7月の平均気温は東日本で約2.8度高かった。これは統計開始以来最高。そして8月前半はやはり高温で中旬はまた今度は

寒が入ってきて最低気温が低くなって、下旬になってまた高温になった。こういう環境にやっぱり耐えられないわけですよ、吹きさらしですから。それがまたいい環境とおっしゃいますけども、人間だってあんな狭いワンルームマンションですって監禁されていたらおかしくなっちゃいますよ。実際、私が見たところ、今のアヒルも、ちょっといいのか、ちょっとノイローゼぎみというか、うろろうろして、ちょっと見て大丈夫かなというような感じでした。

そういうのも考えておっしゃっているのかどうか分かんないんですけども、このアヒルって、1日2回程度の日光浴、水浴び、適度な運動が必要というふうに書いてあるんです。私どもが見つかるような簡単なところに書いてあります。そういうのを実際させていないとか、できないじゃないですか。別にそれをやれというわけじゃないです。できないならば飼うべきではない。そしてそれが結局はアヒルの寿命を短くさせるのであれば、それはやはりやるべきではない、そういうふうに思っているんですよ。確かに情操教育大事です。子どもたちに動物に触れさせるとか、分かりますけども、じゃあ命というのはその情操教育より大事なんでしょうか。これあまりにもかわいそうですよ。動物虐待だと思います。今後それをどういうふうにするのか、動物たちによってよりよい環境ってどういうふうにするのか、それをお答えください。

○山本指導課長 岩田委員、最初にご指摘いただきました、アヒルを持って帰る学校があるというような事例につきましては、大変申し訳ございませんが、我々は認識していないところでございます。また、環境につきましては、ご指摘いただきました1日2回というふうなところも鑑みまして、こちら、現在飼育している幼稚園では、1日2回から3回水やり餌をやりというような子どもたちが愛情を込めて飼育しているというようなことを聞いております。また、先日の議会においても答弁させていただきました。こちらについては、幼稚園教育要領、そして小学校学習指導要領にも、こういった飼育、植物の栽培を通して命の大切さをしっかりと子どもたちに育むというような重要性が述べられているところです。そこにのっとり、我々学校は、しっかりと愛情を持って、子どもたちが飼育、栽培をしているというふうに認識をしております。

○岩田委員 ご飯とか水は、それは当然、最低限のことなんですよ。大事なところは日光浴と水浴び、それがないと健康的にもよくない。虫が湧いたりとか、そういうのを防ぐためにも必要なんですというふうに書いてありました。で、じゃあこれは大体お幾らぐらいで買ったのか、僕も調べたら、牧場みたいなのところだと大体1,000円ぐらいで売っているそうなんです。ペットショップだとこれが数万円ぐらい。じゃあどこで幾らで買ったのかお答えください。

○山本指導課長 購入の金額ですけれども、こちら、つがいで購入して4万円弱であるというふうに聞いております。

○岩田委員 なるほど。分かりました。じゃあその4万円が結局そういうよくない環境によって無駄になっちゃったということですね。ほかにもウサギとか亀とかハリネズミとかいろいろ飼っているそうなんですけども、じゃあ、ほかの動物は、平均寿命はどれぐらいなんですか。例えば亀はどれぐらい生きるんですか。（「亀は万年」と呼ぶ者あり）

○山本指導課長 亀につきましては、平均寿命、約20年から30年というふうに認識しております。

○岩田委員 種類によっていろいろ違いますけども、ミドリガメで40年ぐらい、ゼニガメで15年から30年、ウサギでも七、八年、ウサギも非常に弱い動物なんです。ウサギも吹きっさらしでかなり弱る。そういうふうに物の本には書いてありました。でも、結局は同じようなやり方で、狭いところに閉じ込められて、吹きっさらしの中で、1日2回ぐらい、ご飯をあげていますよ、水をあげていますよ。でも適度な運動は無理ですよ、な感じじゃないですか。そういうので、ちょっとこれからそういうのを考えていただきたいんですよ。今は、何だ、移動動物園というか、そういうので、公園に馬が来たり、羊が来たり、ヤギが来たり、モルモットが来たりというのがあるじゃないですか。そういうのでできると思うんですよ。結局、こうやって、ずっと監禁状態ですよ。適切な飼育ができないのであればやるべきではないというふうに思っていますので、移動動物園というか、そういうものの活用をもうちょっと考えていただいて、この学校での飼育をちょっと考えていただきたいと思うんですが、そこをお願いします。

○山本指導課長 ただいまご指摘いただきましたウサギに関しましても、幾つかの園・学校で飼育をしているというふうに認識しております。ちなみにウサギの平均寿命は5年から10年というふうに言われております。このウサギに関しての飼育方法、学校・園によってもそれぞれですけれども、子どもたちが当番を決めて毎日愛情を込めてしっかりと世話をしている。そして運動が大事というようなご指摘も頂きました。ゲージを張って適度な運動もさせているというふうに認識しております。また、移動動物園、こちらの活用ということも非常に効果的ではあると思います。先ほども申し上げました幼稚園教育要領、学習指導要領に記載の、子どもたちが動物、植物を飼育・栽培する意義の重要性、そして移動動物園の活用ということも含めて、学校・園に伝えてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに子ども部所管に質疑、何かありますか。

○のざわ委員 各会計決算参考書の144ページですか、それで事務事業概要書は子ども部で259ページ、これ、幼稚園・学校施設震災対策等で、もう、内容的にはもう、えごし委員と大塚学務課長がもうお話しされていらっしゃると思いますんで、そこはあれしないうんですが、一つだけ、これ、何でご質問させていただいたかと申しますと、震災対策等についてということで、私、くどいですがけれども、震災に関しましては2025年末まで、予算でいうと2026年3月までは非常に重要な問題だと思っておりまして、ぜひここを、金額的には13万だけ執行率が未達ということなんですけど、74.09%の執行率ということで、問題的には大切なものだと思いますので、ぜひ執行率100%までご実行いただくことが必要かなと思ってございまして、お願いでございました。

以上でございます。

○大塚学務課長 こちらの予算でございますが、5年ごとにヘルメットを更新させていただいております。令和4年度につきましては更新時ではないので補充分と破損分の不足、これを購入するための予算を計上いたしましたけど、購入予定数を実績が下回ったために執行残が出ております。ただいまのご指摘を踏まえ、予算の適正な執行と校・園で施設震災対策等に使用するヘルメットが有効活用されるよう努めてまいります。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに子ども部所管で何か質疑はありますか。

○春山委員 小学校施設管理、施設改修費についてお伺いさせてください。

各会計決算参考書の150、151の2の施設改修でハードの整備改修ということで、もともとの予算額も大きいんですけども、この執行率が55%で不用額が3億4,800余ということの、この執行残の理由について、この3年間の執行残の推移についてお伺いさせてください。3点目が、この施設改修についてどのように予算立てをしているのか教えてください。

○赤海子ども施設課長 今ご指摘いただきました小学校管理費の施設改修につきましてですが、ご覧いただいておりますように、今年度17項目の工事を実施させていただいております。この中で今回全体で55.7%という執行残になってございますが、今年度、令和4年度の執行残に関しましては、若干確かにご覧いただいておりますとおり低いという状況で、過去3年間程度につきましてはおおむね70%台から80%行くか行かないかぐらいの執行率だったかと承知しております。また、今回の主な執行率に関してですが、特に⑥番から⑧番にかけての番町小学校の工事に関しましてトータルで68.8%といったものがございまして、そのほかに⑨番、神田さくら館6階・7階の照明設備LED化工事で26.3%。また⑫番、⑬番でしょうか、の昌平童夢館に関する工事費で42.5%というような低い執行率がございましたもので、それが全体のそのほかに関しましては60%から70%台の執行率ではございますが、今申し上げたものが主な要因といたしまして、トータルで55.7%にとどまったというような状況でございます。

あ、失礼しました。もう一点、予算の立て方ということで3点目ございました。予算の立て方に関しましては、こちらに出させていただいている工事は主に保全の関係でございまして、どちらかといいますと営繕（担当）のほうで計画をしているような工事が主でございます。また、そのほか例年7月から8月ぐらいにかけて、私ども子ども施設課において、各施設から改修ですとか修繕の要望をお聞きした上で、その中で優先順位を相互で確認し合いながら、それを営繕のほうに上げさせていただくと。そのような中で営繕が当初から想定していた保全、それから私どもが挙げている修繕等の関係を、さらに相互で調整しまして、その上で予算を実施するもの、次年度以降に送るものというような中で予算立てをしているというような状況でございます。

○春山委員 今のお話を伺って、また事務事業概要の222から223が小中学校別の児童福祉施設の修繕状況だと思うんですけども、今の話をお伺いすると、こと、この実施状況を見ると、あくまでも現状の改修とか改善ということが項目として多くを占められているのかなというふうに感じるんですが、ここの事務事業概要の目的を見ると、子どもの環境の向上をしていく、2番のところをいくと、教育活動の充実を図るとともに地域コミュニティの核及び防災拠点としての役割を担い、温暖化対策やヒートアイランド対策等の環境面にも配慮した施設とするとなっているんですが、この辺について、単純に保全や修繕ということだけでなく、教育環境の充実に向けた改修、修繕というものを、これだけの執行残があると、70%で推移したといっても30%の不用額が発生してきている中、もう少し子どもの教育環境を考えた修繕について、どのようにお考えをお答えください。

○赤海子ども施設課長 ご指摘、恐れ入ります。確かにこちらをご覧いただいている中では保全的なものが主なものを占めてございます。ただ、ご指摘いただいておりますように、

児童・生徒の環境の側面、またお子さんの環境でしょうか、の側面ですとか、様々な向上というんでしょうか、そういったものに関しても適宜検討していかなければいけないなど考えているところでございます。一方で、こちらの工事のほうでは載ってございませんが、日常の中で使っている中での改善、または小さいという言い方はおかしいんですけども、そういった中での修繕などに関しては、なるべく現場からすぐにご連絡いただければ、我々の担当のほうで現場に行きまして、相談の上でなるべく早い対応を心がけているところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。

修繕というのもすごくもちろん大事ですし、スピーディーに対応していくということも大事です。それともう一方、今後の学校の環境というのはハード面でどう整えていくかということも検討していただきたいと思います。

○赤海子ども施設課長 ご指摘いただきましたように、単なる予防保全ですとか、日常の修繕にとどまらず、現場の声も聞かせていただきながら、その現場で何が今必要となっているのか、また何を改善しなければいけないのかといったことに関しまして、よくよく相談をさせていただきながら、改善できるところから改善していくというようなことを心がけてまいりたいと思います。

○岩佐委員長 ほかに子ども部所管の質疑は何かございますか。よろしいですか。

○小林副委員長 なしで。

○岩佐委員長 なしで。ないですか。

○小林副委員長 子どもでしょう。誰もないし。

○岩佐委員長 小林副委員長。（発言する者あり）

○小林副委員長 民間開放の在り方についてお伺いいたします。

いいですか。いますね。富士見みらい館の……

○岩佐委員長 待って、ちょっとすみません。ちょっと入替えが。

○小林副委員長 入替え。

○岩佐委員長 保健福祉部を呼ばなきゃいけない。

○小林副委員長 保健福祉は入らない、まだ。次になりますから。錦町はDBOのところでやりますからいいんですけどね。関連で、これやっちゃうと大変でしょう。

○岩佐委員長 そうなんですか。でも、書いてあるから呼んじゃった。

○小林副委員長 すみません。富士見みらい館の令和4年度の決算額とその内訳を、あとPFIに関わる経費と、それ以外も併せて教えてください。

○赤海子ども施設課長 委員長、子ども施設課長です。

○岩佐委員長 子ども施設課長。

○赤海子ども施設課長 よろしいでしょうか。

○小林副委員長 指していますか。

○岩佐委員長 指しましたよ。

○赤海子ども施設課長 はい。ただいまのご質問いただきましたPFI事業に係る富士見みらい館に係る4年度の決算額の内訳ということでございますが、まず、サービス購入費、これは例年お支払いしているものでございますが、このサービス購入費といたしまして5億6,157万8,000円余でございます。また、サービス購入費以外というものでござ

いますが、令和4年度は1億889万円余でございます。合計で令和4年度は6億7,047万円余をお支払いしてございます。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 ちょっと分かりにくいので、私がこの決算書から見たところだと、まず、項2の学校管理費、目7で学校管理施設建設費、富士見みらい館施設整備費の整備費で1億7,665万9,148円と。それと項3、子ども家庭費、4目、子ども施設建設費、1の富士見みらい館施設整備7,571万1,061円と。で、二つ出てきています、関連したのね。そのほかPFIは分割の費用支払いですから、この二つに分かれています。これと、あと富士見みらい館については児童センター、児童館事業運営で、5、富士見わんぱくひろばの事業運営で9,286万9,653円がついていて、予算でもそれぞれついているんですけども、それを合わせても6億にならないんですけども、ちょっと分かりやすくもう一度説明していただけますか。

○赤海子ども施設課長 詳細ありがとうございます。確かにご指摘のとおり非常に分かりにくくなっているかと思えます。こちら、今お話しいただきましたほかにも、コミュニティスクール分で生涯学習振興費ですとか、小学校管理費でも学校給食の分がございましたり、こども園の分、それから中等教育学校の給食もお願いしているということで、そういったところですか、用務業務とか、そういったもの、様々な科目にまたがってございまして、その合計金額として、先ほど申し上げました、まずサービス購入費として5億6,157万円余となるものでございます。またサービス購入費以外というふうに申し上げたんですが、こちらは子ども施設課のほうで担当している予算の中でお支払いした1億889万円余がございまして、その上で合計が6億7,047万円余というような状況でございます。

○小林副委員長 全く分かりにくくて、要するにPFI事業というのは、設計から始まってずっと来て、今、管理の状態になって来年終わるんですけども、要するにその中で、先ほど決算に出てきた富士見みらい館の整備費用の部分、それからわんぱくひろばの事業の部分等は出てきているから、これPFIだねと分かる、PFIに関するものだと分かるんだけど、要するにいろんな部分で費用の面積按分をしているんですかね、していると思うんだけど、それが決算に出てどこで見ているのか分からないということなんです。それは何を言うと、PFIというのはやっぱり目的別予算の趣旨から外れていたら困って、整備費と維持管理費含めて、その辺富士見みらい館の全体のこれを見たときに、後で質問しますけど、どこまでがPFIの中で、要するに分割して払っているのか。単独でそのPFIから外れて払っちゃっているものがあると、それはPFIに含まれない普通の事業になっちゃいますよね、富士見みらい館。そういう分かれができていいのかということを知りたいんですけども。

○赤海子ども施設課長 ただいまご指摘いただきましたサービス購入費と申し上げている部分につきましては、これは契約当時、設計、建築費で幾ら、金利で幾ら分ということと併せて色々ございますが、維持管理それから運営に関してこういった項目というような中で総額で幾らというような決めの中で毎年度支払っていているというようなものでございます。一方で、先ほど来申し上げているサービス購入費以外と申し上げた部分なんですが、一例を申し上げますと、契約の中で区の責めに帰すべき事由により行った、これは区

のいわゆる都合というんでしょうか、または突発的に対応しなければ、現場の要請を受けてなどでこちらで対応をしなければいけないというような状況にあります修繕とか更新、模様替えにつきまして、こういったもの、例えば学校内でピクチャーレールをつけてほしいですとか、あまり大きな話ではないかもしれませんが、カーテンレールを特別支援の関係でつけてほしいというようなことを、その場で対応しなければいけないようなものに関して区のほうで支払ったと。つまり契約当時に定められていなかった内容、また維持補修などに含まれていないような内容に関してお支払いしたものと、令和4年度は1億889万円があったということでございます。

○小林副委員長 そうしますと、そこまででPFIとして全体の事業費を当初計画と比較してVFMが出ているのか。設計、建設、維持コスト、管理運営の全部または一部を一体的に扱うことにより事業コストを削減、維持管理もしていくというふうになっていますね。それで具体的に、実際このPFIをやってVFMが出てもうかっているのかというのをどういうふうに見ているんですか。

○赤海子ども施設課長 VFMの算定に当たりましては、当時の例えば整備の準備にかかる人件費、開業関連事業費というそうですが、また建設費、資金調達、支払利息、維持管理運営などについて、区が直接実施する場合の試算を行った上で、それをPFIで民間事業者が実施して公共が支払っていく場合だったらどうだということを試算しております。その当時、その結果といたしまして、区が直接やるよりもPFIで行った場合、15年間というんでしょうか、の中で5億1,200万円、7.1%の削減効果が認められるというような状況でスタートしたというような流れがございます。この中で、例えば施設整備費に関してですが、業務要求水準による性能発注、事業提案に基づき契約した整備費と、割賦金利等によるものでございまして、これについてはもう当初から事業終了時までの償還額が決まっているということで、基本的には変更が生じないというものがございまして、こちらに関しては当初想定したVFMの効果がそのまま持続しているというふうに認識してございます。こちら契約の中でも設計、建設期間中のサービス購入費は見直しはしないという取決めもございまして、今申し上げたように、当初に取り決められた建設費についてはずっと同じ額で、物価が上がろうと何しようとは変わらないというような状況で来ております。また、維持管理ですとか運営のほうに関してなんですけど、やはり業務要求水準に基づきまして事業期間中にかかる費用として事業者が算定したものを契約してございます。それを事業期間を通じてお支払いしているという状況がございまして、これまで契約変更による支払いの額の増加はもちろんあるんですけども、その要因が、主に事業者募集時に想定がされていないようなことと、法令、制度改正によるもの、それから児童数の増に伴うもの、また物価変動や消費税額の変更によるものなどなどによるものでございまして、これはたとえ区がずっと直営でやっていたとしても、PFI事業でやっていたとしても、いずれも同じような上昇をしていくというような考えでございまして、そういった意味で、当初想定されたバリュフォーマナー、VFMは現在も発現していると、効果があったというふうな認識をしているところでございます。

○小林副委員長 数字で全部押さえるのは難しいとも思いますけども、そういうふうにもなっていないから。そうしたら、まず来年度で富士見みらい館のPFI事業の期限が満了します。本事業の効果検証、今していると思うんですけど、その結果、次の運営形態はどの

ような理由からどうする予定か。直営で行くなら直営で行くんでもいいんですけど、それで区の民間開放在り方のガイドラインのどの考えに基づく手法の選定となるのか、お答えください。

○赤海子ども施設課長 現時点で、まだ次期富士見みらい館全体というんでしょうか、または各機能に関してなんですが、完全に決定している状況ではございません。一方で、富士見みらい館につきましては、現在の事業終了後ですけれども、いわゆるPFI手法を継続しての維持管理運営のほうですが、こちらは取らないというような方向性で考えてございます。ただ、継続してPFIの事業手法は取らないという方向性であって、将来的にどうなるかというのはちょっとまだ分からないというような状況でございます。また、こちらでなぜPFI手法の継続ではないのかというようなことになるかと思うんですけれども、こちらPFI手法で富士見みらい館を継続するような場合、最も有力な手法というのがRO方式と申しまして、施設の大規模改築とか改修をした上で運営を委ねていくというような手法が考えられるかと。または、恐らくそれぐらいしか今のところはないだろうかなというふうに思っていたところでございます。また、今申し上げたような手法で行きますと、現在の富士見みらい館が築後15年程度であるというようなことから、老朽化といった意味での大規模改修の必要は生じていないというような認識がでございます。

一方で、例えばPFI事業ということになりますと、10年から15年、場合によっては20年間の契約期間が必要になるかと思えます。大規模改修などを含めたようなPFIの場合、それを契約期間の中間期、または後年度のほうでやろうというような場合に、その改修の予定を立てる、めどを立てるということが非常に困難であろうということがございます。また、契約期間の途中、または後年度でそういったものを実施するとめどを立てたとしても、その期間中にいわゆる予想していなかったような大規模な修繕が必要になってしまった。それを想定する必要もあろうかと思えますが、それ以外でも生じてしまったような場合に、非常にPFIの事業の場合にはそのリカバリーというのでしょうか、も非常に大変なことになるであろうというように見込みがありました。よって、継続してのRO方式が主であろうと考えているPFIの継続は取らないという方向性を今考えているところでございます。

こちらの民間開放在り方の中でなんですけれども、民間開放在り方の中で、例えば事業者が変更となった場合のサービス低下を防止するとともに、特定事業者ノウハウ等が蓄積することにより、他事業者の新規参入を妨げることにならないよう、新規事業者への円滑な引継ぎを可能とするための措置を講ずるものとするというふうに記載がございしますが、次期手法、まだ今検討中という言い方になります。次期手法の移行に当たってはこういった点を留意していきたいというふうに考えているところでございます。

○小林副委員長 民間開放在り方のガイドライン、これまだこれがガイドラインなんで、これもいろいろ修正していかなくてはいけないんですけども、今の中ではどこの考えに基づくかというのはちょっとなかなか類推しにくかったんで、引き続き質問を続けます。

富士見みらい館全体はPFI事業、で、富士見のわんぱくひろばは指定管理者制度になっている。PFI終了後のスキームはじゃあどうなるのか。またそれも民間開放在り方のガイドラインのどこに基づき選定となるのか、お答えください。

○吉田児童・家庭支援センター所長 富士見わんぱくひろばにつきましては、今、子ども

施設課長が申し上げたようなところを踏まえまして、まだ我々としても決定をしていないところ。今後検討していくという状況でございます。

○小林副委員長 検討するときに民間開放のガイドラインのどの考え方に基づいての手法となるんでしょうかという質問なんで、それも考えていくという答弁だと思いますので、次行きます。

聞きますか。一応聞きましょう。

○岩佐委員長 答弁できますか。ガイドラインのどの考え方に基づいて。

○吉田児童・家庭支援センター所長 ガイドラインのどれに踏まえてというのも含めて検討ということでございます。

○小林副委員長 委員長。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○亀割子ども部長 委員長、子ども部長です。

○小林副委員長 あ、子ども部長。

○岩佐委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 答弁を補足させていただきます。

ガイドラインに基づくという観点で申し上げますと、PFIやDBO、これは施設の整備手法に関わるものです。したがって、先ほど子ども施設課長が申し上げました大規模改修等を行わないというところで、この整備手法に関わるようなものについては適用しない、まず1点。それから、これはBTOで区の財産として公の施設として維持管理をしていくという観点で申し上げますと、民間開放ガイドラインで申し上げますと、指定管理者制度か民設民営か包括委託で維持管理をしていくということになろうかと思えます。この辺りは子ども施設課長が答弁申し上げましたが、PFIのスキームの中でできる改修工事等、区の独自でやっぱり必要性に応じてやっていけなくちゃいけないということがございます。これは小林委員も再三ご指摘いただいておりますとおり、ニーズに応えた整備ですとか、予防保全的な工事というのもしていけなくちゃいけないということで、今はPFI事業に加えて区で直接的にそういうことをやっています。こういうことを勘案しますと、指定管理ではなく直接維持管理をしていったほうがいいのではないかとということです。今案として方向性を申し上げているところです。わんぱくにつきましては、今、PFI事業の財産が区というところの観点で全面的に民間事業者が運営をしていますので、法的に指定管理ということになっております。この辺りは全体の維持管理と効率的な部分を勘案しまして、指定管理を継続していくのか、はたまたみこどもプラザのように民設民営で行くのか、これは民間の社会福祉法人のスキル、ノウハウを発揮させるという観点で今検討しているという答弁を申し上げたところです。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 さすがに民間開放の在り方をつくただけあって、分かりやすいですね。その中では分かりました、今のは。

次の質問にします。この児童館機能や学童を担うわんぱくひろばといった子どもの施設や九段中等学校の給食の提供など、PFI事業導入の最大の目的であるコスト削減が目的でない事業でしたけれども、わんぱくひろばについてだけ指定管理者となっているのは、ちょっと改めて確認するけど、なぜですか。で、契約はそれぞれどうなっていたのでしょ

うか。

○岩佐委員長 どなたがお答えに。

子ども施設課長。

○赤海子ども施設課長 わんぱくひろば、先ほど部長答弁にもございましたように、指定管理制度というようなものを取ってございます。こちらわんぱくひろばは児童館的機能というものの中で、富士見みらい館を建設したときのいわゆる公の施設というような位置づけがございまして、そういった中で、公の施設でありながら民間に事業をお願いするというような中で、立てつけの中で指定管理制度を導入させていただいたというような経緯がございまして、また、支払いに関しましては、執行委任を受けまして指定管理料を委託料ということでお支払いをしていると。サービス購入費の中でやはりお支払いをしているという状況でございます。

○小林副委員長 次にいきます。富士見みらい館のPFI事業期間における、これまで、今ずっとやっていると思うんですけど、修繕履歴や劣化診断結果などはSPCから区にどのように引き継がれていくのか。先ほども指摘がありましたけれどもね、どこに引き継がれていくのか、実際です。それからまた期間中に利用者の要望対応や予防保全的な改修は行ったのか。その箇所はどこだったのか。行わなかった改修は今後新たな手法となったとき要望を踏まえて改修していくと思うんですけど、その箇所はちゃんと引き継がれているのか。あと、大きな改修がないと言っていましたけれども、15年で。大きな改修になるような問題、例えば坂の途中に出入口ができています。今はバリアフリー化がずっと言われてきますんで、その15年前のバリアフリー化と今のバリアフリーが全く違うと思うんで、これは施設の利用者のニーズに添えていくと、例えば公園の、公園じゃなくて小学校の階段もそうですけれども、ルートとしてバリアフリーが確保できているのかなんていうのも、ここのところで全部見直さなくちゃいけない。先ほど15年なんて小規模の改修、大規模な改修はないみたいなことを言っていたんですけども、そういうところを見ると、15年と今の時代背景から見てどうなのかということも含めてご見解を教えてください。

○赤海子ども施設課長 まず一つ目、これまでの維持管理業務において発生する修繕費として平成22年度から令和4年度の中で大小全てでSPC側で550項目ほどの本当に大なり小なり中なりといったような修繕ですとか、いわゆる小破修繕、額にして1億4,600万円余なんですけど、の対応を実施してきております。本当にそのうちの幾つかで申し上げますと、例えば遊戯室のドアの修理をしたですとか、大きいところだと、熱交換器の交換で600万円かかりましたですとか、壁のタイルの張り替えをした、防球ネットの修繕をしましたというようなことで、六十数万円ですとか二十数万円、これは今申し上げたのは年度によって大分違いますが、そういったようなことはSPCのほうでも対応してきてございます。

2点目といたしまして、劣化診断、引継ぎなどの関係がございまして、ご指摘のとおりでございます。こちらに関しましては、今8月にSPCと私どもの担当者が現場に向かいまして劣化診断を開始しております、それに関して、今、精査中でございます。また、引継ぎに関しては、修繕の内容、修繕の内容は先ほど申し上げたSPCが行っているものに関しては年度ごと、金額などなどについては私どものほうに情報提供が今されているという状況と、前後しますが、劣化診断に関しては、今、精査中という中で、今月第1

回目、顔合わせ程度にはなるんですけども、SPC主導によります引継ぎ委員会というものが発足いたしまして、今後、関係所管、現場、それから構成企業などによる引継ぎについての検討をしていくというような予定でございます。

○小林副委員長 それはそうなんですけど、改修、先ほど、もう二つ質問します。行われなかった改修、新たな手法となったとき、要望を踏まえて改修していくと思うんですけど、その箇所は引継ぎで漏れていますから、その箇所をちゃんとつかんでいますかということと、先ほどもう時代が変わってバリアフリーの考え方も変わっています。この施設ができたときPFIでしたんで、施設自体は区のものではなかったんでなかなか改修が難しい。でも大きなところで言えば、もう15年たって施設自体が坂の途中にできているんで、バリアフリーをもっと考えなくちゃいけないと、結構大きな改修も必要になる可能性は十分ある。そういうことも受け取ったときに考慮して対応していくのかということは今検討すべきところなんで、学校なんで止めて、学校とか子ども施設は止めることができないんで、その辺は今から考えておかないと大きな問題になりますんで、お答えください。

○赤海子ども施設課長 大変失礼いたしました。おっしゃるとおり、恐らく学校の入り口の辺りの階段のことなどをご指摘いただいているのかなと思います。これまでの15年間で実施されてこなかった修繕というような表現を頂いているところなんですけど、確かに契約の時点でその他維持管理費ということで、こういった項目の修繕でということでの費用が毎年度積算されているところで、それに基づいてお支払いしているところでございます。一方で、そのときそのときの修繕を対応していくかどうかという中で、今年度はまだいいだろうというような判断が往々にしてあったかと思えます。それに関しましては、先ほど来申し上げている劣化診断と合わせて、なぜそのときにやらなかったのか、いつやるのかといったことも含めてまずは詰めていきたいと思っております。一方、やはり十数年たってバリアフリーの状況が変わってきているというようなご指摘に関しても、ではそのバリアフリーをどこか根本的に直さなければいけないものなのか、それとも内部の中での運用で対応が可能なものなのかについても、やはり学校、こども園をはじめわんぱくもそうですが、改めて意見などを伺いながら検討してまいりたいと思っております。

○小林副委員長 それでは、PFIの効果、コスト、工期にメリットがあるものの、要望に柔軟に対応することは難しく、予防保全に基づく改修もなかなか行われたい。これから対応していくということですけどね。破損や不具合の箇所に限らず公共施設の修繕は当然利用者本位でのサービス提供の観点から手法の判断基準とすべきと思っているんですけど、そもそも手法の判断基準に入れておけと思っているんですけど、ご見解はいかがですか。

○夏目企画課長 民間開放の在り方の判断基準のお話ということで、私のほうからお答えします。

今のご指摘に関しまして、PFI事業者については、恐らく契約の範囲内で施設に現実に発生した不具合ですとか、そういったものには対応するけれども、将来に向けた施設の安全性の確保のための予防保全とか、あるいは壊れてはいないけども使い勝手が悪いというような、そういった利用者ニーズに積極的に応えていないというような、そういったご指摘かなというふうに思います。区として優先順位の高い予防保全ですとか、あるいは区民ニーズの反映についてはやはり適切に行う必要があると思います。区の直営施設であれば対応することについてはPFIの事業でも対応できるようにしておく、それが必要な

と思います。ですので、予防保全的な対応ですとか、区民ニーズの反映などにつきましては、その施設の管理運営に隙間ができないように、区がやるのか、あるいはPFI事業者、また維持管理を行うものが上げるのか、その辺は役割分担の中で決めるのかどうかにつきましても、民間開放の在り方のほうでどのように記載するか、そこは検討させていただきたいと思います。

○小林副委員長 今後、改修を進めていく和泉小学校については、富士見みらい館同様の複合施設でありますので、PFI事業で進めるか、今後、PFIにより整備を進めるのかどうかということと、今後、区がPFIにより施設整備を進めていく予定なものというのはあるのかご見解を教えてください。PFI事業自体は事業系契約書、契約と業務要求水準書を区が作成するまで非常に時間がかかりますけれども、PFI自体は有効な手法です。ただ、非常にそれまで実現するのは力量がないと実現できないので、民間開放としてはDBOよりも優れていると私は思っています。区有施設をPFIで進めるのであれば、その見解をお答えいただきたいと思います。

○夏目企画課長 今、例示で和泉小学校というお話も頂きました。全体のお話かなというふうに受け止めまして、私のほうからお答えいたします。

今の時点で新たな施設についてPFIで実施すると決めているものはございません。で、やはり今後、施設整備がある際に、どのような手法を採用するかについては、今、その施設の置かれた環境ですとか、運営の方法ですとか、そういった個々の施設の事情を勘案して決めていきたいと思います。PFIにつきましては設計から建築、それから運営までを一貫して一つの事業者が行うということで、またDBOとの違いで言いますと、資金調達を民間が行うかどうかということと違があります。その資金調達を行った結果、PFIの場合は、そのお金を分割払いをしていくということで、財政負担の平準化を図るというような機能もあるところです。そういったことも含めて、どんなような手法を採用するかについては、施設の特性に応じて検討していきたいと思います。

○小林副委員長 DBOは後でやります、一緒になっちゃうので。今までの答弁いろいろ含めて、公共施設はもちろん区民のためのものであって、区民への手法を展開するに当たっては、説明、それから庁内での共通認識を図っていかないとなりません。また今後、公共施設自体は老朽化が進む中で、改築が増加する状況なのはもう明らかです。民間開放手法の適正な選定を行い、その効果や透明性、公平性を高める必要があるので、答弁も頂いていますけれども、民間開放の在り方に関するガイドラインを改正する必要があると思いますので、こちらのご見解をお伺いしたいと思います。

○夏目企画課長 民間開放の在り方そのものには、民間開放する際の考え方、これは施設整備に限らず記載をしているところです。今お話しいただきました、今後、施設の改修が増えてくるとか、あるいは今回富士見みらい館がPFI事業を終えて次の運営手法を検討しているということで、その民間開放の在り方と別にガイドラインをつくるかどうかはまた別としまして、この辺のよりどころとなる考え方を示す、あるいはその手順を明らかにする等については検討してまいりたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

暫時休憩します。

午後0時07分休憩

午後0時08分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

子ども部所管の項目については、これで総括質疑は終了したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。ありがとうございます。

暫時休憩します。

午後0時08分休憩

午後1時28分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開いたします。

総括質疑、引き続き保健福祉部の所管の総括質疑を受けたいと思います。

挙手をお願いします。

桜井委員。

○桜井委員 認知症の施策について質問をしたいと思います。

○岩佐委員長 大丈夫です。はい、どうぞ。

○桜井委員 いいですか。

○岩佐委員長 はい、大丈夫です。

○桜井委員 認知症の施策については、介護保険がスタートした頃から非常に関心が高まり、この地方自治体においてもこの取組をどういうふうにしていくのかということについて様々な議論が寄せられているところでございます。その中で、今日は認知症の施策について質問をしたいと思います。

まず初めに、認知症施策について千代田区の現状についてお伺いしたいと思います。現在、千代田区では何人ぐらいの認知症の高齢者の方がいらっしゃるかと試算をされていらっしゃいますでしょうか、まずここから入ります。

○菊池在宅支援課長 厚労省の推計なんですが、全国的な認知症の有病率というのが出されています。これは全国民の中で認知症を発症している人の割合は大体どのぐらいかというところで試算している割合なんですけれども、それが大体今16.7%というふうに言われています。これに千代田区を当てはめると、令和5年1月1日現在の65歳以上の高齢者人口が1万1,344名、これに先ほど申し上げました有病率を掛け合わせると1,895名という数字が出ます。あくまでも推定でございますが、およそ1,900人の高齢者の方が認知症を発症しているというふうに推計されます。

○桜井委員 はい。ありがとうございます。

本年の通常国会で認知症基本法が成立して、認知症施策推進計画の策定が自治体の努力義務として課せられました。既にこの認知症施策推進計画を作成している自治体があるのか。また、この特別区の中にも取組状況について分かっているところがあれば、特別区につきましても教えていただきたいと思っております。

○菊池在宅支援課長 まず、ほかの自治体の取組なんですけれども、横浜市、さいたま市、千葉市、関東地方の政令指定都市の一部ですが、こちらのほうでは取組が進んでおります。それから、世田谷区、特別区のほうで世田谷区のほうは、認知症施策を唯一単独で条例化しています。また、私、特別区の課長会のほうに属しております、先日、情報収集させ

ていただいたところ、今年度認知症施策の推進計画の策定を予定しているのは千代田区と中野区のみでした。

○桜井委員 はい、分かりました。認知症に関しては新聞報道でもいろいろと出ておりますけども、新薬も開発をされて、政府も国家プロジェクトとして対策会議を立ち上げております。また、既にただいまお話がありましたけども、世田谷区は認知症対策について条例化もしているということです。以前、本区においても、執行機関として条例化も含めて検討するとたしかあったと思いますけども、この検討はされたんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 令和2年の第4回定例会でそのような質疑があったというふうに認識しております。また、これに先んじて令和元年度なんですけども、国のほうから認知症施策推進大綱というものが示されまして、これを受けて区においても検討部会である在宅医療・介護連携推進協議会のほうで認知症基本計画の条例化も含めた検討は進めてまいりました。

○桜井委員 どうなんでしょう、そこではどういう議論があって、なぜ計画策定の方向に進んでいったのか、ご答弁いただきたいと思います。

○菊池在宅支援課長 一般的なんですけども、特定の権利とか義務を制限したりですとか、あるいは逆に嚴重に保護するといった場合には条例の制定が適するというふうに考えております。また一方で、理念的な考え方を掲げるために条例制定をすることもあります。先ほど申し上げました世田谷区の認知症に関する条例はこの理念的条例でした。この検討会議の中では、個別具体的な条例については既存の法令との整合性を考える必要があるだろうというような議論がありました。また、令和元年度には既に認知症基本法案が提出されておりまして法案化されるという可能性もございました。一方で、先ほど申し上げました、認知症施策推進大綱の中で認知症施策推進計画の策定が努力義務ということになることが判明したため、我々としましては計画策定を優先しようということで議論をしてまいりました。

○桜井委員 はい、分かりました。

それでは、なぜ個別単体の認知症施策推進計画の策定ではなくて、介護保険の事業計画と一体的に策定をしなければいけなかったのか、そこら辺はいかがですか。

○菊池在宅支援課長 まず、介護保険事業計画と一体的に策定しなければならないという縛りはございません。一方で「その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けられるまち」というこの地域包括ケアの理念については、高齢者福祉計画全体の目標であるというふうに考えております。もとより認知症施策につきましては、介護保険事業計画の中の重点事項でありますフレイル対策ですとか、支え合える地域づくり、あるいは高齢者の日常生活の支援といったものと連携する必要がありましたので、その施策と連携させながら進めていく必要があるというふうに考えておりました。また、先ほど申し上げました協議体である区の在宅医療・介護連携推進協議会の中でも、認知症施策を介護保険事業計画全体の中で埋め込んでいくことが求められるといったような議論の集約があったため、今般、介護保険事業計画と一体的に施策管理をしていくといった方向で進めているものでございます。

○桜井委員 より具体的な介護と一体となるということで、より具体的な施策を今ご答弁を頂きました。ちょっと安心をしたなというところで、高齢者の皆様が人として尊厳を守

ってこの地域に支えられながら、守られながら日々の暮らしを楽しむことができるという、こういう理念に沿った形で今後もやっていただきたいと、そのように思います。

それで、改めて問いますけども、区はこれまでも認知症施策に様々な取組をしてきたと思いますけども、その成果と課題はどのように受け止めていらっしゃるのか、お答えいただけますか。

○菊池在宅支援課長 まず成果の部分で申し上げますと、健康長寿医療センターとの連携事業の中であります、こころとからだのすこやかチェックという事業を始めさせていただきました。これは高齢者の健康調査の中で個別の状況を分析して、直接、アドバイスをフィードバックするという事業でございます。これはほかの自治体では例がないというふうに思っております。

またもう一つ、認知症の本人ミーティング「実桜の会」というのがございます。これは全国に先駆けまして、民間の喫茶店ですとか、ファミリーレストランを活用した本人ミーティングです。ほかの自治体ですとかマスコミからも取材が寄せられております。

最後にもう一点なんですけども、認知症サポーター養成講座というものも区で実施しております。これまで修了者が累計2万3,000人に及ぶところなんですけども、ここで課題なんですけども、区内ではこういった多くの企業、大学があるにもかかわらず、こうした豊富な社会資源を生かし切れていないといったところが反省点でございます。

○桜井委員 はい。ありがとうございます。大分分かってまいりました。

最後になりますけども、今後、認知症基本計画で定める施策の中で何を柱としていくのか、策定段階ですので答えられる範囲内でお答えいただきたいと思いますと思っておりますけども、よく子どもたちにも認知症を理解してもらおうという中で、認知症キッズサポーターなどもよく話に聞くとこです。先日、民放でしたけどもテレビを見ていましたら、駄菓子屋さんの経営という特集をされていて、子どもたち60人と認知症の高齢者の皆さんとが一緒になって駄菓子屋さんを経営するという番組がありました。駄菓子屋さんの店舗の名前をどういうふうにしようか、その駄菓子屋さんの店名を書くときに漢字がお年寄りが分からないといって、小学校6年生の子どもたちがサポートをする。または、何でしたか、ショッピングのための、そういうポイントカードを使うためにはどうしたらいいのかとか、そんなようなことのやり取りが子どもたちと認知症の高齢者の方とやり取りがありました。その中で、その子どもたちが認知症ということのを正しく理解をして、今度はその社会の中で高齢者の皆さんをサポートしていくと、すばらしい取組だなと思って、これが認知症キッズサポーターのことを言っているのかなと思って、私はそのときに感じたところでございますけども、改めて認知症基本計画で定める施策の中で何を柱としていくのか、策定段階ですので答えられる範囲内でお答えを頂きたいと。

以上です。

○菊池在宅支援課長 現在のところ、五つの柱を主なものとして考えております。

まず、委員からご指摘がありました、認知症キッズサポーターを中心とする普及啓発事業です。こういった、もしおじいちゃんおばあちゃんが認知症になってしまったときに、孫の世代の方がどのような対応をすればいいかといった、全世代にわたる普及啓発といったものに力を入れてまいります。2点目に、予防というところで、これは現在でも実施しておりますフレイル測定会、あるいは今後策定していく予定の初期の認知症の方、いわゆる

るMC Iと言われる方ですが、MC Iの方に向けたプログラムといったものも考えたいと思っています。3点目に、医療と介護との連携ということで、これは医療機関と連携した早期の発見事業に力を入れてまいります。4点目、共生社会の実現ということで、サポート企業、大学認証制度、こういったものを促進してまいります。最後に5番目として、支援サービスの仕組みづくりというところで、これは現在でもやっているところなんですけども、千代田区の中での認知症ケア推進チーム活動というのがあります。これ月1回必ずやっているものなんですけど、これを継続して実施していきたいというふうに考えております。

○桜井委員 はい。ありがとうございました。

所管の課長からより具体的な認知症対策についての事業についてご答弁を頂きました。ぜひそれを進めていただきたいと思いますけども、最後に、保健福祉部として、この認知症について、大変大切な事業の一つでございます。千代田区として今後の中でどのように取り組むのか、その決意というか、お聞かせを頂きたいと思います。

○細越保健福祉部長 認知症対策につきましては、今後ますます注目されることとなります。区政課題の一つとして注力していかなければならないと認めているところでございます。認知症の予備軍と言われます、現時点では発症していない方、またはその疑いのある方、予兆がある方というのは今後ますます顕在化してくるだろうと言われております。これは認知症予防の権威である九段坂病院の院長先生から聞いた話でございます、かなり確度の高い情報だと思っております。

区は、先ほど課長が答弁がありましたように、この認知症基本法の制定を機に、認知症基本計画、これを策定することといたしました。これは、これまで東京都の健康長寿医療センターと共同しまして様々な取組を行ってきたという素地がございます。またさらには医療と介護の連携を進めるパートナーの一つである九段坂病院、こちらの存在も大変大きいと思っております。こうした専門機関の協力と知見を頂きながら、基本構想に掲げました「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」、この実現に向けて一層取り組んでまいりたいと思います。

○桜井委員 はい。結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、こちらの保健福祉の所管で質疑ありますか。

○入山委員 地域福祉計画2022の推進について伺います。昨年、千代田区では地域福祉計画に2022の策定が完了し冊子が配付されたということです。拝見させていただきました。計画では「地域で暮らす多様な人々がお互いを尊重し、つながり、支え合う、地域共生社会を実現する」というのを基本理念としています。今、我が国では、少子高齢化、人口減少が進む中、家族や雇用形態の多様化、地域社会の結びつきの希薄化が同時に進み、個人や家族が抱える生きづらいうリスクや複雑化、多様化しているところだと思います。それでも千代田区は子育て世代が転入し、人口が増えている地域であります。8050問題、ごみ屋敷の問題、虐待の問題、孤独死などの事例を最近ではよく身近で感じることが出来ます。こうした各地域の個人の状況、家庭の状況、区はどのように今現状を把握しているのか、課題を捉えているのか、お聞かせいただけますか。

○佐藤福祉総務課長 入山委員からの地域の实情に関するお尋ねでございます。

地域福祉計画の策定に当たりまして、部内の事業の実施状況、各分野に設置されている会議体の委員へのアンケート調査、各種統計データの確認等を行った上で、相談支援、地域づくり、権利擁護の三つの庁内検討部会を設置して取組の現状把握及び地域福祉の課題の整理を行いました。その中で上がりましたのは、地域福祉の主な課題といたしまして、区民の約9割がマンション居住者となっていること。家族や地域社会の在り方が変化し、従来の支え合いの仕組みに加えまして新しい支え合いの仕組みづくりが必要であるということ。福祉に対する区民の意識として、自助、互助、協助、公助で言いますと、公助の意識が強いといった点が挙げられたところでございます。

○入山委員 そのような地域福祉の課題に対応していると思いますが、当事者に関わる関係者の連携、つながりやコミュニティが大きなポイントだと思うんですけども、一方で、区民から見ると様々な要素がある課題、例えば8050問題やひきこもりの問題、ヤングケアラーの問題はどこに相談しに行けばしっかりと対応していただけるのか判断がつかないこともあると思います。また、身近に気になる人がいるという程度で行政などに相談するのは敷居が高いもので、やはり相談しづらいと思うんですね。本当に困っている人は生活上困り事や生きづらさを感じているにもかかわらず、自ら声を上げられない人。地域から孤立状態にあって困っていることが外から分からず、近隣や見守り活動等で発見しにくい人。何らかの支援が必要な生活状態であると自覚していない人。これの最後に、困り事を周囲に知られたくない等の理由でサービスの利用を望まない人。こういう方がいると思うんです。こうした中で、そのような方々に分かりやすい相談支援体制をきちんとしていただきたいと思うんですけども、区としてこのような体制整備に取り組んでいる周知は、いわゆるアウトリーチについていかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 地域福祉計画2022の中では、重層的支援体制整備事業の創設を国が進めている動きを踏まえまして、課題を抱えるご本人や家族全体を横断的な連携で支えていく包括的な相談支援体制の整備。社会とのつながりの中で生活できるようにする参加支援。生きづらさを抱えた方が排除されない地域づくりに向けた支援といった支援項目につきまして、分野の相談支援体制が定着、機能している区の現状を生かしまして独自の体制を整備することとしています。現在は、ある窓口で複合的な課題を抱える当事者やご家族の相談を受けた場合に、関連窓口につなぐ連携の体制づくり。検討したケースを蓄積いたしまして、庁内で関係機関と共有する仕組みづくり。各分野の専門職の連携を促すスキルアップ支援に取り組んでいるところでございます。議員ご指摘のアウトリーチにつきましても、現在、あんしんセンターで実施しております見守り相談窓口事業ですとか、様々な熱中症の見守り訪問など、区で実施している事業が既にございますので、そういったところの情報連携が重要だと考えております。

○入山委員 しっかりとやっつけてくださっているという話なんですけども、今日は総括として、既に令和6年度予算編成も視野に入っていることと思いますが、令和4年度の決算、令和5年度の予算の考え方と執行状況、来年度の見通しなどはいかがでしょう。

○佐藤福祉総務課長 令和4年度の決算額でございますけれども、228万200円でございます。執行率は98%でございます。内容といたしましては、令和3年度に取りまとめを終えました計画書の印刷製本費、最終の地域福祉計画策定委員会の開催経費でございます。令和5年度、今年度の予算につきましては、それを引き受けまして、フォロ

ーアップの策定委員会の開催経費のほか、6出張所地区別に地域福祉に関するデータや地域資源を取りまとめたマップ上の資料の作成、地域カルテと言いますけれども、その作成の委託料を計上しており、現在、作成作業を進めているところでございます。完成は今年度末を予定しております。本年度、庁内の検討体制を整えました上で、来年度はコミュニティソーシャルワーカーを配置する委託経費を計上し、計画に位置づけました取組を実行するフェーズと位置づけまして、多様な主体との連携強化に取り組む予定でございます。

○入山委員 ありがとうございます。

誰も置き去りにしない社会を実現するという目標の下、やったださっていると思います。改めて、第4次基本構想で挙げている将来像と関連、今後の方向性など、教えてください。

○細越保健福祉部長 区は、基本構想の中で、めざすべき将来像として、「自分らしく健やかに暮らし、笑顔で成長しあえるまち」、これを掲げて、様々な施策に取り組んでいくこととしています。その眼目となる取組がこのたびの千代田区地域福祉計画に明記いたしました重層的支援体制の整備であると考えております。社会が、ご案内のとおり、大きく変化しています。区民の抱える問題というのも複雑、多様化してきまして、その解決に際しては、これまでのように、一つの部署でなかなか対応し切れない複合的な問題を抱えているというふうに認識をしています。そうした中では、行政だけではなく、地域で活動する様々な主体、こちらの方たちと連携をしまして、まさに重層的に支援していくこと、これが肝要であると考えておまして、こういった体制を整備したいと思っております。

これまでは、地域の方については、保健福祉部はもちろんですけれども、出張所をはじめ、様々なそれぞれの部署が適宜適切に対応しています。今回の、今申し上げていますこの重層的支援体制整備も、何か新たにつくるというものではなくて、行政と地域が共通の認識の下で取り組むものでございます。これまでの取組を少し体系的に見える化いたしまして、課題解決を図るものでありまして、その推進役として、我々、この保健福祉部が担うということを明記したものでございます。

この取組の対象は、高齢者だけではございません。障害を持つ方、貧困世帯とか、子育て世帯の方とか、あらゆる層の困り事、相談、これに対して対応するものでございまして、まずは、来年度、モデル的にスタートさせまして、その中で課題を整理して、全区に展開していきたいと考えております。少し時間がかかるかもしれませんが、区民が安心して生活できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○入山委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、保健福祉所管で。

○はまもり委員 高齢者福祉施設について、質問させていただきます。

追加資料4になりますが、こちら、作成いただきまして、ありがとうございます。特別養護老人ホームの待機者数と、千代田区外になりますけれども、介護老人保健施設の利用状況などをお調べいただきました。区民の方から漠然とした不安になるんですけども、こういった高齢者施設に自分が何かあったときに入れるのかなというようなお声を聞くことが多くありまして、現状について質問させていただきたいと思います。

今、左側が各施設ごとの延べ数になっていて、右側が実数というふうになっているかと

思います。こちらですと、今、66人が待機というふうに見えます。グループホームについては、聞き取りしていただいて、単年度ですけれども、33名と。特に特養のほうは、ザ番町ハウスが開設してから、かなり待機者数は改善されているのかなというふうには見えるんですけれども、ここは、区として、この66人というふうな数字をどういうふうに見ているのか。今後のところで、待機者数ゼロを目標としていくのか。あるいは、この66人というのは、例えば、何か月ぐらい待てば、大体、入れるからというようなところで、許容できる範囲なのかとか、そういったところをちょっと教えていただきたいと思います。お願いします。

○小原高齢介護課長 特別養護老人ホームの待機者数でございますが、最新、令和5年度、追加資料でお示しさせていただいた66名ということで、先ほどはまもり委員からもありましたけれども、ザ番町ハウスができて、年々減ってきてございます。66名の内訳なんですけれども、概算、おおむね40%は、実数として入れないという、まだお待ちいただいている方、そのほかの方は、まだ申込みはしているけれども、まだ入りたくないとか、そういうご要望がある方とか、あと、医療的に入院されている方とか、そういう方もいらっしゃるって、実数的には4割ぐらいというふうに捉えてございます。

どれぐらいに入れるということなんですけれども、大体、新規に登録、申し込みされてから、今のこの状況ですと、半年ぐらい、6か月ぐらいでほぼ入所されている、あるいは、待機者のうち、先ほど申し上げた体調が悪くなって入院等も含めて、そういう方もいらっしゃるんですけど、大体、半年ぐらいで入れているというふうに考えてございます。

また繰り返しの答弁になりますけれども、資料の中ほどに、令和2年度末は165名という定員だったんですけれども、令和3年度からザ番町ハウスということで、108名が増員、あるいは、令和4年度にジロール麴町の増床ということで、現在は278名ということでございますので、現状としては、おおむね待機者もすぐ入れるという部分もある、必要かもしれませんが、区としては、現状のこの数字でおおむねいいのではないかと認識でございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。

実際には、この66人の4割ぐらいということで、しかも、6か月ぐらいなんで、その間はほかのいろんなサービスを組み合わせて使っていただいて、何とかしのいでいただくということで、理解いたしました。

逆に、今後、施設を増やすとか、何か考えなくてはいけない目安の数字というのは、何名ぐらいになるんでしょうか。

○小原高齢介護課長 特別養護老人ホームの整備につきましては、東京都のほうで指針というものを出してございまして、おおむね高齢者人口の2%というようなものが言われております。高齢者人口につきましても、年々、千代田区もこれから増えていくという現状で、おおむね今の定員の278名というのは、現状では、先ほどご答弁させていただきましたけれども、ほぼ満たされているのかなというふうに考えてございます。

特別養護老人ホームはそういうことなんですけれども、ただ、一方、グループホーム、参考でつけさせていただいた参考ですけれども、この施設については、一定程度、やはり利用者がいらっしゃるという部分で区も認識してございますので、そこについては、また整備が必要かなというふうに考えてございます。

〇はまもり委員 ありがとうございます。

定員のところであったり、そこは大体満たしているのかなと。ただ、ザ番町ハウスができる前の状況を見ると、一つの目安として、100人前後のところというのは、一旦、それぐらいの数字が実数として来たときには、やっぱり見ていく必要があるのかなというふうには理解しました。

もう一つ、千代田区外の介護老人保健施設の利用状況なんですけれども、こちらも年度ではらつきはあるんですけれども、今、329人ぐらい、あ、329人、これ、延べ人数なんで、実数はまた別だと思うんですけれども、こちらに関しては、今後、区内にもそういった施設を設置していく検討をしているのかどうか。その辺の目安、これぐらいになったらとか、そういったものもあれば、教えてください。

〇小原高齢介護課長 介護老人保健施設につきましては、23区のうち、千代田区のみが設置していないという現状がございます。そうですね、延べ人数ということで、過去5年から減ってきています。この理由としては、区としては、先ほどご答弁しましたけど、特別養護老人ホームができたということで、ザ番町ハウスのほうに入所されたという方が多いのかなということで認識してございます。老人保健施設については、入所、入所というか、利用期間が3か月という形で決まっていますので、そういう意味では、うまく利用される方で、いろんな方が利用できるというローテーションといたらちょっと言葉があれなんですけれども、そういう方に利用が可能というふうに考えてございます。

区としては、今後、老健について建設するかというご質問なんですけれども、現状では、まだ早急に建設ということは考えてございません。今後の高齢者人口等も含めて、推移を見ながら、必要とあれば検討も必要ではないかと考えてございますが、現状では、建設ということは考えてございません。

〇はまもり委員 ありがとうございます。喫緊の状況ではないんだなというふうに理解いたしました。

一方で、先ほどから目安というものを聞いていたのは、なかなかこの施設が必要だと思って、すぐにできるものではないので、その傾向を見ながら、あ、ここまで来たら、もう用意しなくてはいけないというようなものを常に持っていていただきたいなと。持っていていただいていると思うんですけれども、その確認でございました。

さらに、区のいろいろな再開発事業とかあると思うんですけれども、そういったところが進む状況においても、例えば、1フロア、一部のところをこういった状況を見ながら使うというような、そういった各部連携とかというの必要なのかなというふうに思っておりますが、そちらはいかがでしょうか。

〇小原高齢介護課長 いわゆる老健についてだと、1フロアでできるようなものではないのかなというふうに認識してございますが、例えば、グループホームにつきましては、神田錦町三丁目の施設の中に、グループホームについては、2ユニット18名ということで整備する予定にはなっておりますので、そういうまた再開発等で必要があれば、そういう施設によっては、そういう活用もできるかと思いますが、現状では、新たな施設としては、錦町三丁目のグループホームというふうに予定してございます。

〇はまもり委員 最後になります。

ご答弁いただいて、ありがとうございます。いろいろと考えながらやっていただい

るといのが分かりました。

区民の方が、少し必要以上に漠然とした不安をお持ちというところもあるかもしれないんですけども、できるだけホームページですとか、いろいろなところで分かりやすく見せていただくという、ここの数字が細かくというよりは、きちんと考えて、こういった考え方で対応しているので、大丈夫ですというか、そういったところが伝わるようにしていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○小原高齢介護課長 区のほうも、高齢者の方は、最近、もうホームページ等も含めて、活用されていると思いますが、「高齢者サービスのしおり」という冊子なんですけれども、こういう冊子で、高齢者施設に限らず、サービスのご案内というのは、もうホームページ等も含めて、ご案内させていただいています。今のはまもり委員のご指摘も踏まえて、区として、こういうものを行っているよというようなPRする必要は当然重要だと思しますので、必要な施設、状況につきましては、区としても発信していきたいと思っております。

○はまもり委員 よろしく願いします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はまもり委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、保健福祉部の所管で質疑ありますか。

○岩田委員 こは、自分が資料要求したところでやります。

追加資料1-2のA3の大きいやつを今見ております。錦町三丁目辺り、星印がまさに三丁目の施設ですよ。これは非常に分かりやすく、全体に、大体、こういうのが、こういう施設がこういうところにありますという図があるんですが、すみません、やっていただいて申し訳ないんですけども、ちょっと正確性に欠けるというか、例えば、結構、たくさん細々とあって、ここにちょっと書き切れないから、ずらしたようなら分かるんですけども、左下のほうの37、34、32番は、ちょっと場所が違いますよね。32は平河町一丁目だから、もうちょっと上のほうだし、34番はまさに32番の辺りだし、37番は道路の下のところの、何だ、高速道路の右下ぐらいの辺りですよ。こういうのは、できれば、もうちょっと正確にやっていただきたかったなというのがあります。

じゃあ、本題に入ります。（発言する者あり）この緑色の就労系のところなんですけども、これは、千代田区の方は大体どれぐらい利用されているんでしょう。全体利用されているうちのどれぐらいの方が千代田区の方なんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 まずは、資料でございますが、正確性に欠けるというご指摘で、大変申し訳ございません。おおよその場所というところで記載をしております、もう少し正確な資料をお作りすべきだったところ、申し訳ございません。今後、注意したいと思っております。

また、就労の施設でございますが、全体のご利用でございますが、大体、千代田区の利用というのが、これ、全部を合わせまして、80から90人程度でございます。全体の千代田区以外の利用というところがちょっとこちらのほうでは把握できませんので、千代田区のほうでの利用の人数というところでございます。

○岩田委員 ちょっと全体のことは分からないということなんですけど、でも、パーセンテージ、全体の利用者数から千代田区に住んでいる方の人数で、パーセンテージというの

は分かるんじゃないかなと思うんですけど、そういう統計というのは特に取っていない感じなんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 千代田区の対象者の割合ということでございますが……（発言する者あり）

○岩佐委員長 休憩します。

午後2時06分休憩

午後2時06分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

○清水障害者福祉課長 就労の福祉的就労の人数でございますが、ちょっと正確に対象者というところは絞り込むことが難しいんですけども、知的障害者の方で、3度、4度の方が大体90人程度……

○岩田委員 パーセンテージが違う……

○清水障害者福祉課長 精神に障害のある方というのが……。 （発言する者あり） あ、はい。

○岩田委員 そうそう、割合です。割合。

○清水障害者福祉課長 はい。すみません。ちょっと、割合については出しておりません。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 それをなぜ聞いたかということ、場所も、秋葉原だと結構よそから、何というんですかね、他区との境というか、そっちのほうなので、千代田区の方よりも、何か他区の方のほうが多かったりなんかして、千代田区の方が、もしも、追い出されると言い方は変ですけども、使えなかったりするとあれなんで、どうなのかなと思って質問したんですが、それは、今後、ちょっと調べていただいて、ちゃんと千代田区の方が使えるのかなと。定員でいっぱいになっちゃって、千代田区の方が使えないよというふうにならないようにしていただければ結構なんで、それはちょっと今後の課題でお願いします。

と、あと、せっかく出していただいたこの神田錦町三丁目のこの施設で、この施設、特に、ここに、錦町ならの、三丁目のこの施設ならではのものというのは、何かありますか。

○清水障害者福祉課長 錦町ならではというのは、錦町……

○岩田委員 そうじゃなくて。そうじゃない。ちょっと間違えた。

○清水障害者福祉課長 こちら、こちらを選んだ、こちらに整備する理由といたしましては、千代田保健所の跡地ということで、そちら、なかなかほかの場所というところの確保が難しいものですから、こちらに整備する予定となっております。

○細越保健福祉部長 ちょっと課長答弁を補足させていただきます。

資料1-1をご覧くださいと思いますが、こちらにこの錦町三丁目施設の概要がちょっと簡単に記載しております。この一番下段のほうに断面図があって、それぞれフロアの用途を書いておりますけれども、今、岩田委員のほうで特徴的なものと言われれば、この障害施設の部分でいえば、3階にあります就労支援のB型とか移動支援、これは事業者のアイデアというか、申出の中で、こういったものをやっていくということなんで、これは一つ特徴的だなというふうに思っております。

○岩田委員 ありがとうございます。そういう点で、少し、ここならではのものがあるということで、ちょっと安心というか。

高さも、近隣の方々ともちょっと高くする、低くするみたいな話がありましたけど、これで一応解決ということで、このまま進めていくということでもいいんですね。それで、今後、進めていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 すみません。関連をさせていただきます。

ただいまの質問の、すみません、後で。この資料の中で、神田錦町三丁目、待望の施設が出来上がってくるわけですが、これ、議会の特別委員会の中で、親亡き後の施設を親御さんたちが求めているという強い要請を受けて、長期計画の中になかったけれども、やりましょうということで、頭出しをされたというふうに記憶をしております。

そうした待望の施設ができるに当たって、あと、令和8年ですから、今からすると、あと3年ということになるんですかね。今日、資料をまとめていたのを見ていると、かなり本当に10年、大昔ぐらい、いろんな拠点が揃っている。で、揃っていることは、充実をしているということも意味すると思うんですけども、他区の実情からすると、文京区であったりとか新宿区であったりとかは、割合、学校統廃合のときに、その以降、障害者の支援施設として、ほとんど1か所を拠点のようにしてやっているんで、まず、このことについては、この拠点に行けば、ある程度のことが分かるというような状態であるのが、千代田区の場合は、どうしても細々となっているので、どこに行けばどうなるのかというのが非常に分かりづらい部分があって、そここのところは、一つ施設ができたからといって、解決はしないと思うんですけども、どこがどのサービスの拠点とか、そういうふうな考え方はしないのでしょうか。障害者とその家族の目から見たときに、個人個人、あなたは、えみふるよ、あなたはどこよというふうになって、区役所よというふうになってしまうのか、ちょっと、その辺が、拠点施設として、どこを見たらいいのかを教えてください。

○清水障害者福祉課長 親亡き後の安心して暮らせる場所というところで、こちらの資料の1-1のほうの4階、5階でございますが、日中サービス支援型共同生活援助、こちら、グループホームでございますが、平成30年度に創設された障害者の重度化、高齢化に対応するための施設というところでございます。こちらは、主に、重い方でもグループホームで過ごせるといった施設でございます。えみふるのほうにも障害者の支援施設がございまして、そちらのほうのグループホームとは、そここのところが違ったものとなっております。また、こちらにショートステイですね、こちらのほうでも、緊急対応として受入れをするような予定でございます。

また、移動支援事業ですね、先ほど部長からも申し上げたとおり、移動支援事業を非常に多くの方がお使いになっていて、課題となっております。こちらでは、移動支援事業の、ただ移動支援事業を提供するだけではなくて、他の事業所との連携を図り、コーディネート業務を実施する予定でございます。

○岩佐委員長 課長、多分、そういう、小枝委員、そういうことを、細かいことを聞いているんじゃないかと……

○細越保健福祉部長 委員長。

○岩佐委員長 拠点として、どこか一つ、考え方として軸となるものがあるかと聞いているんだと思うんですけども。

保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 ちょっと課長答弁を補足させていただきます。

どこに相談に行ったらいいのかというようなお話かなと思います。これは、これまでそうですけども、基幹相談ということで、今あるえみふると、今は毎日新聞のところにあるよろず相談になっていますけども、これが行く行くはこの錦町のほうの3階のほうに行きますけれども、この二つ目が、そういった意味では、千代田区の障害者福祉サービスの相談の拠点になるということでございますので、こちらにご案内——もちろん本庁も結構でございますけれども、そちらが中心になります。

それから、すみません、先ほど1点、岩田委員のご質問、最後の中で、マンション住民の方との問題は解決したというふうにおっしゃっていましたが、まだ今現在進行形です。もちろん高さについては、今回、いろいろと何度も協議をいたしまして、了解いただいています。ただ、これにつきましては、これからも、設計段階で、適宜、丁寧に状況を伝えて、お互いに話し合いを持ちながら進めていくことになっていきますので、区も、今、全く解決しているというふうには思っていません。現在進行形でございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 えみふるとよろず相談というふうな形で、今考えているということが分かりました。

もう一点、施設を造るときに議論されたことで、賃料についてなんですけれども、文京区にある法人と千代田区にある法人は同じ——言っていると思うんで、武蔵野会でしたっけね、法人がホーム、グループホームをやっているんですけれども、調査をした、特別委員会でも調査したときかな、文京区のほうは、もっと家賃が安い。なぜならば、ついの住みかとしての何か賃料設定が違うというようなことを言われていて、であれば、千代田区のほうも、そういったやはり年金、障害者年金で入れるところが必要だろうということで——という議論になったことがあります。そのときに、いや、グループホームだけれども、賃料を下げるという考え方と、ついの住みかとしての、高齢者でいうと、グループホームと特養ホームがあるように、施設の位置づけが違うというようなこともやり取りがありまして、これはまだこれからなので、検討で構いませんけれども、やはり障害者年金で、親が亡くなった後にも入れるところでなければ意味がないと思いますので、ぜひ、近隣のそうした情報は十分にあるはずですので、お調べを頂いて、適正な家賃設定でやっていただきたいなど。親御さんが残された資産を何とか削る形でというのでは、なかなか厳しいことになってしまいますので、誰も取り残さないという意味で、賃料について、少し研究を急いでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 文京区のほうで実施している同じ法人の施設でございますが、こちらは入所施設となっております。家賃設定が、家賃といいますか、利用にかかる費用ですね、5万円程度というふうに設定されているというところでございます。今、えみふるとのほうでは、家賃に区の補助、国・都の補助を入れまして、6万円程度というところでございます。（発言する者あり）ただ、こちらは、入所施設と違いまして、ほかに食費等がかかりますので、そういったところ、年金、障害年金で賄えるかということ、ちょっと難しい部分も人によってはあるかと思っておりますので、錦町のグループホームの家賃について、そのところは十分不安のないような利用料設定を考えていきたいと思っておりますし、その際

に、えみふるのほうも同時に検討したいと考えております。

○小枝委員 ぜひ、お願いいたします。

以上です。

○小林副委員長 関連。

○岩佐委員長 はい。小林副委員長。

○小林副委員長 この神田錦町三丁目福祉施設の整備なんですけど、民間開放の在り方の手法から、少し質問したいと思います。

DBOという手法を取っていますけど、DBO自体は、事業者が公共施設等の設計、建設の一括発注と維持管理、運営等の一括発注を包括して発注すると。事業主体は区で、受託主体は法人、個人問わない。契約形態は契約で、設計、建設、維持管理、運営は民間。運営時の施設の所有者は区で、利用料金の収受は区で、使用許可は区と。

まず、この主要施策の60ページ、高齢介護課と障害者福祉課の合算費用4,899万2,812円となっていますけど、この二つで半分ずつなんですけれども、この複合施設自体は、地域交流機能と防災備蓄機能を有しておる複合施設ですね。その地域交流機能部分の経費というのは、どこがどういうふうに負担をしていくんですか。

○清水障害者福祉課長 4年度の決算額でございますが、こちらは、地域交流機能の経費というものはまだ準備段階ですので、特段入っておりません。

○小林副委員長 またちょっと後があるんで、手短に言っちゃいますと、そういう曖昧なことをやると、富士見みらい館のときのPFI事業も、地域交流室というのを1階に造ったんですよね。造ったんですけど、PFIの中に入らなかったんで、ずっと使われないままま進んでしまって、つまるところ、今の形になっているんですけども、ここの地域交流機能というのを、誰がどういうふうにやっていくかというのは、はっきり決めておかないといけないので、今の時点、これから事業に、解体に入る前の時点、事業者が決まる前の時点で、区の考え方をはっきりしておかないといけないと思うんですけど、その辺の見解はどうですか。

○清水障害者福祉課長 現在、DBO事業者ですね、これから整備を行う事業者の選定作業を行っているところでございます。そのDBO事業者が地域交流機能も整備するというところでございまして、こういったものを、具体的なものを、どういうものをやるかというのは提案によるところでございまして、そこの経費につきまして、整備をしていく、あと、運営経費ですね、そちらのところも、10年間の債務負担をかけておりまして、両課で予算は持っているところでございます。

○小林副委員長 はっきり、これからですけども、その辺はちゃんと計画に組みながら進めていただきたいと思います。

DBO方式と――あ、DBOというのは、PFIのBTO方式と業務内容は変わらないんですけども、これ、備考で言っていますけれど、在り方ですね。資金調達や所有権は区が担っていると。事業期間における施設の性能確保を条件として、事業者に一括することで、業務の効率化が図れ、コスト削減効果が期待されると。で、このDBOに――その前に、この資金調達や所有権が区が支払うとなると、それ以降の整備費とか、それ以降の運営費とか、維持管理費、維持管理費とかはどういうふうに支払われるんですか。

○清水障害者福祉課長 年間の契約によりまして、お支払いするような形になっておりま

す。

○小林副委員長 区が維持費を契約して支払うということ。まあ、決まっていると。

次に行きます。DBO自体は、PFI方式と比べると、これ、民間が資金調達をしない分、金融機関のチェックがない、事業収益性が甘いという指摘が今までなされていますけれども、これについては、どのような見解でDBOにしていますか。

○清水障害者福祉課長 こちらのPFI方式を採用としなかった理由といたしましては、事業者にサウンディングを行いまして、そういったところからも意見を聞いた上で、決定したものでございますが、大きく違うのは、委員おっしゃるとおり、民間資金の活用でございます。PFIですと、SPCが資金調達するんですけれども、そのときに、借入金というところで、利息を支払う必要がございますので、規模が大きく、民間企業が資金を回収できるような事業内容であれば、PFI事業の選択もあるところでございますが、福祉施設は収益性が低いことと、あと、利息を、そこを払う部分ですね、区のほうで資金を持つことで、PFIを選択することで、経費的にもメリットに乏しいと判断したところがございます。

○小林副委員長 今のところ、DBOは、区がお金を払っちゃうんで、先ほどの指摘は、収益性が甘い。要するに、事業者が甘くなっちゃうんで、その辺を、そういう指摘に対して、どう、区は指導したり、監督したりするんですかと聞いているんです。

○細越保健福祉部長 このDBOを採用するとき、庁内でもいろいろ様々議論したんですけれども、当然、発注する際には、性能発注になりますけれども、区として必要な機能、これをちゃんと用意していただくというような形で仕様をつくりますので、で、今、まさにその選定委員会の中で、そういった内容も集めております。したがいまして、その中で、しっかりと担保していくということでございます。

○小林副委員長 あえて、このDBOにして、地域交流室、要するに、地域交流の部分というのは、地域を一体的に考えると、この地域交流室を地域と共に使っていくというふうに考えると、そういうプロジェクトの場合はPFIのほうが優れていると言われているんですよね。で、あえてDBOをやられた。地域機能、地域交流機能は、ここに入ってくる事業者の民間任せで、柔軟に対応できる、任せるんですか。ここは柔軟に対応していけるんでしょうか。その辺はどう考えていますか。

○細越保健福祉部長 これまでいろいろと経緯、経過がありますので、簡単に整理申し上げますと、今現在、先ほど、この資料1-1でもご案内のように、高齢者施設と障害者支援施設につきましては、もう既に法人が決まっております。もうあらかじめ選定をいたしまして、この事業者が入っていくということで決まっています。で、今回、このDBO事業者というのは、この建物全体の維持管理を含めた、あと、この1階、2階ですね、この地域交流施設、防災機能、こういった部分のところを担うということになりますので、そのところを担ってもらうということです。

それで、すみません。当初、我々のほうもPFI事業等を採用するかという議論はしましたが、先ほど来課長申し上げているように、この施設の規模を考えたときに、とても事業者のほうから採算が取れないだろうと。ましてや、福祉的な機能を持つ地域交流施設になりますので、そうなると、事業者のサウンディングを通した中でも、なかなか厳しいというようなお声もありましたので、PFIではなくということになっております。

○小林副委員長 そもそもそんな収益の上がる事業じゃないんで、DBOのほうがふさわしいというふうを選択してきたかと思うんですけど、そもそもDBO自体は資金力がないところでやっているんですけど、地元要望で、陳情が出て、早期にやってくれということで、そのときの回答では、DBOでやると、資金も区が調達するし、非常に早く、早期に施設ができるということを言って、DBOにスライドしていったと思うんですけど、何でこんなに遅れちゃっているんですか。何でこんなにその当時、検討した当時から遅れてしまっているんですか。

○細越保健福祉部長 もう鋭意、我々のほうでも早期に着工、竣工できるように努力しています。少し遅れているのは、先ほど岩田委員からもご質問がありましたけれども、ちょっと建設の前段階で、建物の規模の問題もありまして、地元から少し高さを低くできないかとか、そういったご意見を頂きました。そういった中で、何度か地域の方とも説明会等をやって、現在のこの案にしております。少し遅れたというのは、それが原因でございます。

○小林副委員長 PFIは規模で、DBOにしたんですけど、DBOにするのは、早くしてとやったんですけど、たとえDBOにして早くなったとしても、施設を造るときは、今の問題は、区がやっても起きますよね、近隣との調整で時間がかかるというのは。常に起きますよね。そういうのも考慮して、DBOにしたんですか。

○細越保健福祉部長 まず、DBOを採用している最大の理由は、工期短縮というのは、結果、副次的な要素でございまして、この最大のメリットというのは、先ほど来申し上げていますように、高齢者施設、高齢者と障害者の法人が決まっていますけれども、こういった方々のご意見をしっかりと反映しながら、施設の使い勝手、利用者にとってよりよい施設にできる、そういった意見を頂きながら進めることができるということで、このDBO方式を採用いたしました。

結果的に、このDBOをやることによって、確かに解体から施工、そして、その後、一気にできますので、工期的には短縮できますけれども、それが一番の目的ではなくて、民のそういったいろんなアイデアを採用できるということが、DBOを入れた最大のメリットと考えております。

○小林副委員長 在り方の手法の一覧の中の確認にあるんですけど、事業報告書の提出義務は、DBOはどうなっているんですか。

○岩佐委員長 はい。休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

企画課長。

○夏目企画課長 民間開放の在り方のほうの書類のほうには、この事業報告書の提出義務があるか、ないかというような記載がございます。PFIに関しましては、明確に事業報告書の提出義務ありというふうな形で書いておりますが、この書類上、今、DBOのほうで、横線が引っ張ってあって、明確に示しておりません。ですが、DBOに関して、やはり運営によって事業を展開するのであれば、事業報告書の提出義務というのは、義務とするかどうかはありますが、課すべきものと考えております。こちらのほうについて、DB

○採用例が今回初めてということで、その点は整理をさせていただきたいと思います。

○岩佐委員長 小林副委員長。

○小林副委員長 PFIも初めてでしたよね、これ。慎重にやってください。

で、それ、備考でちょっと指摘もされていますけど、DBOも同じです、PFIと。長期計画によるサービスの硬直化や契約の柔軟な変更が行いにくいという指摘がされていますよね。これについて、PFIも、ほとんどDBOと同じなんで、資金の調達だけが違う、ほとんど違う、DBOとほとんど同じですから、その部分、今まで、富士見のみらい館で経験したことは、このDBOでも生かさなくてはいけないんで、その点、こういう指摘ですね、長期契約による不利な状況、PFIでも指摘しましたけれども、なかなか変えにくい問題というのは、今後やっていく中の要求水準とか契約書の中で、がっちりに対応していただかないといけないんですけど、どのように、この辺は、富士見みらい館のPFIの経験を生かして、やっていただけるんでしょうか。

○夏目企画課長 今ご指摘いただきました富士見みらい館のPFI、これ、今回、検証を行いまして、やはりいろんな反省点も把握をしたところです。民間開放の在り方の中では、民間開放して、公共サービスに関する区としての行政責任、管理監督責任を果たすという趣旨で、業務に関して、しっかり管理をしていくというようなことも書いてございます。これは、PFIでも、またこれ、今後、いわゆるDBOでも同じだと思いますので、その点につきましては、所管のほうともきちんと相談しながら、硬直的なサービスにならないように、あるいは、区が優先的に解決すべき課題が隙間に入って、できなくなるような形で運営ができるように努めていきたいと思います。

○小林副委員長 その辺はよろしくをお願いします。

やはり、最後、心配なのは、切り離されちゃっている地域交流機能です。これについては、先ほど、これもDBO業者が積極的にやるもんなんで、この辺は、やっぱり一番地域に交流を本当にするところなんで、この辺は、地域とともにつくってほしいので、その辺のご見解を聞いて、終わりにします。

○小原高齢介護課長 この施設は高齢介護課も関係しているので、私からご答弁させていただきます。

地域交流機能につきましては、先ほど来、ご答弁させていただきますが、DBO事業者が行います。運営に当たりましては、この施設の特徴的なものであります障害施設、あるいは、高齢者施設とも連携して、本施設ならではの魅力が発揮できるよう、正式に協議体という形は決まっていないんですけども、協議する会議体を設置させていただいて、また、その中には、地域の方も入っていただいて、地域の皆様に理解される施設として進めるということで準備してございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに保健福祉の所管で、質疑ございますか。

○のざわ委員 ここでは、私は、ネズミ、ハトの衛生害虫駆除についてと動物との共生推進について、ご質問させていただきますが、まず、これは二つ相反することが書いてあるんじゃないかと区民の方にお話しいただきましたんで、ちょっと、まず、動物愛護、ちょっと早いんですけども、動物愛護の動物の定義、それに当てはまらないのが、今回、ご相談するネズミとハトという定義にさせていただきます。

動物愛護管理法、1973年施行で、動物愛護として古くから家畜やペットとして普及していた「牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いებაと及びあひる」のほか、人が占有している哺乳類、鳥類及び——ごめんなさい、哺乳類、鳥類及び爬虫類が定められている、これ、第44条ですが、人が占有しているという限定は、ペットなどの飼育をしている者を想定した表現に基づく。これらのみだりに殺害したり、傷つけたり、虐待、遺棄することは、動物愛護管理法の目的の根幹を揺るがす行為となり、罰則が科せられる。なお、この規定は、野生状態にある動物を対象とするのではなく、鳥類保護法、1918年施行の対象となる野生化した野犬、野猫、野ヤギなど、愛護動物には含まれない。すみません、長くなりましたが、この前提の下に、まず、私は、ネズミ、ハトの衛生害虫駆除について、ご質問させていただきます。

こちらの各会計決算参考書200ページ、それで、こちらの、もう十分と、文教福祉分科会決算調査報告書98ページで、十分ご検討されていらっしゃるんですが、ここ、令和4年度決算関係資料の14ページのねずみ・衛生害虫駆除、これ、執行率63.99%ですが、ここには、ねずみ目撃情報減少による執行残というふうに書いてあるんですが、ここで、まず、ネズミのご質問です。

千代田区の、ちょっと事務所の名前を、場所とかを言うと、その事務所が特定されて、その家主様にご迷惑をかけるといけませんので、千代田内の事務所という表現をしますが、姿は見えませんが、どたばた走り回って、一晩中続くこともありまして、あと、私のところに多くネズミの駆除のご相談がありまして、まず、駆除の新しいやり方などを含めまして、もっと、ここ、るるずっと説明があるんですけども、また新しいやり方などを含めまして、駆除を進めていただけたらと思うんですが、もしくは、執行率を上げるということもできるかと思いますが、まずはご質問を一つさせていただきます。

いかがでしょうか。（発言する者多数あり）

○市川生活衛生課長 まず、ネズミ・衛生害虫駆除に関する執行率のお話なんですけれども、4年度の執行率は63.99%と、ちょっと低めになってしまいました。これの理由につきまして、ネズミの目撃情報が減少したというふうなことを書かせていただいたわけなんですけども、それについて、まず、先に補足説明をしたいと思います。

令和4年度、ネズミに関する相談件数というのが203件ございました。令和3年度は181件でしたので、数としては増加しているところなんですけども、殺鼠剤の配付や業者委託によるネズミの調査とか駆除が必要となる相談内容の案件が想定よりも少なかつたために、執行率が63.99%と、ちょっと低めになってしまったものでございます。○のざわ委員 分かりました。ありがとうございます。私としては、じゃあ、こちら、ネズミに関しては、また引き続きよろしく願いますということで。

あと、ハトの駆除も、ちょっと私、数件頂いているんですが、こちらはいかがでしょうか。

○大谷地域保健課長 ハトについては、鳥獣保護法において、駆除ではなくて、捕獲が可能です。生活環境や生態系に関わる被害が生じている、または、おそれがある場合、その防止や軽減を図るために捕獲を行うものとされており、このため、被害を防止するような対策によっても被害が防止できないと認められる場合、捕獲が可能ということとなります。

ハトの場合なんですけれども、餌をあげる人がいると、ハトが集まって、鳴き声やふん害で困るなどの相談が増えてまいります。なので、ハトの餌をあげないことがまず第一段階での防止対策になってくるかと存じます。餌を与えると、ハトが過剰に増えるばかりではなくて、人を恐れなくなって、多くのまたハトが集まってきて、近隣住民や通行人の迷惑となります。とにかく餌を与えずに静かに見守っていただければと存じます。

また、マンションのベランダとか民有地に作られたハトの巣の除去については、区では対応しておりませんので、その撤去を希望される場合には、民間の事業者にご相談して、都で、許可申請が必要になりますので、そういった手順を踏まえて、捕獲等をしていただければというところでございます。

○のざわ委員 どうもありがとうございました。

駆除という言葉は使ってはいけないという理解をいたしましたので、これを住民の方にお伝えすると同時に、もし可能でございましたら、今お話しした部分で、餌やりをしないとか、ベランダに巣を作れないようなという区にできる対応部分を少し周知していただくと、皆さんも助かるかなと思います。よろしくお願いいたします。

○大谷地域保健課長 こういったご相談については、ご相談いただければ、ご周知させていただきます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○のざわ委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 ほかに、保健福祉所管の質疑はございますか。（「手を挙げている」と呼ぶ者あり）あ、挙げていた。

米田委員。

○米田委員 福祉タクシー券支給、自動車燃料費助成について、少し短くさせていただきたいなと思います。

いいですか。

○岩佐委員長 はい。

○米田委員 ここに、主要施策の成果の62ページですけど、タクシー券支給は、決算額94.2、自動車燃料費助成94.6と。いい執行率だなと思っております。その下のところなんですけど、コーディネート経費等、これについて、こういった経費が少し教えていただいていいですか。

○清水障害者福祉課長 主要施策の成果の62ページの福祉タクシー券支給のコーディネート経費等でございますが、こちらは、委託先の事業者を支払うマネジメント料、コーディネート経費が月20万程度ですので、20万程度で、257万円ですね。そのほか、ちょっと分かりづらくて申し訳なかったんですけど、令和3年度分の利用料、料金ですね、こちらのほうが後から過年度分としてお支払いした分が113万余ございます。

○米田委員 過年度分というのは、よく理解できました。

委託料が、これ、月10万で257万って、ちょっと分からなかったんですけど。これは、月10万で120万ではない。そんな……

○清水障害者福祉課長 月20万でございます。

○米田委員 20万ね。ありがとうございます。

この令和4年度は、令和3年度までやっていた370円の券から500円券に変わったと。これに変わったことによって、様々な意見が出ていると思いますけど、障害課のほうにどういった意見、デメリット、メリット両方あると思うんですけど、どういった意見が出ているでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらの500円ということで、切りのいい数字になったので、使いやすいというご意見の一方で、以前からございますが、10円、50円という細かいものもあったほうが使いやすいというような意見もございますが、ほとんど使いやすくなったという意見が多いところでございます。

○米田委員 使いやすくなった方はよかったですけど、私のところにも両方あります。この事務事業概要255ページを見ていたら、様々な状況で、平成9年変わった。平成11年も変わった。500円にしたやつをまた370円に戻した。また370円から500円に戻した。課長がおっしゃったように、500円にしたことによって、よかった部分もあるけど、デメリットもあると。

もう、私、このタクシー券というの、そろそろ過渡期に来ているんじゃないかなと思っています。たとえば、これ、100円券、10円券が復活したとしても、またいろんな意見が出ると思っています。以前にもお伝えさせていただいたことがあったんですけど、そろそろこのタクシー券のDX化、デジタル化、これはしっかり見据えていかないといけない。このように思っているんですけど、その辺の見解はいかがですか。

○清水障害者福祉課長 先般の一般質問でも部長からのご答弁さしあげたとおり、今年度からDX化、ICカード化に向けた検討、協議を進め始めたところでございます。他区、検討している区と情報共有しながら検討しているところでございますが、課題がございまして、そのこのところの検討を進めて、さらに進めていきたいと思っております。

○米田委員 私も、予算のときかね、1回聞かせていただいて、当時の課長から検討していくと。今の検討課題というのを先ほど言っていましたけど、例えば、これ、DX化、ICカードにしたら、ほかの交通機関に使われる、自動販売機にも使えますから、そういったことのデジタル化で懸念があると思うんですけど。

そしたら、少しお伺いしたいんですけど、この自動車燃料費助成と、もう一つ、駐車場とあります。これは、どういった形で支給されているんですか。

○清水障害者福祉課長 燃料費助成と駐車場助成は立替払いをしていただいて、後から現金で助成しているという形でございます。

○米田委員 これ、タクシーチケット、デジタル化されているところ、実証実験されているところがあります。これ、タクシーのみに利用されていると聞いております。先ほど、課長懸念するところがあると思いますが、今、実証実験、相当進んできておりますんで、そういったところ等を見に行ってください、参考にしながら、これ、もう用意をするべきだと思っていますけど、いかがですか。

○清水障害者福祉課長 区でも実施している事業者、これから検討している事業者といたしますか、そういったところを呼んで、話を聞いたところでは、ICカードのカードリーダーですね、個人タクシーなど、一部のタクシー会社が対応できないということですか、やはり経費が増になる、幾つかほかの区でも対応するところが多くなれば、そういった経費も抑えられてくるかとは思いますが、現在、そういった課題がございまして、そ

このところを整理しまして、今後、ICカードの導入の是非について、検討したいと思えます。

○米田委員 これ、タクシーチケットでも使えない事業者がありますんで、それは個人タクシーだったら使えないというのはあんまりよくないなとは思えます。うちには、DX課、デジタル課がございます。今では、東京都では、E-タクシーとか、D何とかとって、チケット制じゃないやつも、新たな取組も出ております。スペシャリストもいらっしゃいますんで、これ、どういったことをやったら、こういったことができるかというのをしっかり連携して、私はやっていくべきだと思うんですけど、DXの観点からちょっとお聞かせいただきたいんですけど、いかがですか。

○村木デジタル担当部長 ただいま米田委員のほうから福祉タクシーのDX化、これについて、ご質問いただきました。確かに利便性の向上という点では、紙のものをというよりも、やはりデジタルのほうに行くというのは、それはもう、今の流れからいくと、必要な流れかなと思っております。あくまでも現場主体ということですが、デジタルとしては、今後の方向性としては、やはりそういう方向に行くべきかなというふうには考えているところでございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに。

○のざわ委員 すみません。先ほどちょっと、もう一つ、動物と共生の推進についてということでご質問させていただきたいんですが、こちらの各会計決算参考書の201ページのところで、220ページの6、動物との共生推進の右に行きまして、（2）飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等助成、あと、（3）動物の愛護・管理という項目がございますが、ここの数字につきまして、猫の、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等の助成のところ、1,097万4,010円という内訳があるんですが、私もちょっと内容は、この手術は詳しくないんで、教えていただきたいんですが、動物殺処分ゼロという観点からはとても大切なことなんで、もっとお金が使われてもいいと思うんですけど、もし、こういうのって、少し削減できるのかどうなのかなというところが1点と、あと、動物愛護の管理が168万8,940円なんですが、こちらの内訳を教えてくださいと思います。

まず、以上でございます。

○大谷地域保健課長 まず、動物との共生推進の（2）の飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等助成の執行額の内訳についてでございます。

まず、去勢・不妊手術費用が執行額26万7,000円、ワクチン接種などの医療処置についてが、27万6,000円。あ、ちょっと違いますね。すみません。最初の執行額が不妊手術費用についてが26万7,000円で、医療処置が27万6,000円です。預かり入院費は590万円余でございまして、交通事故や病気等の治療費にかかる経費が451万円余となつてございまして、そのほか、雑費を加えまして、総額が1,097万円余となっております。こちらは猫だけの費用でございます。

この費用での節約についてですが、おのおの上限額を定めておりますが、特に費用がかかっているのは、新たな飼い主が見つかるまでの預かり入院費や治療費でございます。

（3）の動物の愛護・管理の費用といたしましては、猫まつりで134万円余、生息調査で34万6,000円、その他の費用を含めまして、160万円余でございます。飼い主

のいない猫対策は、動物愛護に基づく取組の一つでもあるため、本事業費全体、この動物との共生推進事業全体が動物愛護に関する費用となっております。

○のざわ委員 どうも細かく、ありがとうございました。

私、動物愛護はやはりとても大切なことだと思いますので、さらなる動物愛護の推進に向けまして、今後の政策展開について、もし教えていただけるようでしたら教えてください。

○大谷地域保健課長 今後の事業展開についてなんですけれども、委員ご指摘のとおり、飼い主のいない猫の去勢・不妊手術等の費用、中でも預かり入院費用のほうがすごくたくさん金額的にかかっているところがございます。保護した後の一時保護後の長期入院が課題というふうに認識しております。動物の習性をよく知った上で、動物愛護については、適正に動物を取り扱うことが必要であると考えておりまして、まず、飼い主の責任において、動物がその命を終えるまで適正、大切に飼育し続けることや、また、動物が増え過ぎて多頭飼育崩壊にならないように、未然防止や普及啓発に重点を置いて取り組んでまいります。

○のざわ委員 どうも貴重なご意見、ありがとうございました。またいろいろよろしくお願ひします。（「答弁」「答弁、答弁」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 答弁ですね。

よろしいですか。

○のざわ委員 ありがとうございました。

○岩佐委員長 ほかに、保健福祉の所管でご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 それでは、保健福祉の所管の質疑をこちらで終わらせていただきます。休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時12分再開

○岩佐委員長 はい。委員会を再開します。

地域振興部所管の質疑を受けます。挙手をお願いします。

牛尾委員。

○牛尾委員 ちよだアートスクエアについて、お伺いをしたいと思います。

主要施策の成果では、77ページになります。新たな芸術、文化芸術の拠点施設として、旧練成中学校の整備をしていくということです。

まず、この基本構想の策定についての執行率が14.9%と。この理由については、業務委託って、要するに業務委託せずに自分たちで考えたということで、こういう執行率になっているということについて、改めて確認したいんですけど。

○加藤文化振興課長 今、牛尾委員からの執行率の質問でございますが、こちらの主要施策の77ページの事業実績の中段、下のほうに米印で書かさせていただいたとおり、自前で計画のほうを策定させていただいたといったところでございます。

○牛尾委員 この基本構想に基づいて、新しく、今度、ちよだアートスクエアの運営団体を、期間が来たということで、次、第3期、募集を7月からされているということですが、今度の第3期の運営団体の募集要項について、第2期との違い、これがもし分か

れば、お教えいただきたいんですけど。

○加藤文化振興課長 前回との違い、第2期と第3期との違いといったところで、大きな違いにつきましては、まず、この基本構想に当たりまして、議会の皆様であったり、また、区民の皆様方からのいろんなご意見を頂戴しまして、まず、経営状況の把握が1点。もう一つが、労務環境、中で働いている方の、従業員の方の労務環境の確認をさせていただくということをお前にさせていただいたといったところが、大きな2点でございます。

○牛尾委員 これまでのアーツスクエアの運営事業者、社員なんか離職率が高いとか、あとは、長時間の労働なんか指摘されておりました。それについては、後ほどまた伺いますけれども、まず、幾つか確認したいことがあるんですけども、賃料について、第2期の賃料では月額百四十何万という額でしたけれども、今回は、月額1,000万円を超える額となっていますけれども、この金額を参考にすると、応募者に求めているんですけども、この金額がこれだけ膨れ上がった理由、あとは、この金額は今後本当に事業者にも求めていくのか、その辺について、お伺いできますか。

○加藤文化振興課長 こちらの賃料でございますが、確かに前回までと比べると、ほぼ8倍程度の金額となっております。あくまでも全館をこちらについては貸した場合といったところの賃料となっております。ただ、これはあくまでも参考の数値とさせていただいております。今回は、こちらは参考にしながら、事業者のほうの提案を頂いて、最終的に賃料を決めていくという形になりますので、あくまでも、この1,055万余の金額の月額賃料については参考の数値といったところでございます。

○牛尾委員 前回からすると8倍、この金額で、なかなか応募をためらう要因にはならないかというふうなことは心配なんですけれども、もし、お答えできればいいですけども、現在、大体、応募というのはあるんですか。

○加藤文化振興課長 今回の第3期の募集の期間が9月29日まででございます。もう募集のほうは終わっております。複数社からの応募を頂いているところでございます。

○牛尾委員 ぜひ、しっかり吟味して、いい事業者を選定していただければと思いますが、先ほど触れた労働環境の問題について、私も、この中身を見て非常に前進しているなというのを感じました。職員の勤務条件、身分の安定性、安全、衛生面等が適正に保たれると、そういう労働環境の整備というふうなことがあります。

問題は、どうやってこの規定を担保するのかということなんですけども、その辺についてお聞かせいただけますか。

○加藤文化振興課長 こちらのほう、運営のほうが始まりましたら、また、ちよだアーツスクエアの評議委員会というのを設けさせていただく予定です。その評議委員会の中に、必ず月俸なのか、それとも年俸、まあ、期俸なのか、それとも年俸なのかといったところはございますが、評価とモニタリングというのを実施していく予定です。今、私のほうの構想としましては、その評議委員会の中に、社会労務士さん、また、労働環境だけではなくて、経営関係のほうを見ていただく公認会計士さん等に入らせていただいて、見ていただく、今のところ考えてございます。

○牛尾委員 モニタリングという話もありました。この第3期の募集要項にもモニタリングのことが書いてありますけれども、このモニタリングのイメージとして、指定管理者では労務のモニタリング、経営モニタリングがありますけれども、そういうような指定管理

と同じようなモニタリングを行うというイメージでよろしいですか。

○加藤文化振興課長 今のところは、指定管理者と同様なふうには考えてございます。ただ、こちらを運営するのは民営という形で実施をいたしますので、そこら辺は、ちょっと事業者さんと相談しながら、制度構築を考えていきたいと思っております。

○牛尾委員 先ほど、モニタリングについては、社労士さん、公認会計士さん等、専門家の方を入れると聞いたんで、しっかりされていくんだろうなと思っておりますけれども、ぜひ、文化芸術について、モニタリングを行うということによって、その行政の、何といいますかね、管理といいますか、そういうのが強まる——それは必要なんですけれども、一方で、やはり自由な芸術を発信していく事業について、萎縮させないような取組も併せてお願いしたいと思っておりますけど、いかがですか。

○加藤文化振興課長 今言っていたことが非常に大きな点かな、大きなご指摘かなと思っております。文化芸術に関して、やはりある程度フリーハンドで、いろいろやっていただくといったところも必要なことだとは思っております。ただ、最低限、必要な労働環境や経営、財務の関係といったところについては、ある程度、区のほうでしっかり見させていただきたいなと思っております。

○牛尾委員 以上です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、この地域振興の所管で。

○春山委員 箱根千代田荘について、お伺いさせていただきます。関連するのは、各会計決算参考書の204ページの区民宿泊助成と、次の205、で、206の旧箱根千代田荘活用調査検討、244、245の区有財産管理になります。

箱根千代田荘について、今までいろんな議論が多分されてきているんだと思っております。私、その議論の中にしっかりと入ってきていないという状態なんですけど、ここの区有資産の利活用について、今後、区がどのようにお考えなのかということも含めて、ご質問させていただきたいと思っております。

まず1点目、閉鎖して8年間だと理解しているんですが、年間の維持管理コスト、この244ページの区有財産管理の1億1,500万円余の中の箱根千代田荘に係る管理コストを教えてください。

○千賀コミュニティ総務課長 ちょっと旧箱根千代田荘の利活用に関することの検討を私どもでやっておりますけども、現状の総コスト等、所管からもちょっと聞いている範囲で、お伝えいたします。

現状、約660万、年間というふうに聞いております。内容は警備とか管理委託、それから温泉の使用料、それから電気代というふうに聞いております。

○春山委員 ありがとうございます。

ざっと年間600万、700万近いコストが8年間かかってきたという理解でよろしいでしょうか。

続いて、箱根千代田荘が開いていたときの直営時の年間コストと、温泉施設の配管維持には大きなコストがかかると思うんですけれども、配管の修繕がどのくらいのスパンで行われていたのか、また、その1回当たりのコストを教えてください。

○千賀コミュニティ総務課長 ちょっと細かい修繕費用といいますか、箱根千代田荘の総コスト的なところでちょっとお示しをさせていただきますと、昭和42年の土地購入から平成27年度の休止まで、大体、49年間というところでございますが、その中で、支出で出された部分が97億4,000万円、その分、利用料、使用料等の収入が26億5,000万、差引き70億9,000万円。これを49年間で持ち出しをしていたということで、平均でいうと、1億4,500万円ぐらいがこの箱根千代田荘の維持管理に、通算でございますけども、かかっていたという計算はございます。

○春山委員 配管修繕のスパンというのはお分かりにならないでしょうか。

○岩佐委員長 分からないらしい。

休憩します。

午後3時24分休憩

午後3時32分再開

○岩佐委員長 再開します。

先ほど、ちょっと、今、確認していただいているので、それじゃないところでお願いします。

○春山委員 現在、その再開にかかる時にかかるコストというのは、見積りされているんでしょうか。もしされているのであれば、その金額を教えてください。

○千賀コミュニティ総務課長 それにつきましては、これまで私どもの所管で行っております旧箱根千代田荘利活用に係る検討等で、本当の概略で出しておりますけども、おおむね10億円というふうな数字でお示しをしているところでございます。

○春山委員 再開にかかるコストが10億円で、もし、これをまた検討だと思んですけど、直営にした場合は、この49年間で97億というのがかかるという理解でよろしいでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 本当に概算のお話という前提でございますけども、少なくとも、再開に向けて、10億、あるいはそれ以上の金額がかかるであろうということ、加えて、年平均のコスト、先ほど1億4,500万等と申し上げたところでございますけども、これもそれに相応するような額がかかるであろうということでございます。ちょっと概略というところのご了解は頂ければと思います。

○春山委員 続いて、湯量についてお伺いさせていただきます。（発言する者多数あり）

区の契約では、温泉使用量2口、1日の日量が8トン掛ける2というふうに理解しています。近くの大涌谷での噴火等が起因して、源泉での蒸気に変動があり、供給湯量が減っているというふうに把握をしています。現在、過去開けていたときには、日量48トン契約、2口に加えて供給されていたということなんですが、これ、再開したときの湯量というのは把握されているんでしょうか。その場合に、部屋数に対する十分な温泉供給ができるとお考えでしょうか。

○岩佐委員長 そんなの答えられるの。

○千賀コミュニティ総務課長 これも、私どもの施設の正確な話というよりは、検討の範囲での、ちょっと把握している情報になりますけども、現状、温泉の供給権ということで、2口、1口当たり16平米——あ、立米というんですかね、というふうなことを聞いております。これに関しては、特に、施設開設時にも同じ口数とか供給量であったというふう

に聞いておりますので、特段、供給量が減っているということの議論は、特に現状までないというところでございます。

○春山委員 この温泉供給の会社からは、温泉使用量2口プラス過去6口、日量48トンの量を8年前に供給していたというふうにお伺いしたんですが、それは間違いということでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 これも、ちょっと所管のほうから聞いている情報で、恐縮でございますけれども、過去、箱根に子どもの施設というか、自然、（「高原学園」と呼ぶ者あり）あ、高原学園というところがあったんで、そちらの分の口数は幾つかあったというふうに聞いております。現状は、この箱根千代田荘分の2口だけというのが千代田区との契約というふうに聞いております。

○佐藤施設経営課長 すみません。今、ちょっと口数の部分もございましたんで、ちょっと維持管理、私どものほうで行っておりますので。

千代田荘につきまして、温泉の口数は2口でございます。今、課長のほうからもご答弁ございましたけれども、箱根にございました箱根高原学校、そちらも同じ温泉供給株式会社から供給されていて、そちらも2口というところで、現在、そちらのほうはもう売却しておりますので、もともと契約していたのが2口というところでございます。

それと、先ほどご質問ございました温泉管の工事でございますけれども、配管自体の工事というのは特には行っておりません。平成17年のときに、浴槽の漏水とかがございまして、その際に、防水等も含めて、露天風呂ではなくて、部屋内のほうの浴槽でございますけど、その改修工事を行っているというところでございます。

○春山委員 ありがとうございます。

最後に、この区の区有資産の利活用の考えについて、お伺いしたいと思います。

箱根のこの千代田荘が閉鎖されて、区民宿泊助成のサービスが開始され、分科会の資料を読みますと、大坂委員の質問の恒常的なサービスとして捉えていく、続けていくおつもりでしょうかということに関して、引き続き、拡大なり、施設を、新しい施設の契約も含めて考えていくというご答弁を確認しております。その上で、私は、直接ではないんですけども、この箱根千代田荘を楽しまれていた多くの区民の方々が再開を望んでいるということも理解しています。しかしながら、区有資産の有効活用の在り方、これからの保養の在り方に合致する税金の無駄遣いとならない方法について、再開だけでなく、検討する必要があるのではないのでしょうか。例えば、箱根を楽しまれていた方のサービスはどうあるべきか、多角的に検討すること。そして、この箱根千代田荘再開ではなくて、例えば、賃貸に出して、収入を得て、それで、区民サービスをもっと充実させていくなど、年間維持にかかるコスト、再開にかかるコスト、賃料による収入、そして、例えば、区民の箱根千代田荘を望まれているような方々に対して、もっといい、旅行会社に委託した何かサービスとか、そういったものをバランスよく考える必要があるのではないかなと思います。

民間であれば、これだけの金額を垂れ流ししていくということは、今後は考えづらいと思います。それと、この箱根千代田荘自体が昭和44年にスタートし、平成11年に改築され、これからの時代の保養の考え方、多くの区民の方は、若い世代も含めて、じゃあ、10年後、20年後、このサービスの仕方で本当に満足するのかということも含めて、よく検討していくべきではないのでしょうか。

○古田財産管理担当部長 今、箱根千代田荘のこれまでの経緯、また、今、現状の維持管理、そして、これからの検討の状況をご確認いただいたかと存じます。箱根千代田荘につきましては、これまででも議会の議論が様々ありまして、前の期の公共施設調査・整備特別委員会などでもご議論をされてきたという、そういう施設でございます。現状、今、所管部において、今後の在り方について検討しているというところでございます。そうした利活用の検討状況、それと、今頂いたご指摘なども踏まえながら、また今後もしっかりと検討を進めていきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長 よろしいですか。

ほかに、地域振興部所管で質疑。

○おのでら委員 おもてなし対応、おもてなし事業について、質問させていただきます。

事務事業概要85ページですね、商店街等における外国人観光客のおもてなし対応を見ますと、外国人観光客という範囲が広い名称ながらも、少なくとも、ここ3年間はムスリム対応に特化したおもてなしに注力されているかと思えます。コロナ禍が収束しまして、また、円安が進んでいるということもありまして、訪日観光客が増加して、急速に回復しているところでありますけれども、日本政府観光局の本年1月から8月の統計を見ましても、韓国、中国、台湾、香港、あと、米国ですね、こういったところからの観光客が大多数を占めております。大体、7割なんですけど、7割を占めているところだと思えます。ムスリムの方というのは、もう恐らく1割にも満たないと予測されているんですけども、これまでムスリムの方に既に3年以上対応されていたということを考えましても、また、オリンピック・パラリンピック、こちらも終わったということも考慮しましても、今後は、こういった大多数を占める国からの観光客のおもてなし対応に目を向けることが重要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 本事業につきましては、今、委員おっしゃるとおり、オリンピック・パラリンピックを前に、当時、増加が予想されている外国人観光客の方が安心して食事を楽しめるようなおもてなし体制を取ろうという事業として開始されたものでございます。実際、昨年度までは、例えば、ハラールであるとか、ベジタリアン、ビーガンの方が困らないように、専門家の派遣をしたり、それからセミナーを実施したりというような事業を進めてまいりました。今、おのでら委員がおっしゃったとおり、今後につきましては、さらに外国人の方、コロナ禍も収まりつつあるという中で想定されますので、新たに考えてまいりたいと考えます。

○おのでら委員 ありがとうございます。

令和4年度の詳細を見ますと、ムスリム対応メニューの作成の支援を実施したと書いてあります。メニューそのものの作成だけではなくて、メニューの多言語化、あるいは、こちらの表示、そういった支援も必要ではないかと思えます。また、メニューだけではなく、例えば、現金だけしか使えないよですとか、あとは、これはお店ではしていけないことですよとか、そういった注意事項ですとか禁止事項を多言語化して表示するというのも重要であるかと考えております。

よく聞くのは、外国人観光客が自国の慣習ですとか感覚、それを日本で押し通して、トラブルになるという話を聞いております。商品やサービスを提供する、言わば、攻めのおもてなしだけではなくて、トラブルを未然に防ぐ視点からのおもてなしというのにも必要で

ないかと思えます。それによって、商店事業者ですとか、観光客の満足度も上がるものと思えますが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 おっしゃるとおり、やはり海外からの観光客の方、それから、お迎えする日本、それから千代田区の商店の方、いずれも気持ちよくお迎えできるような体制は取っていくべきかと考えております。

○おのでら委員 あと、同じおもてなしという事業について、質問させていただければと思うんですが、事業概要129ページですね。地域資源を活用したおもてなし事業であります。今年度は予算がついていないために、終了した事業かと思うんですが、簡単に触れさせていただければと思います。

地域資源を活用したおもてなし事業ということで、千代田区ファンを増やすためにということで、桜を活用した入浴剤を婚姻届を提出した方に渡すという事業を平成28年度から令和4年度に行ったとあります。婚姻届を出した人のみに配るという対象者がかなり限定された事業でありまして、恐らく効果もかなり限定的なものであったかと思われ。桜の入浴剤ということで、せっかくなら、こういったものを外国人観光客ですとか、区外からの観光客のおもてなしに使うとか、例えば、桜のシーズンに区内の宿泊施設に泊まっている人に配るというほうが効果があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

より千代田区の魅力が多くの人に伝わるよう、努力、工夫が必要と思えます。先ほどの外国人観光客へのおもてなしと同様、ターゲットがややピンポイントに寄っているように思えます。そういった印象を受けております。こういった商工観光事業においては、予算の有効活用という観点からも、まずは、ターゲットを多数の方に設定して、期待される効果をしっかり検討し、また、継続事業の場合には、効果をしっかり検証していく、検証して取り組んでいくべきかと思うのですが、今後のおもてなし事業の方向性、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 ご指摘ありがとうございます。

こちらの地域資源の事業につきましては、始まった当初は、婚姻届の受領証明書について、区の花、桜をあしらったデザインにしたということにきっかけに始まったものでございます。これに合わせて、千代田区のこちらの証明書が、区民じゃなくてももらえるというところがございましたので、まず一つ、区の魅力を発信する、それから、区民の方であれば、愛着を醸成するというシティプロモーションの一環として実施したものでございます。

今後のこういったおもてなしに関する事業の方向性というところでございますけれども、今現在、様々な技術が新しくなっているということもございまして、まずは、そういった技術で活用して、できないかを考えるというのが一つ。それから、例えばなんですけれども、先ほどの外国人観光客に関しましては、区内の商店街連合会であるとか、商店街振興組合連合会などと協力しながら、どんなことができるか。例えば、リーフレットみたいなのができないかどうか、そういったものも、ちょっと考えながら進めていきたいと思えます。

○岩佐委員長 はい。よろしいですか。

ほかに、地域振興。

○えごし委員 喫煙所の設置対策について、お伺いします。決算参考書は206ページ、

主要施策の成果は73ページです。

主要施策の成果では、執行率が79.1%とあります。事業実績は様々ありますけれども、この中で、どこが執行率が低かったのか、また、内訳を教えていただければと思います。

○尾上安全生活課長 令和4年度の積算にありましては、新規設置が20件の積算をしておりましたが、結果、13件という数値で、この執行率の数字が表れたのかなと思っております。

○えごし委員 はい。内訳。

岩佐委員長 内訳も。

○尾上安全生活課長 失礼しました。

○岩佐委員長 大丈夫ですか。

○尾上安全生活課長 ちょっとお待ちください。

○岩佐委員長 休憩します。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○尾上安全生活課長 失礼しました。内訳にありましては、新規設置が13件、更新が1件、そして、維持管理費が81件。

以上になります。

○えごし委員 金額。（「それぞれの金額」と呼ぶ者あり）

○尾上安全生活課長 あ、金額もですか。

○岩佐委員長 はい。金額もおっしゃいますか。

○尾上安全生活課長 はい。失礼しました。

失礼しました。新規が8,529万4,225円、維持管理費にありましては、81件が1億5,534万4,000円になっております。

よろしいでしょうか。

○岩佐委員長 えごし委員。

○えごし委員 ありがとうございます。執行率が低かった理由としては、新規の設置数がちょっと目標よりも伸びなかったということだったと理解しました。

その上で、区としても、設置数を今後もしっかり伸ばしていきたいというふうに思っていると思うんですけども、分科会の報告では、大幅に設置数が伸びていない理由としては、ビルの老朽化による喫煙所の閉鎖もありますが、大きな要因は地域住民、ビル管理者から理解がなかなか得られないというところがあるということがありました。これ、例えば、ちょっと私も聞いたところなんですけど、自分が持っているビルの1階に喫煙所を設置したいけれども、地域の方が反対をされていて、なかなか設置ができないという話もあるようです。地域の方への説得というか、働きかけということは、区も協力して行われたりしているのでしょうか。また、行っていたら、どういうふうに働きかけられているのかも、併せてお願いします。

○尾上安全生活課長 この反対している住民への働きかけって、なかなか難しいところが

ございまして、ただ、喫煙所の事業者任せにはできないというところがあります。ですので、反対している町会、住民には理解を求める努力が必要です。説得して設置したが、たばこの煙が臭いという苦情もないわけじゃありませんので、現状、積極的に区から反対住民に説得をしているというところはしておりません。ただ、空気環境の改善等に努力して、質の高い喫煙所の設置に取り組み、理解を得るように努力したいと思っております。

○えごし委員 なかなかそういう説明が地域の方にできないという方もおられると思いますので、要請があった場合は、ちょっとそういうふうに区も協力して、説得というわけじゃないですけど、こちら辺が本当に、今、喫煙所がなくて、できればお願いしますというふうなそういう協力をまたぜひしていただきたいというふうに思います。

設置場所についてなんですが、これまで、区としても様々検討していただいていると思います。例えば、この場所はすごい、この喫煙所はすごい喫煙する方が多いから、足りないから、そこら辺の近くにまた設置できないとか、そういう検討も様々していただいていると思います。ただ、どこに配置するかということも大事なんですけれども、その場所によっては、運用の時間とか、例えば、通勤の早い朝の時間とか帰宅前の夜の時間、また、土日の祝日など、また、喫煙所のこの開いていない時間に、例えば、路上喫煙とかが増えているような感じも感じております。ちゃんと喫煙所で吸おうとしても、そのときに開いていないという場合もあって、そこが使えないという話もありました。運用時間については、設置している施設の運営時間などや、また、地域の方の理解ということなども関係してくるとは思いますけれども、例えば、もう少し時間を延長したりとか、あと、やっぱり土日祝で使える場所がなかなか少ないので、そういう場所を増やしていくというような考えは、いかがでしょうか。どうお考えでしょうか。

○尾上安全生活課長 確かにえごし委員のおっしゃっている意見のとおりでございますが、確かに喫煙所の時間を延長することで、路上喫煙者も減ると思います。ただ、運営する事業者に必要な取組になります。ただ、土日、祭日を解消するとなると、従業員を出勤させる等の人件費、管理上の経費がかかるため、積極的に協力を求めることは難しいところがございます。ただ、当課に喫煙事業者が相談に来る際は、ここはちょっと飲食店が多い場所だから、時間を、開所時間を延ばしてくれないかというふうな協力は求めています。

○えごし委員 ありがとうございます。そういうところも使えるように、ちょっと検討もしていただきたいというふうに思います。

それで、千代田区では、生活環境条例を制定して、区内の路上喫煙を禁止しています。区では、様々、青色パトロールカーの方や委託警備員の方とか、また、生活環境改善指導員の方などがもう毎日、土日祝も含めて、区内をパトロールしていただいています、年々、そういう喫煙者も減少してきているという現状もあるということで、大変感謝をしております。ただ、しかし、まだまだ路上喫煙、また、ポイ捨てというのも多くて、私も町内の清掃をしても、吸い殻とかポイ捨てが多くある場所もあります。路上喫煙については、恐らくこのビルの裏側がすごい多いとか、あと、この辺りで路上喫煙の目撃数が多いなど、情報があると思うんですけれども、そういう情報というのは、どのくらい区に来ているのか。また、どのようにそういう情報が寄せられて、どのようにと言ったらあれですね、手段ですかね。どのような形で情報が収集されているのかというのをお聞かせく

ださい。

○尾上安全生活課長 令和4年度の当課に寄せられた路上喫煙の苦情件数にありましては、585件中453件、約77.4%の苦情が寄せられております。苦情の収集についてであります。これは、直接、当課に電話してきている場合もございますし、区政へひとことということで、メールでも苦情が寄せられます。また、苦情内容にありましては、喫煙所から漏れる煙が臭いだとか、路地裏で路上喫煙、ビルの裏で路上喫煙をやっているとか、そういった苦情になります。主な苦情になります。

○えごし委員 こういう様々な苦情というか、形で寄せられている情報というのは、様々、区内をパトロールしていただいていること、また、パトロールとか、また、注意喚起に生かされていると思います。ただ、区民の方に伺うと、例えば、この喫煙者を目撃したときに、注意したいけど、やっぱりなかなか注意できないという方も多くおられます。目撃したときに、大体、区の、先ほど答弁いただいたように、区の担当課に連絡を、メールとか電話で連絡をするという形だとは思いますが、寄せられた苦情とか、そういう、こちら辺で吸っているよみたいな情報ですね。こういう情報は、例えば、近くにいる委託警備員の方やそういう回っていただいている青色パトロールカーの方などにすぐにお知らせをできるような、そして、また近くにいたら注意をしていけるような、そういうシステムというのはあるのでしょうか。

○尾上安全生活課長 こちらは、目撃通報があれば、直ちに現場に行って、喫煙者に指導できるのが理想なんです。なかなか当課の人員体制ではそのような対応ができないところがございます。また、生活環境改善指導員というのがパトロールしておりますが、近くにいれば、当然、電話をして対応できると思いますが、ただ、これが一、二件だったら対応できるんですけど、全てとなると、なかなか難しいところがあります。ただ、警察でも、110番通報で対応する制服のお巡りさんがいるんですけど、あれでも、大体、1当務で二、三十名——あ、失礼しました、三、四十名、待機しているのが現状でありますので、なかなか今の人員では全ての目撃に対応するのは難しいと思います。ただ、苦情の多い場所に対しては、路上ペイントや看板、あと、指導員の巡回ルートの立ち寄り警戒場所等に指定して、路上喫煙対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○えごし委員 でも、全てはさすがにやっぱり対応できないとは思いますが、対応できる場所は、いろいろとそういうふうに連絡をして対応しているという、対応していただいているということですね。

例えば、情報ですね、メールや先ほど苦情という形で485件来ているという話もありましたけれども、こういう情報って頂くと、こちら辺で喫煙者の方が多いんだとか、この時間帯に、例えば、近くに喫煙所があるけど、閉まっているから、こちら辺で吸われている方が多いんだなみたいな、そういう、どこでどのぐらいの時間で吸われているのかという時間、そういう情報とか、そういうのも、そういう苦情から酌み取れる部分もあると思います。なので、そういうところも、ぜひ、活用しながら、例えば、次、じゃあ、ここに喫煙所を設置したほうがいいのではないかとか、先ほどお話しした時間をもうちょっと延長したほうがいいのではないかとか、そういうところの検討をすることに、活用していただきたいというふうに思うんですね。

先ほどの苦情のメールとかというの、担当課に多分連絡するという形ではあると思う

んですけど、なかなかちょっと分かりにくいというか、例えば、もう、何かそういう目撃があったら、ここに連絡してください、ここにメールしてくださいみたいな、そういうのがあって、表記とかもされていれば、多分、喫煙されている方も、あ、何かそういうふうに見られているんだなという感覚もあるかもしれないですし、また、その情報収集、もっと多く情報収集することにもつながるというふうに思うんですけども、積極的に情報を収集するという形、路上喫煙の情報などはこちらに送ってくださいなど、そういうのをチラシとかで広報したりとか載せていくというところは、いかがでしょうか。

○尾上安全生活課長 えごし委員のご意見のとおり、苦情箇所を検討して、喫煙所の設置場所、あと、メール等を見ながら、その情報収集にしっかり努め、路上喫煙対策に取り組んでまいります。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 関連。

○岩佐委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 喫煙所のことはもう永遠のテーマですけども、この喫煙所設置について、もちろん個人ビルの方が造りたいといった場合は補助が出ますけれども、この中には、いわゆる大きなビルに対して、喫煙所設置というのもあるんですけども、例えば、大きなビルの一角を喫煙所にするといった場合も、この補助というのを出ているんですか。例えば、この九段会館とか。

○尾上安全生活課長 助成金の要件に当てはまれば、大きいビルであっても、助成金の補助は出ます。

○牛尾委員 そうであるならば、やはり区民の方誰もが気軽に利用できる喫煙所でなければいけないというふうに私は思うんですけども、九段会館の喫煙所を区民の方が利用したときに、そこで働いていらっしゃる方、その区民の方はふだん着でそこに入っていますから、そこで働いているであろう方から、ここはこの会館で働く人専用の喫煙所だと、利用しないでくれというふうなことを言われ、相当心外、怒りを持ったと、私のところに怒りの電話が来たんですけども、やはり、こういうふうに、一般の方にも、千代田区内の喫煙所ですよという紹介をしてある。しかも、もし補助も出ているということであれば、こうしたことがあってはいけないと思うんですけども、やっぱり、その会館への周知、ここは誰もが利用、区民も利用できる喫煙所なんだということを、会館の方にもしっかり知らせていく必要があると思うんですけど、いかがですか。

○尾上安全生活課長 助成金にありましては、公衆の場所というところで、誰でも出入りができるような場所に対しては、助成金の対象になっております。ですから、九段会館の従業員しかできないという、そういった言動があれば、そこは検討する必要があるのかなと思います。

○牛尾委員 しっかり対応してください。

○尾上安全生活課長 はい。かしこまりました。（発言する者多数あり）

○岩佐委員長 よろしいですか。

白川委員。

○白川委員 喫煙所について、お伺いします。

公園の一角で、ここの中ではたばこを吸っていいですよと丸を書いて、そこに灰皿を置

くというのが恐らく一番簡単かなと思うんですが、あまり千代田区でそのやり方を見たことがないんですが、それはなぜなのでしょう。

○尾上安全生活課長 公園にありましては、生活環境条例で、指定区域37か所、喫煙の禁止場所をしております。そこにありましては、当然、過料の徴収もできるのですが、ほかの公園にありましては、基本、たばこが吸えるような、過料は取れないんですが、指導員によっては控えるように、喫煙場所を案内したりしている対応を取っております。

○白川委員 ありがとうございます。

今後、一番、要するに、お金がかからない喫煙所のつくり方なので、空き地に丸を描いて、そこは吸ってもいいですよ。もちろんたばこを処理するのが必要ですので、公園の清掃の方にご負担はかけることにはなるんですが、少なくとも青空ですから、空気のあれを測ったりとか、あるいは、箱物でないので、プレハブを造ったりする必要はないので、一番安いやり方だと思うんですね。

子どもが多いからという理由で、そこに作りたくないという、そういうのはあるでしょうけれども、オフィス街であれば、子どもは少ないでしょうから、気軽につくれるのかなというふうに思います。気軽につくれないもんなのでしょう。

○尾上安全生活課長 確かに、公園にありましては、子ども等が遊びますので、たばこになると、害を及ぼします。また、この喫煙所となりますと、喫煙者と非喫煙者の理解も必要でありますので、そこでバランスを取りながら取り組んでいかなきゃいけないと考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○白川委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに、こちら、地域振興の所管で。

○富山委員 障害者スポーツ・eスポーツについて、質問します。決算参考書220から221、事務事業概要406ページです。

この事業は、パラアスリートや、これまで年齢や性別——あ、年齢や障害の有無といった枠に捉われないeスポーツのアスリートから直接指導を受けながら、競技体験ができるという大変貴重な機会となっています。令和4年度は、予算に対して、執行率が52%となっていますが、その内訳を教えてください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ただいまの内訳ということでございますが、382万8,000円ですが、全額、委託料となっております。

○富山委員 そうではなくて、52%になってしまった理由を教えてください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 事業規模が縮小したというのが一番の原因と考えておりまして、具体的に申しますと、令和3年度までは、2日間にわたり、実施しておりまして、1日はスポーツセンターで一般の方を対象とした体験会、もう一日は小学校の協力の下、小学生に体験をしていただいております。しかし、令和4年度に新たにeスポーツを取り入れることになったため、小学校への参加を求めなかったことになりまして、その結果、令和4年度は、スポーツセンターでの体験、1日のみの開催となったということが一番の執行率の低さの原因というふうに考えております。

○富山委員 ありがとうございます。おっしゃったように、令和2年度は136人、令和3年度は112名参加されていますが、昨年度は8名しか参加されておられません。このよ

うに、小学校での開催がなくなった場合、8名程度の参加になってしまいます。障害者スポーツの関心向上やeスポーツの普及啓発を確実に行うためには、今回のように、小学校での開催ができなくなる場合に備えて、ほかの場所でも行うことや、12月の障害者週間に2日間のみ実施するだけではなくて、実施回数を増やすや定期的に行うなどの参加の機会を増やすことなどは検討されていますでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 確かに年1回のイベントですと、こういった形で参加が非常に少ないと。結果として非常に少ないイベントになってしまうということで、実は、千代田区で、障害者の方でも気軽にできるスポーツといたしまして、ボッチャの普及啓発にかなり力を入れてございます。令和4年度は、ニュースポーツ大会としまして、ボッチャ大会を年に2回、ボッチャ講習会を年に2回の計4回開催しておりまして、令和5年度も同様に、今度、10月22日にボッチャ講習会、11月3日にボッチャ大会のほうの開催を予定しているところでございます。ただ、ご指摘のように、これに限らず、障害者スポーツ・eスポーツの体験種目、回数等々、増やせていけないものかと、より広くいろんな方に体験していただくために、そうしたことも検討していきたいというふうに考えております。

○富山委員 まず初めに、障害者スポーツはボッチャだけではございません。また、事務事業概要406ページのこの事業の目的の欄には、障害者スポーツへの関心の向上及び障害者の理解促進を図るとございます。この136名、令和2年度136名、令和3年度112名、令和4年度8名のうちに、どの程度、障害をお持ちの方はいらっしゃいましたでしょうか。また、区内の障害者施設や高齢者施設に広報はされましたでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 二つほどご質問いただきまして、まず、参加者の中に障害をお持ちの方がいらっしゃったかということでございますが、令和4年度におきましては、知的障害をお持ちの方が恐らく1名いらっしゃいましたが、身体的にはこの8名ですね、全員健常の方でございました。それから、令和3年までは、一般の方のデータが残っておりますので、令和3年度は車椅子の方が4名及び付添いに必要な方が2名おりました。

それから、すみません、もう一つ、何でしたっけ、あと。

○富山委員 障害者施設や高齢者施設に広報されていますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 あ、はい。すみません。障害者施設、高齢者施設に関しましては、確かに、令和4年度に関しましては、ちょっとえみふるとか、そういったところに、福祉施設等々ですね、チラシ等々は配っていなかったようなんですが、今後、健常者だけではなくて、障害をお持ちの方でも気軽に参加できるということを前面に打ち出しながら、こうした福祉施設等々、福祉部門等々と連携していきながら、配れるように努めてまいりたいと思います。

○富山委員 ありがとうございます。

障害者スポーツは、目で見て楽しむためのものだけではなくて、障害のある方にとっては、多様なスポーツに触れる大変貴重な機会になっています。また、障害者差別解消法が改定されて、来年度からは合理的配慮が法律の遵守義務となっておりますので、事業を実施する施設に対してや、障害のない方に対しても、障害者の理解促進を促す重要な機会となっています。今後も、障害者や健常者双方の視点を踏まえたイベントの実施や広報を行うようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ご指摘のように、障害者の方も参加できるという視点が、今まで過去やっていたときには、そういう視点もかなり強くは出していたんですが、ちょっと令和4年度が確かにその視点が若干低かったのかなというふうには反省もしておりますので、引き続き、まあ、理想としましては障害者の方と健常な方が一緒に参加して、お互いを理解しながら体験できるというのが最も理想だというふうに私どもも考えておりますので、そういった方向に事業を持っていけるように、できることをやってまいりたいと思います。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○富山委員 はい。大丈夫です。

○永田委員 関連。（発言する者あり）

○岩佐委員長 永田委員。

○永田委員 今の富山委員の指摘を聞いていて、5年前までオリ・パラ特別委員会があって、そこで東京2020パラリンピック競技大会に向けた意見書というのを作っています。もう、多分お忘れの方も多岐かもしれないのですが、その中で、パラスポーツは障害者が、障害がある人が行う特別なスポーツではなく、一つの競技として魅力的であるということ。パラアスリートの驚くべき身体能力の高さはもっと注目されるべきだということで、その中でパラスポーツの体験、イベントを各自治体で開催すること。それから、今、それは富山委員も指摘されましたが、公共、民間を問わず、スポーツ施設、体育館等の機能更新時には、パラスポーツが対応可能な仕様にすることを求めています。さらにパラスポーツへの経済的支援やパラアスリートの育成の援助を行うと。それで、機運を高めて、パラリンピックを応援しようという、5年前、そんなような意見書を作りました。その後、今、指摘があったように、イベントを行っても、関心が低くなって、体験する方が非常に少なくなって、ここ最近では8名しか集まらない。まあ、実際、パラスポーツの大会でも、観戦者が非常に減っているということはこの間の報道で聞きましたし、それが事実なのかもしれませんが、そういう需要がなくても、やっぱり行政としてできることがもっとあると思うんです。

それで、今回、区民体育大会があって、私はその中で、パラスポーツの競技を何か取り入れられればいかなと思って見ていたんですが、特にそういうものはないようで、今もあったように、ボッチャの体験だけ、今、最近行っている。富山委員が言ったように、ボッチャだけが障害者スポーツではないし、ボッチャは確かに一番手っ取り早いかもしれませんが、例えば、私、この、5年前のこの意見書を出すときにいろんなパラスポーツを体験して、例えば車椅子バスケットか、車椅子バスケットはなかなか準備するのが大変ですけども、視覚障害の方が行うマラソンですね、そういったものも、目を、アイマスクして走ったりすると、結構、ふだん使わない能力が、例えば脳が活性化されるだとかそういったこともあるので、そういったものを、もう、より身近に体験できるような機会をもっと増やしてほしいということのを5年前にさんざん言ってきたわけですけども、今の区民体育大会でも反映されていない。そして、事業も縮小していると。そのことについて、この5年前に作った意見書についてどのように捉えて今考えているのか、お答えください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ただいま、過去の意見書という、貴重なご指摘を頂きました。確かに、過去の障害者スポーツ体験会を見ていますと、いろいろな、今、委員ご指

摘のような、車椅子バスケット、5人制サッカーとか、あとパワーリフティングとかもやっていたということで。障害者の方ですね。それから、障害者の方の装具の装着の体験などもやっていらしたということで、非常にバラエティーも豊かで、魅力的なものだったのかなというふうにも考えております。やはり、ちょっと、機運が低下しているという感は否めないというのはまさにご指摘のとおりでございます。我々、官の、まあ、区としましては民でできないようなところにやっていくという使命がありますので、頂いたご指摘を踏まえまして、様々なやり方をもう一度考え直しまして、より一層、障害者スポーツ、eスポーツの理解促進ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○永田委員 そういった姿勢は大事だと思いますが、やはり現状で、もう、こういった、2020のパラリンピック大会を過ぎて、非常に行政としても、非常に積極性に欠けているような状況で、今、答弁の中で、ちょっと所管も違う部分はあるにしても、スポーツ施設、体育館などを造るときに、パラスポーツ可能な、例えば車椅子が可能な体育館、床を少し強化するとか。それほど大変ではないようですし、多少傷ついてもすぐ修理できたりとか、そういったことも可能なので、もう少し、パラスポーツの練習場の提供とか、そういった幅広い視点が大切だと思いますが、これで終わりにします。最後、答弁をお願いします。

○佐藤文化スポーツ担当部長 富山委員、永田委員から、様々ご指摘いただきました。パラリンピックが終わりまして、その機運、ちょっとしばみぎみじゃないかというご指摘もでございます。2025年に東京デフリンピックが開かれます。日比谷公園、オリエンテーリングということで、開催が、千代田区でも行われます。そうした機運醸成に向けて、またそれも含めて、こうした障害者の方のスポーツ、eスポーツ、健全者も含めてということで、もう一段考えていきたいと思っております。また、新しいスポーツセンターにつきましても、今ご指摘いただいたような視点も踏まえて、これから構想を本格的に策定してまいりますけれども、そういった趣旨は盛り込んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩田委員 関連。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 この障害者スポーツ、eスポーツ体験で、8名で結局382万8,000円、まあ、ちょっと残念ですよね。たった8人で382万というのは。だからといって、無駄だからやめろというつもりはないです。ただ、興味のある方、ない方がいらっちゃって、やはり集客力がないのであれば、普通にこう、スポーツイベントをして、その1コーナーで障害者スポーツとかをやることによって、そのイベントに来る人の目にも触れる。そうすれば、まあ、だんだん興味も持ってくれるとか、そういうようなやり方というものもあるんじゃないかなと思うんですね。つまり、障害者スポーツだけという、なかなかハードルが高いとか、興味のある方も何かなかなか少ないというような話も永田委員のお話からありましたけども、そういうのも考えて、それだけでやるのではなくて、スポーツイベントの中にこう、障害者スポーツをちょっと入れて、皆さんに見ていただくと。そういうようなやり方もあると思うんですが、そこはどうでしょう。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 イベントではなくて、経常的にそういった場を設けて、皆様に、ついでと言ってはあれなんですけども、例えばスポーツセンターの違う競技をし

た方に見て体験していただくというふうな、そんなご趣旨かなというふうに思います。まさにそういったことの積み重ねで、関心が低下しない、機運が醸成するようということ、2025年の東京デフリンピックにも向けた取組の一環にもなり得ますので、参考にさせていただいて、ちょっと、今後、事業のほうを検討させていただければと思います。

○岩田委員 結構です。

○岩佐委員長 よろしいですか。

富山委員。

○富山委員 恐らくこの事業ができたきっかけというのは、通常のスポーツ大会なのに、まず参加しないような方が気軽に参加できるイベントを事業としてやっていますよとするために立ち上げたものだと思いますので、一般的なスポーツ大会の1種目や2種目として取り入れることももちろん重要なんですけれども、そうではなくて、一般のスポーツ大会に参加できない方が気軽に参加できるようなスポーツイベントをつくっていただくことが重要かと思いますが、いかがでしょうか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 確かに、その障害者スポーツ、eスポーツという形で、大きなイベント的に打ち出してしまいますと、ちょっとそこで、こう、若干抵抗があって、私、参加できるんだろうかというふうに思ってしまわれる方もいらっしゃるかもしれません。そういった方々も気軽に参加しやすいようにするには、一つは、確かに小規模な形で少しずつやるというのも一つは方法かなというふうに考えておりますので、頂いたご意見を踏まえまして、再度検討のほうをさせていただければと思います。

○小枝委員 関連。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 すみません。ただいまのやり取り、非常に重要だと思います。私、中学校で、一つは中学校なんですけど、車椅子の方がテニスをやってくれたんですよ。で、すごくそれは、やっぱり、子どもたちも感動したし、私も感じる場所があった。で、そういう、やっぱり教育の現場にもっとしっかりとそういうメニューをちゃんと入れていくということが同時にあるという、そのあり続けるということが重要なんじゃないかなというふうに思いますので、そこは、教育の人が今いないかもしれませんけれども、今年の予算、あるいは令和4年度の予算に入っているのかどうか。また、これからちゃんと入れていこうというふうになっているのかどうか、そこは聞いておきたいと思います。

○亀割子ども部長 車椅子の方が中学でテニスをやるということは……

○小枝委員 まあ、そう……。いやいや……

○亀割子ども部長 はい。を……

○小枝委員 はい。ちょっと……

○亀割子ども部長 契機としてと、おっしゃりたい。

○小枝委員 選手を呼んだ。選手を呼んだ。

○亀割子ども部長 ということを実現するかというよりも、小枝委員がおっしゃっているのは、その、インクルーシブ教育の関係の一環として、そういったことを普及し、やっていくという姿勢はございます。ちょっと、手段については、今、ここでお約束ができませんが、そういったことも含めて、効果の高いものを少しずつでもやっていければと思います。

○小枝委員 やっぱり、自分たちは、まあ、こう、まあ、例えば私なんかだと、加齢になって、ああ、もうテニスができないかなと思ったりするわけですけど、いや、あれだけ、車椅子でもバスケができたり、車椅子でもテニスができたり、それって、すごく、やっぱり感動なんですよ。そういうのを子どもたちが、日頃というか、年度の中でですけども、そうした選手を招いて、見る、感じる、そして自分の可能性を学ぶということも、いろんな勇気とか活力になるんじゃないかと。あのオリンピックの年代だからやるというんじゃないくて、やっぱり日頃からそういう予算なり、そういった選手をお願いするということを教育の中に取り込んでいくということは、引き続きやっていただきたいというふうに思いますけれども、しつこいですか。（発言する者あり）大丈夫ですか。（発言する者あり）はい。

○亀割子ども部長 ご意見賜りましたので、繰り返しになりますが、今、共育、教育ビジョンの改定の中で、インクルーシブ教育というところの字句を挙げています。その手段として、今のご意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。（発言する者あり）

○小枝委員 失礼しました。

○岩佐委員長 この件、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 はい。

ほかに地域振興所管の。春山委員。

○春山委員 地域コミュニティ活性化における課題について、お伺いしたいと思います。

令和4年度の決算を終えて、令和6年度に向けて、区として地域コミュニティの課題についてどういうふうにお考えで、どういうふうに取り組まれているおつもりなのか、お考えをお伺いさせてください。

今回の区民集会でも議題としてなっている、町会の加入率の問題についてお伺いさせてください。

まず、町会の加入率の変化について、この10年についてお伺いさせてください。2点目に、町会への、新しく移り住んだ人が町会に加入するときにはどのような方法を取らなくてはいけないのか、教えてください。

○千賀コミュニティ総務課長 コミュニティに関することで、町会加入の状況と、町会への勧誘というところでございますけれども、町会の加入率というところは世論調査等で把握しているところでございますけれども、現状4割程度というところ、過去は5割というところがあったんですけど、低下しているというところの認識でございます。

それから、町会加入につきましては、主に転入に際して、転入する窓口のほうで町会に関するご案内などを行っているというところで、そういう形で、転入時等にそういう勧誘と申しますか、町会に理解をしていただくような取組を進めているところでございます。

○春山委員 その、窓口で紙を頂いた後、受け取った方は、どのような手続をして、紙をそこでサインすれば、町会加入になるのか、もしくはどういうプロセスを経て町会加入になるのでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 窓口では、いわゆるそういう、町会にご理解を示すような、まあ、冊子ですか、これ、従来から連合町会長協議会等で作成しているような冊子がございますので、そういうものをご提供するというところでございます。あくまでも、そこか

ら先に関しては、興味を持たれた場合にそういった町会がどこに、どこの町会に属するか、あるいはどういったご連絡先をたどればいいのかというところのご案内はしているところでございますけれども、あくまでもそちらの、まあ、受け取った方が自発的にそういう興味を持たれたというところで初めてちょっとご案内ができるという状況でございます。

○春山委員 私自身は町会の、加入してくださいというお誘いは全然受けた記憶がなく、町会に加入していないまま、十何年過ぎています。しかしながら、長年防災や防犯など、様々な地域活動をして、積極的に地域のためにされてきた町会の役割はとても大きいと思います。しかしながら、この491棟の集合住宅に9割の人たちが住む千代田区において、高級マンションなりの住民たちに、本当に町会加入の、こう、100%していくというのは相当ハードルが高いのではないかと思います。他方、区で推進している区民のQOLの向上に資するものとしてのウォークブルのまちづくりにおいて、道路占有は町会からの申請でないと占有料が取られるということで、新しく移り住んだ人で若い人たちが何か面白い仕掛けをやりたいといっても、町会の許可が必要で、町会の許可がないと、多額の道路占有料が取られるという状況で、なかなかこういうふうなまちづくりに参加できる状況になっていないというふうに伺っています。で、近年起きている千代田区のまちづくりの対立構造においても、住民の意見収集という、行政と政治の果たすはざまに町会組織が置かれていることによって、組織疲労を起こしているのではないかと思います。町会の問題は、まちの変化と多様な住民の意見を反映する組織として、既に機能疲労を起こしていて、町会長の方も住民と町会のはざまに立たされているのではないのでしょうか。町会主体のまちづくり協議会などが行われていますが、まだ町会の方々、これからの将来のまちの在り方について、積極的に本当に活動されていると思うんですけど、町会はあくまでも都市やまちづくりの専門家集団ではなく、あくまで町会の地域活動を行っているというところで、やはりこの町会とまちづくりの在り方について、行政として、また千代田区の問題として、区として解決していくべきことではないかと思います。その辺についていかがでしょうか。こういった状況を踏まえて、町会と補完関係となるような新たな、多様な住民の関わられるような仕組みづくりが必要ではないかと思います。その辺について区のお考えをお伺いしたいと思います。

○岩佐委員長 休憩します。

午後4時27分休憩

午後4時40分再開

○岩佐委員長 すみません。お待たせしました。委員会を再開します。

答弁から入ります。

○千賀コミュニティ総務課長 すみません。お時間いただき、失礼いたしました。

先ほど春山委員からのご質問、まあ、町会に関しては区の認識と今後についてというようなご質問が、一端があったかなと思いますので、その部分に関してはご答弁申し上げますが、町会につきましては、これまで地域の防災、防犯、それから環境衛生活動、あるいは見守り等、まさにコミュニティの核として、また、さらに祭礼等を通して、地域の伝統文化なども継承していただいている、区にとって、それぞれコミュニティの中心となる団体ということの認識でございますので、これは引き続きしっかり支援をしていくという姿勢は変わらないというところでございます。

また一方で、とはいえ、なかなか、でもその組織率が低下していると、担い手が不足しているという課題があるということも、これも十分認識しておるところでございます。そういった課題に関しまして様々既定の事業、コミュニティ醸成等も進めているところでございますけども、もう一段、地域事情、いろいろ、出張所長等含めて、地域事情をもう一段聞き取りをしたり、状況を把握する中で、さらに町会を活性化させるような支援というところに取り組んでいきたいというところでございます。

○岩佐委員長 環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 後段、まちづくりと町会ということでご指摘がありましたので、それについての認識を答弁させていただきます。

まちづくりの協議の場にありましても、やはり町会の役割というのは大きいものだというふうに思います。それは、やはり千代田区、神田和泉町の例を出すわけではないですが、やはりまちの文脈とかまちの状況を知る方々で構成されているというようなことでございますので、そういったことについては非常に重要であるというふうに認識をしています。しかしながら、千代田区が20年ほど前、人口3万人台になり、人口構成が大きく変わる中で、今後のまちづくりの協議あるいは地域経営についても、やはり多様な参画に向けた取組が必要だというふうに認識してございます。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 はい。ありがとうございます。今のお話をお伺いすると、やはり町会の加入率を上げていく施策を区として取っていくというような認識でしょうか。それとも、新たな補完関係となるものも積極的に仕組みをつくっていくというお考えでしょうか。

○千賀コミュニティ総務課長 そうですね、確かに加入率といいますか、町会がしっかり機能するような形で支援をしていきたいというところでございます。その中で、新たな地域活動の担い手の方も、こう、まあ、参画するような、そういうようなところに向けて取り組んでいきたいというところでございます。

○春山委員 周りの方々のお声を聞くと、やはり町会、すごくクローズドな組織で、町会に入ること自体怖いとか、そういう声もよく、（発言する者あり）本当に聞きます。で、そうですね、そういった意味で、町会がベースでいらした方と、やっぱり新しく入られた方というのは、後から来た人というような扱いを受けるという意味では、やはりその辺の意識は違うのかなというふうに思います。

そういいながら、時代は、ヒエラルキーではなくて、フラットで、いろんなものを共有していくという時代の感覚になっていく中、そういうような地域運営ということも視野に入れるべきではないでしょうか。そういった意味では、委員会でもお話しさせていただいたんですけれども、新しい住民と町会とのよい関係性の事例として、千代田区ではワテラスのエリアマネジメントが、いろんなイベント、町会と連携しながらやることによって、町会の加入率が50人近く増えたというふうに伺っています。で、新しい人も町会に加入しなくても町会の人たちとコミュニケーションしたり、イベントに参加したりというような、新しい形が出来上がって、同じように日本橋のリガーレもエリアマネジメントと町会が一緒になって、いろんなイベント、地域活動をやっているというような事例も、もう出てきています。この辺について、令和4年度予算でエリアマネジメントガイドラインが策定されていますが、実際に策定されるだけじゃなく、今後、運用していくことが必要だと

思うんですけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

○前田ウォークブル推進担当課長 ただいままちづくりの観点のご指摘も含めてあったかなというふうに認識してございますので、ウォークブル推進担当課長の私のほうからご答弁をさせていただきます。

先ほど町会の役割といったところで、その重要性については担当課長よりご説明をさせていただいたとおりでございます。一方で、まちづくりの担い手といったところでは、様々なステークホルダーがございます。町会はもとより、そのほか、ここに関わる商店街の方々もおられ、また訪れるの方々もおられ、そのほか、地域団体の方も様々おられるというふうに認識してございます。

まちづくりの取組の中では、公共空間を活用するといったところが、今、ウォークブルということが進めているところになりますので、そういった公共空間を使うと、いざ使うとなったときには、その取組がまずは地域に求められているか、地域の中で共有されることができるか、共有を頂けるかといったところの認識も図っていかねばならないというふうに認識してございます。

そういった意味では、その地域経営といった意味で、エリアマネジメントということでも様々な地域でも行われているところでございますが、そうした取組も含めて検討していく必要があるということで認識してございますので、そういった課題も含めて、今後検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○春山委員 最後に、その地域経営というところで、各地区地区によっての地域特性もすごく違う中、その特徴をよく、地域振興部とも把握をしていただいて、それは神田のお祭りの盛んな地域と麴町なり番町の地域はやっぱり地域課題も、構成している住民も違うという中で、よく連携をして、そのエリアマネジメント、町会と補完関係にあるようなエリアマネジメントを推進していただきたいなと思います。そのときに、エリアマネジメントはどこの地域も財源の確保がすごく課題になっていて、商業地域、事業者との再開発のときであれば、そこからにぎわいとかテナント出店というものを、エリアマネジメントの財源ができるけれども、住居系のところのエリアマネジメントというところも課題になっているので、そこは区としても考えていただきたいなと思います。これは意見です。

○前田ウォークブル推進担当課長 エリアマネジメント推進といったところでは、今ご指摘を頂きましたとおり、庁内の中でも連携を取りながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、ご指摘を頂きました、その財源の確保といったところにつきましては、ここは、現状何か琴線に触れるようなものを持ち合わせている状況ではございません。そうしたところが社会的な課題であるというところは認識しながらも、研究を進めさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○春山委員 はい。

○岩佐委員長 ほかにこの地域振興の所管で。

○白川委員 参考書の206ページ、207ページ、16番、国際平和事業についてお伺いします。（1）番になりますが、国際交流協力の推進。事務事業概要で293ページ、294ページになります。主には平和使節団のお話になります。

平和使節団は、私、今年、同行いたしまして、ボランティアの方がたくさん協力してくださって、大変実りの多い訪問になったかと思います。そこで、2人、沖縄に行ったときに、2人のボランティアあるいは語り部の方が非常にキーポイント、しっかりしたお話をなさっていました。で、このお二人の方というのは、まあ、1人はボランティアガイドという名前がついていますが、実際にはお金が出ているかどうかというのを伺いたします。

○永見国際平和・男女平等人権課長 沖縄の語り部さんとボランティアガイドさんへの協力金でございますが、派遣依頼先の沖縄県観光ボランティアのガイドの友の会の基準に従い、お支払いをしております。

○白川委員 承知しました。

それで、一つ気になりましたのは、かなり偏りのある考え方の方が2人いたというふうに思います。ちょっと、それは私の政治的な立場から見ると偏っているから、それは偏っていないんだというお考えの方も恐らくいらっしゃると思うんですが、あくまでも私は中道にいるという確信の下にそれを拝見したところ、偏っているというふうに判断いたしました。

例えば、偏りというのは、あの、経験談をお話しになる分には全く問題ありません。それは戦争がいかにか悲惨かということ子どもたちにしっかり伝えるということに関して全く問題はないどころか、子どもたちの一生の財産になる経験になったかと思います。追体験になったかと思います。

問題は、戦争の評価というものをかなり口になさるんですね。それは、例えば、南京大虐殺で、日本の軍隊は30万人の中国人を殺したんだよと子どもたちに呼びかけるわけですね。この30万という数字は、確かに戦後そういう話が出てきましたが、かなり修正されておりまして、今は数がかなり減ってしまっていて、私が高校生のときは、山川の教科書に「少なくとも10万人」と書いてありました。で、今年出た教科書を買ったところ、ちょうど日本史が売り切れていたんで世界史ですけども、多数の人が殺された、みたいな書き方をしていました。つまり、数字が年を経るごとにどんどん減っているんですね。これは歴史的な検証というのは後からどんどん修正されていくというものですから、数字が変わっていくというのはよくあることなんですけど、ただ、沖縄でお話しになっている方というのは、最も古い、一番日本が悪かったというときの話をどんどんどんどんなさるわけですね。で、そこにいるのは、小学生、中学生、高校生なんです。歴史のことを全く勉強していない状態で、戦後すぐみたいな考え方をどんどん吹き込まれるというのは、私は非常に困ると思います。

評価というのは、それぞれにあっていいんですが、まずは事実を教えて、それで子どもたちに考えさせるというのが当たり前の方向だと思います。ですから、今のやり方というのは、沖縄に丸投げですので、ちょっと、千代田区の子どもたちに平和を教えるというのにはかなり支障があると思っています。千代田区には、皇居があり、靖国神社があると。なおかつ、沖縄に行ったり、広島に行くというのは、非常に有意義であると。バランスは取れているんですが、その沖縄の部分というのが、ちょっと歴史的な評価みたいなのを口にするというのは、まあ、元教師の方なんで、よく分かるんですけども、あくまで教育ですので、中立の立場、イデオロギーを排した立場でやらなければならないと思います。

その点で、今回、私は改善が必要だと思いましたが、いかがお考えでしょうか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 ご指摘ありがとうございます。平和使節団事業は、委員おっしゃいますように、今回は小学校6年生から中学生、高校生、大学生という若い団員の構成となり、非常に皆さん真摯で積極的にこの平和使節団事業に参加をしてくださっています。先ほども経験が財産というようなお言葉も頂戴したところでございますが、この行政が行う平和事業として中立性を保つよう、ご指摘いただきました点を改善を加えて、今後事業のブラッシュアップをしてまいりたいと思っております。

○白川委員 非常に力強い言葉を承りましたので、今後期待したいと思えます。

それで、私が最初にボランティアガイドさんの人件費というのをお伺いしたのは、できれば、歴史のことをちゃんと知っているプロフェッショナルの人がガイドにつくというのがやっぱり理想的だと思います。地元の人たちというのは、やっぱりある一定の考え方の下にお話しなさっていますので、その一定の考え方というのは、今のアカデミズムでは中道ではない、ちょっと、まあ、はっきり言っちゃうと左側の考え方になると私は判断いたしますので、もっとぐぐっと真ん中に戻すような話ができる方、要するに教科書に従った解説ができる方を同行させていただけないかというご質問です。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 プロのガイドをつけてはどうかというご提案でございますが、千代田区の現在の平和使節団の事業でございますが、事前研修会として地域の資源である昭和館であったりしょうけい館であったり、あと事前学習会でそれぞれ資料を用いて学習をしていただくというようなところを行っているところではございますが、この貴重な機会というところで、例えばですが、区民参加の海外事情調査は、以前より地球市民講座として事前に派遣先の歴史や文化などをきちんと学ぶような時間を十分に設けておまして、またさらに区民参加の海外事情調査は、当初は国際協力のファシリテーターの方にご同行いただくような事業も、そういう形で実施をしておりました。今回ご指摘いただきましたことを踏まえまして、この事業の在り方というところは検討してまいります。

○牛尾委員 関連。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 その、区の言う中立性というのは、何の中立なんですか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 区が行います平和事業の根拠でございますが、平成7年に区民の方、また区議会の方、また区行政も総意で国際平和都市宣言をいたしました。その宣言を根拠に事業を実施しておまして、その理念の下に、その理念が中道というところで事業を実施しているところでございます。

○牛尾委員 ちょっとよく、意味がこう伝わってこないんですけども、国際平和都市宣言、千代田区宣言、核廃絶も含めて平和な世界をつくっていこうという宣言に基づいて行われている事業、その実感が平和使節団ということじゃないですか。

だから、中立性云々ということよりも、いかに戦争の悲惨さというのを実感してもらうのかということが、それを広く周りの方々に伝える役割を担っていくということが目的なんじゃないですか。そこはいかがですか。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 沖縄、広島、長崎、それぞれ戦争体験者の方、あと被爆体験の方も、平均年齢が85歳を超えるというところで、実際に直接お話を伺う機会というのは非常に貴重な機会となっております。平和使節団のこの若い団員が、この真

摯な姿勢で、純粋な熱い思いで、この各派遣先で学ぼうとしている姿勢というのは、私どもも事務局としてひしひしと感じているところでございますが、この事業については、この事業の趣旨を団員の方にしっかり私どもも伝えて、この次世代の平和、恒久平和の構築というところを担っていく人材を育成するような事業を実施してまいりたいと考えております。

○牛尾委員 おっしゃるとおりだと思うんですよ。で、本当に、戦争体験の方、あとは被爆者の方々というのは高齢化してきて、なかなか自分の体験を語る、またそれを聞くという機会が今後減っていくというふうに思うんですね。だから、非常に貴重な機会だというふうに思うんです。その際、区は、語り部の方というのはどのような基準で選んでいるのか。イデオロギーとかで選んでいるんですか。そうじゃないでしょう。

○永見国際平和・男女平等人権課長 イデオロギーで選んでいることはございません。広島につきましては、広島の平和祈念資料館、長崎につきましては長崎平和推進協会、あと、沖縄につきましては、県の語り部さんの派遣のところに依頼をして、そちらのほうで選ばれて、その方に語っていただくような仕組みとなっております。

○牛尾委員 ですよ。いかにこの戦争体験、自分の思いを語りたいかと、伝えて、聞いてほしいかと。ね。そうした方々が子どもたちに語っていると思うんですよ。その、要するに、右であろうが左であろうが、戦争はやっちゃいけない、戦争反対、これは一致していると思います。だから、今までの平和事業、国際平和都市宣言に基づいた平和事業、これはそのまま続けていくということで、僕は何の問題もないというふうに思うんだけど、もちろんね、分かりやすく語ってくれる方とか、そうしたことで人選、選ぶ必要もあるでしょう。ただ、みんな子どもたちに核の悲惨さ、戦争の悲惨さを伝えたいという思いでやっているわけだから、そうした思いを今後も、そうした思いで平和事業を続けていくということだけちょっと確認をしたいんですけれども、いかがですか。

○佐藤文化スポーツ担当部長 平和事業、特に平和使節団について、白川委員、牛尾委員からご意見いただきました。国際平和都市宣言に基づいて平和使節団事業、これからも進めていくといくところは、おっしゃるとおり、そのとおり進めていきたいと思っております。

牛尾委員がおっしゃいましたけれども、戦後70年たちまして、戦争中に生きてきた人々というのは高齢になっていると。その中でも多くの方が亡くなっているということも現実でございます。そうした中で、戦争を知らない、特に若い世代の方々ですね、どのように戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくかというのが課題となっております。

白川委員からは、沖縄の訪問のことをお話しいただきましたけれども、確かに現地でガイドさんが、戦争のことを語る時というのは、どうしても思いが出てしまう。そういったことが強調される部分が多いということも過去の参加者の方からそういったご意見も伺っているところでございます。いろんな考え方がございますけれども、様々な視点からこの戦争、また平和についていろいろ議論されてきていますんで、沖縄は悲惨だったとか、戦争はいけないものだとか、ただそういったことで終わってしまうというところは、まあ、それ以上に深く沖縄だとか戦争のことを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

感受性が強い子どもたち、今回も平和使節団として参加していただきましたけれども、

一方の、まあ偏ったとは言いませんけれども、そういった一方的な考え方だけ教わるというのは、何でも吸収してしまうんで、ちょっとそこは、我々も検討していかなくちゃいけないというふうに考えております。したがって、様々な方向から戦争とか平和という事象を捉えまして、いろんな考え方を伝えていきたいというふうに考えています。そうした意味で、今後もこの事業をいろいろ考えながら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○牛尾委員 最後にちょっと思ったんだけど、その佐藤部長の言う、一方的な考え方というのは、それは何なのかということなんです、一方的な考え方というのは何なのかという。

○佐藤文化スポーツ担当部長 私、沖縄、今回同行しませんでしたので、そのガイドの方や語り部の方がどういったことを団員に伝えていたかというのは報告を受けて聞いておりますけれども、ある意味、白川委員がおっしゃったようなこともありますけれども、戦争とか平和とか、いろんな方の考え方がありますので、その点について自分の考え方だけを述べるということは、子どもたちの前ではちょっとあってはならないことじゃないかなというふうに考えております。

○岩佐委員長 よろしいですか。ほかにこの地域振興の所管で。

○牛尾委員 私は、商工振興、特に事業者や店舗への支援を中心に伺いたいと思っております。いいですかね。

千代田区のこの、（発言する者あり）中小企業の景況、これね、見させていただいてるんですけども、3か月に一遍、これが出されます。で、この概要版を見てみると、これ、製造業、卸売業、小売業、サービス業、建設業、不動産業について、お天気マークでどういう状況かというのを出していると。1月から3月、4月から6月、これを見ていきますと、建設業、不動産業については、この1月から3月の晴れマーク、4月から6月がもう最高の星マークになっていますけれども、この製造、卸売、小売業については、1月から3月はこの雨マークが多く、4月から6月が曇りマークと。サービス業は、インバウンドのおかげか、上がってくるような状況です。だから、建設・不動産はいいけれども、やはり小売業とか製造業、そうしたところは大変な状況が続いていると思われま。

で、実際、私も飲食店をやられている方にもいろいろお話を聞きますけれども、やはりコロナが5類になったとはいえ、コロナ前の、やっぱり、もう、6割ぐらいしかお客が来ないと。売上がないというようなことも聞きます。まず、そうした飲食店、サービス業、卸売、そうした店舗、事業者の状況というのは、区はどのように捉えていますか。

○高橋商工観光課長 今、牛尾委員のおっしゃっていただいたように、景況調査、こちらでも、中小企業支援の一環として実施しているというものでございます。こちらのほうで、おっしゃっていただいたとおり、全体の状況について把握しているところでございますけれども、例えば、やはり中分類で、今そちらで見れるのは大分類の区分なんですけれども、その中でも、やはり中分類で見ると、例えば小売業であるとか書籍、文房具の事業につきましましてはまだまだ厳しい状況にあるというふうに考えてございます。

○牛尾委員 なかなか厳しい状況が続いているということであるならばね、しかも、この間の仕入れ値、物価高による仕入れ値の上昇とか、なかなか大変な状況がいまだに続いていると。やはり、事業者への区としての支援の拡充というのが、私は求められていると思っております。

そこで幾つか質問したいんですけれども、まずインボイスについてであります。10月からインボイス制度、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイスが始まりました。東京商工リサーチの調査だと、8月末までに92.3%の法人が登録申請を終えているというふうに答えております。一方、千代田区はどうかと。その景況調査の1月から3月期の状況を見ると、課税事業者で55%、年間の売上が1,000万円いかない免税事業者、消費税を免税される免税事業者は12.5%となっていますけれども、現在はどうか分かりますか。

○高橋商工観光課長 私どもが把握しているのも、今、牛尾委員がおっしゃっていただいた内容でございます。

○牛尾委員 なかなか免税事業者のインボイスへの登録が、なかなか進まない。これ、大きな理由で、民間の調査も行ってはいますけれども、やっぱり一番大きいのは負担が増えるということなんです。やっぱり、消費税、インボイスを発行するには消費税を納める課税事業者にならなきゃいけない。免税事業者が突然課税事業者になって消費税を納めるようになるとなると、相当な負担が出てきます。特に、フリーランスで仕事をされている方々、作家さんとかね、漫画家さん、個人事業主、一人でお店をやられている方々とかね。そうした方々、まあ、タクシードライバーもそうですよね。こうした方々は、本当に売上が1,000万円いくかないかのぎりぎりな状況であります。

で、私たち日本共産党としては、現在、区政アンケートを行って、このインボイス制度についても聞いてはいますけれども、インボイス制度によって、40万円ほど増税になるという方もいらっしゃいました。大体、年間売上が1,000万円ということは、大体、月にして、手取り——税金等々を引いて、まあ30万前後でしょうか。こうした、まあ本当に、一月30万の手取りとなると、この中で家賃を支払って、何をして、本当に生活が大変な状況。そこに、一気に年間40万円の税負担が来ると。かなり厳しい状況になるんじゃないかと思われま。

区内にもそうした免税事業者、あとは個人で働いている方々はたくさんいらっしゃると思うんですけれども、インボイス導入によって、そうした個人で働く方々、零細事業者、大変な負担を強いられていると思いますけれども、区の認識としてはいかがですかね。

○高橋商工観光課長 まず、インボイス制度につきまして、やはり国の制度というところがございまして、全国で行われる制度でございます。そういった中で、そのインボイス制度を導入することによって、区の商店等の利益が減ってしまうとか、そういったものがあるかどうかというのは、私どもについては把握してございません。

○牛尾委員 把握——ぜひ実情を聞いていただきたいんですけれども、実際ね。把握はできなくても、大体想像はできるじゃないですか。ねえ。で、要するに、免税事業者は消費税を払っていないと、免れていると、納税を免れていると言いますが、当然、材料を仕入れるときにはその分消費税を含めたお金を支払っているわけで、決して税を免れているわけではないというふうに思います。

しかも、このインボイス制度について、特に個人でやられている方々は、制度そのものを知らない、手順が分からないという方も多数いらっしゃいます。それで、こんなところまで影響するのかなと思うのが、ある建築事務所、建築業を本当に個人でやっている方。町会に入られている民間会社のビルに、お祭りの飾りとか、そういうのをつけていらっしゃ

る方々で、お祭りの飾りが大体1個8,000円ぐらいのをつけたと。民間ビルにね。その民間ビルの会社から、インボイスを適用したいから、インボイスを発行してくれというふうに言われたと。で、そんな8,000円ごときをつけるのにインボイスを発行しろと言われるなんてどういうことだということで、私に苦情も言っておりました。

そういうふうに、インボイス制度の制度そのもの、手続が分からないという方も多数出てくると思うし、どうすればいいのかという方、不安を持つ方も多数いらっしゃるんですね。で、区には、そうしたインボイスについての相談とか問合せとか、そういったのはないですか。

○高橋商工観光課長 現時点におきましては、相談はございません。

○牛尾委員 まあ、どこに相談していいのかということもあると思うんですね。で、港区では、港区ではですね、10月からインボイスが開始されるということで、港区内の業者に対して、みなとインボイス相談ブースというのをつくっております。設置をして、インボイス専門の相談窓口。これをつくって、制度の概要とか、発行事業者になるための申請方法とか、そうしたことに答えておりますけれども、千代田区の区内の、これからそうした相談が増えてくるというふうに私は予想するんですけれども、そうなった場合、こうした専門の相談窓口をつくる、設けるという検討はできないですか。

○高橋商工観光課長 今のところ、専門の相談先をつくるということは想定しておりませんが、今、現時点においても、中小企業診断士の先生方にご協力いただきまして、経営相談等で対応ができると考えております。

○牛尾委員 まあ、現在は対応できていると。ただ、そうした相談が増えてくるとなると、ぜひ、検討していただければというふうに思います。

今、一つ、このインボイスの問題では、シルバー人材センターに登録して働いていらっしゃる方も影響を受ける可能性があるということが全国的に大きく報道されました。昨年の第4回定例会で清水部長が、シルバー人材の業務委託に関する対応については、センターに影響が及ばないよう、今後庁内議論を進めてまいりますというふうに答弁されているんですけれども、このシルバー人材センターに対してのインボイス対応というのは、現在はどうなっていますか。

○岩佐委員長 休憩しようか。（「休憩……」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後5時15分休憩

午後5時15分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

○細越保健福祉部長 委員長、保健福祉部長です。委員長。保健福祉部長です。

○岩佐委員長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 はい。シルバー人材センターを所管しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

インボイス制度につきましては、昨年来課題になっているというようなことで、区のほうと協議いたしまして、一応、影響がないような形で対応するというところで、報告を受けております。

○岩佐委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ぜひ、働いていらっしゃる方に影響がないように、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

続いて、商店事業者への支援についてお伺いしますけれども、コロナが5類になってきました。で、コロナの際に無利子無担保の融資、いわゆるゼロゼロ融資、ね、これ、区内の事業者の方も借りていらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思うんですけれども、その返済がいよいよ本格化してきております。返済に苦慮する商店や事業者から、本当に深刻な声、我々にも寄せられております。先ほどご紹介したアンケートの中では、コロナの影響が絶大だったと。で、制限を解除されたからといって、客足が戻らないと。この方は、政策金融公庫に融資をお願いしているんですけれども、待ってもらっていた編成が始まってしまったと。で、借換えを検討したけれども、返済能力なしということで、恐らく判断、恐らく通らないだろうと。どうやって生活していけばいいのかというような声が届いております。

区も、今年度ですか、借換融資を行って、これはこれでいい政策だとは思いますが、今、この借換融資、どれぐらいの方が利用されているんですか。

○高橋商工観光課長 令和4年度に実施した、経営継続借換資金のことかと存じます。こちらのほうは、令和4年度の実績といたしまして、1件の貸付けとなったところでございます。

○牛尾委員 1件だということですね。これ、どうして1件なのかというのは、区としてはどういうふうに考えていらっしゃるんですか。

○高橋商工観光課長 こちらは、令和4年度につきましては、この経営継続借換資金と事業応援特別資金の二つの特別資金で実施したところでございます。ただ、いずれも、もう一つの事業応援特別資金につきましても、24件の貸付けでとどまるというような状況もございました。で、こちらは、あくまでも、確かにこちら、商工融資事業というのは、中小企業を経営面から支援するというものでございますけれども、あくまでもこの制度は債務であるところから、令和2年度、令和3年度のコロナ急性期に多くの資金が利用されたということがございまして、新たな資金の需要といたしましては一定の区切りになったものと想定してございます。

○牛尾委員 つまり、役割は終わったということなんですか。役割は終わったというふうに認識しているんですか。

○高橋商工観光課長 役割は終わったと申しますか、融資で資金を調達するところが、コロナの最盛期より減ってきたという認識でございます。

○牛尾委員 借換えすることによって、もちろん、借換え、また新たに借りるわけだから、確かに返さなきゃいけない。ただ、それが、少しぐらい延ばせる。その間に何とかできるんじゃないかということも言えると思うんですよね。本来ならね、直接支援の方策を考えてほしいんだけど、（発言する者あり）もうちょっとね、いろんなことを、こうした制度がありますよという周知も、商店会などを通じて知らせるとか、こういった周知もちょっと必要んじゃないかなと思うんですけれども、そこだけ教えていただけますか。

○高橋商工観光課長 私どもの中小企業支援に関する事業に限らず、まさにこの周知というのは非常に重要なことであろうと考えてございます。私ども、日々、中小事業者の皆様にとどのように情報を届けて、支援策を使っていただいて、さらに次のステップに進んでい

ただかというの、常に考えてございます。ただ、今、現時点の周知の方法というのは、何がいいか、様々な、例えば商工団体であるとかと相談をして、今の現状を聞きながら、新しい技術もいろいろ出てきているところがございますので、今、現在、ゼロから考え直しているところがございます。

○牛尾委員 それはぜひお願いしたいと思います。あと、やはり私たちがやっているアンケートでは、やはりそのお店や事業者からは、家賃とか人件費、いわゆるそうした固定費への補助を求める声がやっぱり、多数、やっぱり寄せられています。なかなかお客が戻らない中で、厳しいという声ですね。一方、ビルオーナーの方からも結構、声が届いていまして、空き室。空き室が埋まらないと。空き室対策を何とかしてほしいというような声も多かったし、ビルオーナーからは、なかなか、この不景気でテナントが出ていっちゃうという声も多数寄せられております。

それで、一つご紹介したいんですけれど、港区、これも同じ港区ですけれども、店舗等賃料減額助成金交付制度と。これ、もう、制度が終わっちゃったんですけど、要するに、コロナで売上げが減少しているテナントに対して、オーナーさんが賃料を減額する。その減額した額に対して、区が半額を補助しましょうと。それで、テナントさんの支援にもなるし、オーナーさんもテナントを引き止めることができるということで、結構、930件ぐらいのオーナーさんが利用して、ここは3億円ぐらいかかっているんですけれども、非常に喜ばれたというふうなこともありました。

千代田区もね、やはり中小ビルがたくさんあり、オーナーさんは困っていらっしゃると。そこに入っているテナントさんも家賃が高いというふうにおっしゃっていただいている。このテナントさんもオーナーさんも支援できるこの制度というのを千代田区も参考にしてはどうかなと思います。いかがですか。

○高橋商工観光課長 他区の特徴のある事業、こちらは常に参考にしていかななくてはならないと考えております。ただ、一方で、やはり直接の補助というような形は、今、現在、財源として考えたときに、企業住民税が都税であるということもでございます。この辺りのバランスも考えながら、どのような施策ができるか、それを考えていきたいと思っております。今、委員からお話のありましたビルオーナーに関しましても、中小企業事業者という観点になりますので、経営相談などで対応するほか、東京都の中小企業振興公社、まさしく私も千代田区内にございますので、こういったところの施策の紹介も含めて、様々やっていきたいと思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○牛尾委員 はい。

○岩佐委員長 ほかに。地域振興はここで終わらせても、大丈夫でしょうか。（発言する者あり）休憩します。

午後5時23分休憩

午後5時24分再開

○岩佐委員長 すみません。お待たせしました。委員会を再開します。

春山委員。

○春山委員 牛尾委員の、今、空き室のところにも少し関連するんですけれども、ちよだ新産業振興・イノベーション創出促進事業についてお伺いさせていただきます。決算参考書の

212、213と、あとちょっと関連するところで行くと、地域別まちづくりの推進の228、229になります。

渋谷、中央、品川といった近隣区で、積極的にイノベーション創出促進事業がまちを挙げて行われて、区の市街地再開発事業に合わせて産業創出のイベントなり、インキュベーションというのやられている中で、千代田区においてもスタートアップ企業が実際には比較的多い区の中、こういった活性化を創出、促進するような事業が始まったことはとてもよいことだなと思います。東京の玄関窓口がだんだん品川中心になっていく中で、千代田区としても、もっと活性化するような取組というのが必要な、今後の区の財政を考えた上でも必要なのではないかと思います。

そこで質問です。当初の予算立てで実施をしようとしたイベントが、意見聴取の絞り込みに至らず実施できなかったとのことですが、当初見込んだ絞り込みまで至らなかった原因について、また調査過程と何が調査過程で分かり、分析し、絞り込みできなかったのか、教えてください。

○森内産業企画担当課長 今のご質問に対してお答えを申し上げます。この事業は3,000万円の予算で実行させていただきました。内訳でございますが、500万の調査事業と2,500万円のイベント試行事業を想定させていただいたものでございます。計画当初は、調査事業を先行し、調査の中間報告の時点で方向性の仮説が煮詰まると想定をしたものでございます。

この中で、可能性の高い新産業について、認知を拡大するためのイベント試行事業の実施の検討をその後の調査と並行して実施することを検討しておりました。しかしながら、候補として挙げられましたのが、ヘルステック及びコンテンツ及びeスポーツという産業でございました。（発言する者あり）それぞれに特性があり、調査の深掘りによって、新産業の候補に関するいろいろな側面を確認しないことには、一過性ではない効果的なイベントの実施が難しいと考えたためでございます。

深掘り調査によって、様々な事柄を確認することができました。例えばヘルステックでございますが、産業の成り立ちや構造でございます。それからコンテンツに関しましては、ビジネスの構造やクリエイターの特性でございます。また、eスポーツにつきましては、効果が見込まれる領域というのが存在するということでございます。それぞれを振興する場合の対象者やきっかけにつながるイベントを開催するというのを考えたときに、一過性のイベントを開催せずに済んだということは、ある意味成果というふうに考えております。

例えばでございますが、eスポーツに関しましてはどういう領域が効果があるかということで、先ほどのご議論にもありましたけども、三つの領域が注目されているところでございます。一つ目は、健康寿命の増進を図ると、「長い」と呼ぶ者あり）高齢者や障害者を含めた福祉健康増進の領域でございます。二つ目は、子どもたちの論理的な思考理解の一助となる、例えばプログラミング教育などを含めた教育的な要素に関する、関わる領域でございます。三つ目は、プロ競技を頂点とするアスリート要素を含んだ領域でございます。

この三つの領域でございましたが、eスポーツの有効性や訴求性がそれぞれ高いとされている領域でございますが、一方で、これに当てはまらない領域、例えば一般的、娯乐的

要素を中心と……

○岩佐委員長 課長、もう少し簡潔にお願いします。

○森内産業企画担当課長 はい。当初の中間調査、中間報告の中では、この三つの候補についてちょっと絞り込みができなかったということで、深掘りをさせていただいたところでございます。

○岩佐委員長 春山委員。

○春山委員 ありがとうございます。

この今後の区のイノベーション創出促進について、どういう方向性で進めていかれるのかお伺いしたいと思います。

渋谷のビットバレーは、当時、大学生が本当に古いマンションの一室を借りてスタートしたことから始まっていて、そのとき構成していたのは多くが学生起業家でした。やはり予定調和じゃないところに産業なりイノベーションって生まれていくものだと思うんですけども、そういった大学との連携、区内にある大学との連携はどのようにお考えですか。

もう一つ、今お話ししたように、古い空きビル、空き家の本当に安いところからスタートしたという意味で、他の基礎自治体でも産業の創出なりインキュベーションのときに、空き家なり空き室を積極的に情報をデータベース化して公開していくというような取組も行われていますが、この空き部屋の利活用について、産業振興と併せてどのようにお考えでしょうか。

○森内産業企画担当課長 まず1点目の、大学との連携でございます。この新産業イノベーション創出促進事業につきましては、昨年度の調査を踏まえて、今年より開始をしたものでございます。その中で、産業コミュニティ形成支援事業というのがございまして、ここでは、区内のスタートアップ事業者だけではなくて、区内の中小企業を含む事業者の皆様、それから区内の大学なども含めた、地域に根差したコミュニティ形成を図りたいというふうに考えております。今年度は、連携大学の一つでございます明治大学様の協力を得て対象といたします。来年度以降は、専修大学様、法政大学様、共立女子大学様などへもお声がけをして、大学との連携を拡大してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目のまちづくりとの関わりでございますが、ちょっと産業振興の立場でお答えさせていただきますと、区内には様々な事業者が集積しております。それぞれのまちの特徴を形成しておりますが、今後も区が持続的に発展、成長していくためには、創業を目指す方々やスタートアップなど、新しい力の集積が非常に重要だと考えてございます。一方で、区内には、都の施設、それからまちみらい千代田も施設を持っておりますし、また、事業者もいろいろなインキュベーション施設を多くお持ちでございます。したがって、区として改めて新しくそういう施設を創設するということではなくて、それらの施設をうまく連携を図りたいというふうに考えております。ですから、そういった創業施設、創業にしやすいまちのマップを作ったり、そういったことを周知しながら、区内に長くとどまって創業していただけるような環境をつくってまいりたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 春山委員、よろしいですか。

ほかに地域振興に関する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 じゃあ、以上で地域振興の所管の質疑を終了します。  
休憩します。

午後5時33分休憩

午後5時45分再開

○岩佐委員長 それでは、委員会を再開します。

まちづくりの所管の質疑についてお願いします。答弁も質疑もなるべく簡潔に、よろしくお願いします。

小枝委員。（「ぽんぽんと。ぽんぽんと」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 はい。簡潔に伺います。道路維持管理の資料を出していただいていますね、追加資料の6です。かなり具体的な問いになりますので、簡潔に教えてください。

まず、この資料の中で、よく緑地帯はツツジみたいなそういう植え込みが多いと思うんですけど、私、明大通りの工事のときに、高齢の方が、もう何十年と自分はそのツツジの苗を植え続けてきたんだけど、気がついたら撤去されたというふうに言われたんですね。えっ、ツツジの苗というのは区が植えているはずだけどもと思ったんですが、この出していただいた資料の中で、そうした植栽を新しく植える費用はどれか、それから刈り込む費用はどこか。スピード感で、加えて全部言っていただくと、麴町と神田で数字が違うのはなぜかというところをちょっとまとめてお願いします。

○神原道路公園課長 ご質問の件でございますが、緑地帯等維持管理業務の中で、刈り込み、これはやってございます。あと、植栽についてはいろいろあるんですけども、こちらから緑地帯等維持管理業務の中で実際やってございます。

また、神田と麴町が違うというような中身でございますが、神田地域にはどうしても街路樹の落ち葉に対するご要望というのが多いということもございまして、麴町地区と比べてそちらを重点的にやっているというような状況でございます。

○小枝委員 ちょっとざっくり答えられちゃったんですけど、緑地帯等維持管理業務というのは、下の段の真ん中のところですね。令和4年度で言うと7,492万9,000円で、ここに刈り込みというのがありますが、ここは麴町地区が刈り込み2回、神田地区が刈り込み1回。もう、ここは麴町地区のほうが多いわけですよ。過去を見ると、みんなそんなんですよ。麴町地区のほうが刈り込みが多い。

それから、先ほど具体的に聞きましたが、ツツジ等が今年は随分枯れましたね、暑さで。そうしたところに植え込みをするという契約の予算なり決算というのは、本当にここの中に入っているんですか。入っているとしたらどこですか、どこの契約、どこの契約書ですか。すごくこう、まあ、区道に限らずなんですけれども、弱っているのが見え受けるので、その高齢の方が自分が植えてきたというのが、何となくそうなのかなと思ってしまったんですけど、どこですか。

○神原道路公園課長 あくまでも公道ですので、地域の方が植えられているというのは私どものほうでは承知してございませませんが、適宜、この委託の中では、別に道路維持費の中で補植ができますので、適宜対応しているというような状況でございます。

○小枝委員 この中に入っているんですか、それとも必要に応じて別途組むんですか。

○神原道路公園課長 この委託の中には含まれてございません。

○小枝委員 なるほど。うん、そうすると、ちょっと答弁漏れ。なぜ2回と1回で、麴町

と神田とここは違うんですかと。毎年。

○神原道路公園課長 麴町地区のほうが、例えば代官町通りですとか国会通りといった、広幅員で緑地帯が非常に面積が大きいところがございますので、その辺は回数を多くしてやっているというような状況でございます。

○小枝委員 なるほど。はい、分かりました。刈り込みについては面積の都合だと。それで新たな植え込みについては、必要が発生したときに注文するという仕組みになっているということですね。

そうすると、必要が発生したときに注文するというのは、近年、いつかやったことがあるんですか。令和5年予算には入っているんですか、あるいは契約発注しているんですかね。

○神原道路公園課長 緑地帯等に関する中低木も含まれてございますけれども、例えば高木の場合は補植というような形で、その下の樹木等維持管理業務の中で対応したりということで、あとは別途、補植に対しては適宜設計等しながらしていくというようなことで取り組んでいるところでございます。

○小枝委員 それに関しては、日常業務の中にしっかりと入れていくほうが、今、これだけ気候変動で状況がよろしくないことを考えると、日常業務の中に今後は入れていただきたいということをお願いします。ツツジだけじゃないんですけど、非常に枯れたり、花がなかなか咲かなかったり、変なときに咲いたり、まあそれは気候変動なんだろうがないんですけど、維持管理ということはちゃんと予算・決算の中で分かるようにしてもらいたいというふうに思います。その点はよろしいですか。

○神原道路公園課長 はい。ご指摘の点に踏まえましては、これまでの猛暑が続いているような状況もございますので、しかしながら、植える時期というのもございますので、適切に対応できるような取組は、我々としても進めていきたいというふうに考えております。

○小枝委員 はい。

次なんですけれども、剪定の、通常の街路樹の剪定に関しては、幾つかこの下の段の二つ目にあるところでしょうかね、夏と冬というふうになっています。それからその下に、二つ下のところに、樹木等維持管理業務となっていて、これも剪定の本数が241本と今年になって、令和4年がなっていて、前年は439本というふうになっているんですけど。この分かりづらい2行目と4行目の見分けというのは、どういうふうに見たらよろしいんですか。そして、なぜ本数が減っているんでしょうか。

○神原道路公園課長 資料の街路樹剪定作業、夏期、冬期というのは、年2回やる区内の全域を対象としたものになってございます。樹木等維持管理のところについては、それでは対応といいますか、要望等ございまして、そういったきめ細やかに対応するための作業等を行ってございますので、まずは全体的な作業ときめ細やかに対応するための予算分けというものをしております。

○岩佐委員長 あと減っている理由もお願いします。本数が減っている理由も答弁をお願いします。

○神原道路公園課長 樹木等維持管理が減っているのかなというところではございますが、その年度のご要望ですとか、ほかの作業との兼ね合いもございまして、減らしているというわけではございませんで、年度によってそういった差が出てくるというようなふう

認識してございます。

○小枝委員 分かりました。そうすると、見分け方が分かりました。下の4行目のほうは、必要性和要望等に應じながら対応しているというものと理解をします。

次なんですけれども、落ち葉の清掃なんですけど、先ほど神田側が多いというようなことをおっしゃったのかな、清掃は神田のほうが多いと言ったのかな。（発言する者あり）そう。あ、そうか。

ロードスイーパーによる117路線の4,775キロの、この清掃だと思うんですね。これは、すみません、ちょっと説明をしていただけますか。

○神原道路公園課長 ロードスイーパーというのは道路の清掃車になりまして、よくご覧になっているか、散水しながらブラシで道路の側溝を清掃していくものでございます。それとはまた別に、落葉清掃というのが下から3段目の緑地帯等維持管理業務がございまして、その中で落葉清掃、これは歩道の落ち葉の清掃になりますけれども、こういったもの人力でやっているというような状況でございます。

○小枝委員 この点については、ご提案、これもご提案があるんですけども、明大通りのときに、先生方かあるいは住民の方からのお知恵で、こう、雨期に葉が重なっても水が落ちる仕組みの、そういった、何ていうんですかね、雨水ますというんでしょうか、そういう仕組みを取り入れたというふうに思います。もう既に取り入れられています。いずれの地域においても、そうした、何ていうか、落ち葉があっても水が詰まったりしないような仕組みを取り入れるということを徐々に取り入れていっていただきたいということをここはお願いをしたいとします。

併せて、先ほど単価を聞き忘れたんですけども、剪定に関して大体1本当たり幾らか、落葉清掃に関して1路線当たり幾らかというのを分かる数字、基礎数字でも構いませんので、教えていただけたらと思います。

以前に、剪定にかかる費用が1本3万円と聞いたことがあります。それから、落葉清掃に関しては、1区画で二十数万というふうに聞いたことがあります。その辺の数字が正しいかどうかを確認させてください。

○岩佐委員長 剪定と落ち葉掃除の単価とそれから雨水ますについて。

○神原道路公園課長 剪定につきましては、夏期剪定、冬期剪定とございまして、夏期が、すみません、予算見積りの額になってしまうんですけども、3万6,900円余でございます。冬期剪定については3万1,000円余となっております。あと清掃の単価につきまして、落葉清掃がちょっと単価しか出てございまして、1平米当たり41円というようなことで予算見積りしてございます。

○小枝委員 はい。

○岩佐委員長 雨水ますについても。雨水ます、葉っぱが落ちる雨水ますを。

道路公園課長。

○神原道路公園課長 冠水が起きやすい場所というところは、我々としても経験知として持っておりますので、そういった箇所につきましては、できる限り落ち葉が詰まらないような対応策というのは取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○岩佐委員長 ありがとうございます。

小枝委員。

○小枝委員 ありがとうございます。表の見方は、だんだん理解ができてきていると思います。

ただ、この表について、私、何度かこれ、お願いしているんですけども、区民が見ても分かるような記述にもう少しなっていっていいかなというふうには思います。なかなかこう、非常に一生懸命仕事していただいているのは分かるんですけども、分かりづらいというか見にくいところがありますので、そこは今後改良していただけたらと思います。

その上で、最後に一番伺いたいところなんですけれども、この経年で見たときに、維持管理費というのはそれなりに充実の方向にはなってきておりますし、中でも千鳥ヶ淵の緑道が新たに令和4年から加えられていますけれども、こういう千代田区が力を入れているところは、やっぱり、皆さん来てください、見てくださいという状況になっていると思いますが、おもてなしという意味では、千代田区全体が、先ほど神田のほうが緑が少ないという話がありましたけれども、全体が心地よい、訪れていいまちにすることを考えると、一つは、この費用というのは、減らしていく方向なのか、それとも必要な緑をしっかり維持管理していくために、拡充というか、このような方向で拡充していくべきものと考えているのかということについてお答えください。あの、職員のこともあるんですけども、併せて言ってしまうのかな、職員のほうも。

○岩佐委員長 どうぞ。

○小枝委員 土木の職員数というのは非常に気になっております。やはり、人。大切なのは人。しかも、現場に携わる人ということなんじゃないかと思います。もちろん事務職、それから専門職、こうしたチームが一つになって、この千代田区の緑化やこうした環境を守っていただいていると思うんですけども、今、その土木の職員数というのはどのくらいの状況になっていて、もし拡充、変化があれば言っていただきたいし、定年でどうしても減らしてしまったところがあれば、それも教えていただきたいと思います。

○神原道路公園課長 まず、この維持管理にかかる費用のお話がありました。我々としては、適切に維持管理できる費用というのを積算した上で、財政当局とも調整をさせて、適時適切に予算計上をさせていただきたいと思ってございますし、また、ちょっと人事的なお話も出たので私のほうからお答えさせていただくと、やはり委託業務だけでは対応できないようなサービスというのがございます。それは、土木事務所の直営班とも連携しながら進めていく必要があるのかなということでございます。

○小枝委員 何人ぐらい。

○神原道路公園課長 土木事務所のほうは、2班体制、8名の確保というのを……

○岩佐委員長 マイクが入っていない。

○神原道路公園課長 退職等がございまして、来年度に向けて、それは人事担当と調整しているところでございます。

○小枝委員 事務職、専門職もお願いします。

○岩佐委員長 事務職、専門職の人数はわかりますか。

休憩します。

午後6時02分休憩

午後6時03分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。

○神原道路公園課長 すみません、お時間いただいて恐縮でございます。

私ども2課長体制でやっておりまして、課長を含めて道路公園課職員37名でございます。そのうち、事務職が4名でございます。で、土木事務所に10名配置してございますが、そのうち7名が作業の職員になってございまして、残り——すみません、ちょっと引き算できないんですけど——が、土木技術の職員ということになってございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 回答ありがとうございます。私の問題意識というのは、過去、今、保育園になってしまったり、土木詰所というのがかなりたくさんあったんですね。で、何かがあると、例えば台風が来ましたというと、土のうを取りに行ったり、あるいは持ってきてくれたり、道がどうなったかというと飛んできてくれたり、そうした木の剪定なんかも結構よく見てくれていた時代があったなというふうに思いますと、その辺が非常に現場が減っているというか、かなりきついんじゃないかなという気持ちもあります。

やっぱりまちを見て、まちを回る人員というのは非常に重要で、今回、本会議場でもご答弁いただけなかったですけども、新しく植えた区道の木が枯れたりしているわけですよね。××××××××のことじゃないですけども、やっぱり緑というものは非常に人との心の関係で重要なものであるし、それは非常に地味で、みんなに見えない仕事だったり、ともすれば文句を言われたりするようなこともあって、本当に大変だと思うんですけども、職員のほうが一生懸命、人も場所も足りた中でやっていただけるから、そういった寂しい状況にならないのかなと。

これからも、例えば植栽帯なんかを増やしていこうということであちこちやっているじゃないですか。一方で、やっぱり枯れてしまっている部分もある。その状況を改善するには、幾ら委員会でこういうふうに口先だけで言っても、やっぱり現場の方々がどういう状況になっているのか。で、物理的に土木事務所は物すごく減っている、委託でお金を払ってやってくれているはずだというだけだと、例えばツツジが枯れている、新しい樹木が植えたけどもう枯れてしまったみたいなことも分からない、あるいは対応できないという状況になってしまうので、そここのところをしっかりと予算と必要人員を振り分けていただきたい。

この話はまた後にしますけれども、実際、神田警察通りのところを伐採するときも、やっぱりコスト論があったんですね。切ったほうが6年で安くなるんですよという、それだけじゃないけど、と。そういう話だとすると、もうこの千代田区に、もう手がかかる木はもうみんな要らないという話になっちゃうので、どちらの方向を向いていくんですかということ、人とお金と管理体制とそして心と。××××××××の例を出すというのは確かに嫌みかもしれないけれども、絶対千代田がそういう方向に行ってほしくないんですよ。やっぱり愛する、お互いまちを愛している心は同じだと思うので、そのための体制は、現業職も私はすごく重要だと思っています。それが減っているんじゃないんですかということをお願いいたします。いかがですか。

○印出井環境まちづくり部長 ××××××××と道路公園課の職員をやゆするのは、それはやめていただきたいと思います。まさにそう取られかねないです。我々がそんなことをしていることはないです。

ただ、もうご案内だと思うんですけども、道路や橋梁のといった社会資本の老朽化、それから、戦災後に植えた、とにかく早く大きくなる樹木の太木化、そういったものも含めて、安全・安心面も含めて、やはりこれから相当、質をよくしようというよりも、安全・安心と老朽化に対応するだけでも相当なコストが発生するものだというふうに認識しています。当然、我々も皇居を中心とした緑のネットワークやヒートアイランド対策の上で、道路公園課がつくり、維持管理する緑は大事だという認識はありますけれども、状況はそういう状況でございます。

そして、人材、確かに人材を確保するということについては、我々もできればそうはしたいですけど、もう人材確保できる、確保したくても確保できる時代じゃないというのが、もう、目の前に迫っています。そういうところの中で、やはり我々としては、民の力も借りながら維持管理をしていくということになるかと思えます。

ですので、今のご質問に対して最後にまとめますと、安全・安心を中心とした持続可能な維持管理を保ちつつ、緑の質も守っていくということについては、私もそのように認識してございます。

○小枝委員 本当にその人の体制ということが、ご苦労の下にあるだろうということに非常に感じるところはあります。そして頑張っておられるとも思えます。

ですので、そのことを住民と一緒に、行政が持っている大変困っていることを、住民が困っていることや大切にしていることと合わせていくという作業をやっぴりもってしていくことが、希望の持てるまちをつくっていくには重要なんじゃないかと。非常に明治大学の勉強会のところでもそういうことを学んだもんですから、やっぱり希望の持てるまちをつくっていくには、みんなこの少子化の時代だし、行革の時代だし、苦労は大きいと思うんですけども。その中で、技術的に超えられることは、例えば、じゃあ、民間のところだったらこういう水のすぐ出てくるようなのを張り巡らせて、最初から水が出てくるようになって。じゃあ、もう、ちょっと極端な話、区道のほうもそうしちゃうのかとかね。何か技術的にも人的にも、人的にはもっと充実、増やしていただきたいし、みんなが本当に希望を持てるまちづくりをできるような、人の体制、予算づけをお願いしたいと、そういう意味で申し上げたというふうに理解していただければなというふうに思います。答弁は結構です。

○岩佐委員長 ほかに。

○岩田委員 関連で。

○岩佐委員長 関連で。じゃあ、岩田委員。

○岩田委員 以前、緑地帯、緑道等の維持のところ、散水車だけじゃなくて、刈り込みとか清掃とかということで、992万8,000円余りということで、年に2回やっていますということだったんですけども、この資料を見ると、何か4回だったり1回だったり、2回だったりするんですけど、これ、ちょっと、以前、年に2回と言ったのは、どこが年に2回なんでしょう。ちょっと説明をお願いします。

○神原道路公園課長 分科会で申し上げたのは、令和4年度の予算見積りに関する灌水の金額を2回というふうに申し上げたものでございまして、実際、すみません、この資料については決算ということで実績になります。

○岩田委員 それで、前に聞いたかった年2回の1回というのは、何日かかってそれが1

回なんでしょう。

○神原道路公園課長 灌水作業につきましては、要は散水車を出しまして、車で直接まく、あるいはまき切れないところは、ほぼ、こちら、人力のほうが多いんですけども、緑地帯を散水車と並走しながらまいていくというような、人力でまいていくというような作業をさせていただきます。1回当たりの指示で、麴町地区、これでは4日間作業をしております。

○岩田委員 麴町だけじゃなくて、ほかもやっていると思いますけど、それもそれぞれ言ってください。

○神原道路公園課長 神田地区では、ここ3年の実績としては、灌水作業というのは委託業務ではやってございません。

○岩田委員 じゃあ、この992万というのは、4日間掛ける2で、8日間で992万8,000円、3,000円、8,000円かかったということではよろしいですかね。

○神原道路公園課長 かかったということではなくて予算見積りでございますので、麴町区、神田地区の緑地帯を、年2回、灌水作業をやった場合の見積額でございます。

○岩田委員 分かりました。じゃあ、その後のことは、別のところの話になるので、そっこのほうで質問しますので結構です。ありがとうございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 関連で。（「関連」と呼ぶ者あり）はい、はまもり委員。

○はまもり委員 すみません。この清掃のところで、答弁されたところをもう一度確認なんですけれども、先ほど神田のほうで5回で、麴町が12回。ここが地域の要望からということだったんですけども、ここをもう少し詳しく教えていただきたいんですね。地域の皆さんが、例えば、時期に関係があるのかとか、何かエリアが集中しているのか分からないんですけども、特にきれいなことを望んでいる方々がいるからとか、何かそういうことなんですか。ちょっと説明をお願いいたします。

○神原道路公園課長 すみません。説明が不十分でございました。清掃作業というのと落葉清掃というのがございます。清掃作業というのは緑地帯の中のごみを拾ったりするような作業でございます。落葉清掃というのは歩道上に落ちた落ち葉を清掃する清掃になってございまして、神田地区の落葉清掃に対する要望が多いということもございまして、植え込みの清掃の回数は減らして、そちらで補填をしているというような状況がございます。

○はまもり委員 ありがとうございます。そうすると、トータルの予算がある程度決まっていて、その中で要望に合わせて振り分けているということなんですね。

て、もう一個だけ教えてください。この清掃、落葉清掃の考え方なんですけれども、住民の皆さんやお店の皆さんも掃除をしてくださっていると思うんですが、その皆さんにお願いする部分と、区がやっていく、担っていくといったところと、その辺はどういうふうに、役割分担だったり、考えているのか教えてください。

○神原道路公園課長 やはり街路樹が大きくなっているところだと、地元だけの負担ではやり切れないというところがございます。その辺も踏まえて、路線、路線の特色というものを鑑みながら剪定しているところでございます。

○はまもり委員 分かりました。ありがとうございます。（発言する者あり）

○岩佐委員長 はい。関連。関連ですか。

春山委員、関連ですよ。

○春山委員 1点だけ、はい。（発言する者あり）

○岩佐委員長 どうぞ。

○春山委員 区としての街路樹の考え方について、ちょっと確認をしたくご質問させていただきます。

街路樹は、本来、道路の、公道の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施策として、道路管理者が設置する道路の附属物の一部、一種だと認識しています。その管理上としてはガードレールと同じ扱いで、その結果としての効果として、波及効果として、景観を彩り、季節感や潤いをもたらす効果も生まれ、環境的には緑陰を形成し、ヒートアイランドやCO<sub>2</sub>を吸収することなので、結果として私たちが享受させていただいているというものだと認識しています。あくまで街路樹というのは、扱いとしては、道路の施設、附属物ということで、優先的には道路の在り方にその附属物は従うという理解をしているんですが、ご意見いただけますか。

○神原道路公園課長 今、春山委員からご指摘があったそのとおりでございます、道路の附属物になりまして、道路管理者が設置する樹木ということでございます。効果についても、今お話があったとおりでございますが、必ずしも道路管理の必要から設けられるものとは限られてはおりません。

○春山委員 はい。ありがとうございます。

○岩佐委員長 よろしいですか。

はやお委員。

○はやお委員 はい。次のやつ、いいよね。

○岩佐委員長 はい。

○はやお委員 はい。それでは、新しい項目のところ、環境まちづくり分科会で決算調査報告書103ページから107ページの調査内容です。項目は公共住宅の管理運営についてということになりますが、内容は結局はそこしかないということで、地下鉄永田町駅との地下鉄連絡通路についての質疑をさせていただきます。

まず、麴町仮住宅の地下接合部分の工事は既に完了し、約5億円と聞いております。そして、永田町駅から連絡通路は約10億円の試算をしていると答弁を頂きましたが、間違いないかお答えください。

○緒方住宅課長 ただいまはやお委員のおっしゃったとおりでございます。

○はやお委員 当初は、住宅の接合部は5億円、5億とか、6億だとかと言っていました。そして、連絡通路については、これは深さが問題になったのか、当初は5億ぐらいということで、全体で10億ぐらいの事業規模というふうに聞いておったんですが、いろいろな資材の高騰ということで15億に増額されているんだろうと思います。

そこで確認をしたいんですが、事務事業概要を、どこを見ても何を見ても、この地下鉄の連絡通路のことを何一つ書いていないんですね。普通は何かあると思うんです。

でも、そこでお聞きします。既に住宅部分の工事が完了し、そして区道工事が中心になるんですが、なぜ住宅課の答弁で道路公園課の答弁が今までされなかったのか、お答えください。

○緒方住宅課長 現在、今、地下にエレベーター用の穴というか、を掘っているときには、住宅の工事の一環として施工したものでございますので、これまで住宅課が答弁させてい

ただいておるものでございます。

○はやお委員 というのは、何度も言っているものは区道なんですよ。区道の工事からしたら、誰がやるかといったら道路公園課になるんですよ、道路ですから。それがずっと住宅課で今まで答弁し、そしてその交渉もやっていたということが、私としては希有なんですね。よく理解ができない。そのところについて、本来、道路公園課がやるべき、道路公園課が答弁すべきというのが普通なんで、自然な流れ。で、どこかに道路公園に書いてあるなら分かる。でも、今の答弁だと、接合部は終わったんだから、逆に言ったら、課長の役割は終わりなんですよ、担当のところは。で、何で道路公園課が答弁しないのか、そこについてお答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 これから、その地下道のほうなんですけども、それは道路という位置づけではなくて、工作物という位置づけで、今考えてございます。ですので、あくまでも住宅からの駅までの工作物ということで、今、検討をしているところでございます。

○はやお委員 そういう答弁ということになりますと、何かというと、これは住宅通路ということで進めるということなんですよ。何でそういう住宅通路になっているのかということなんですよ。本来であれば、たとえ、今——ごめんなさい、須貝さんは何だったっけ。課長は何だったっけ。

○岩佐委員長 基盤整備。

○はやお委員 基盤整備課長が答えたのかもしれない。でもやっぱり、じゃあ、基盤整備のあなたがずっと整理に入ればいいじゃないですか、そういう話だったら。なぜ何度も繰り返すか。住宅課の連絡通路としての扱いになったのかということなんですよ。答えられないのなら、休憩して答えてください。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時21分休憩

午後6時24分再開

○岩佐委員長 じゃあ、委員会を再開します。

答弁からお願いします。

環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 まず、地下道としての機能ですね。例えば、上の歩行者ネットワークと並行した歩行者ネットワークということではございませんので、それは道路ではないと。先ほど、便宜上、住宅の工作物と申し上げましたけれども、位置づけとしては、区の工作物。地下鉄の通路から住宅に向かう区の工作物という認識で、道路との関係で言えば、道路を占用するということになります。そういった中で、基盤整備担当課長のほうで様々調整をしているということで、ご理解を賜りたいと思います。

○岩佐委員長 はやお委員。

○はやお委員 まあ、これ以上話してもあれなんで。つまり、何かといったら、住宅の連絡通路としてしか進められない理由があったんですよ、そのところを言えなくて。なら、それならそれについては、じゃあ、いいですよ、今のところは答弁できないなら、できないということで結構ですけども。何かといったら、普通に考えて、たとえその工作物の一つだということかもしれないけれども、道路の下のところを工事するということについては、

当然のごとく区道ですから、全庁的、あ、ごめんなさい、全庁的というよりも、今、部としてね、条例部としてしっかり整理するといったら、こんなところは連絡通路ということはありません。

で、こういうことを抱えていると私は思っているんですよ。で、確認します。あと、いろいろやっていきます。

このような重要な事項というのは、僕はあったと思っているんです。そちらはないと言っているのかもしれないけれども、でも現実、住宅の連絡通路ということですから、つまり何をしたいといったら、費用は自分たちで持たなくちゃいけないという論理立てになっちゃうんですよ、普通に考えて。

それで、これだけのことを、平成29年8月24日に、区長宛てに簡易な書類、メモ程度に近いような話ですよ。それで収受印が押されて、依頼書として庁内的に決裁が進んでいった。そして、いきなり平成30年10月30日に都市基盤整備特別委員会で報告がありました。このような経緯の結果で約15億の投資を決定して、これをどういうふうにかえるのか。

今、いいですよ、連絡通路としてやりました。けども、自分たちで払う払わないという、こういうものが隠れていました。ということが、いや、違います、必ずそちらのほうで払ってもらいますということがあるんならいいんですけども、これ、今、この現状のことの中で、この15億をどういうふうにかえるかお答えください。

○印出井環境まちづくり部長 あのですね、これまでも基盤整備等でご説明をしてきましたが、この通路、地下鉄から仮住宅に接合し、エレベーターというバリアフリー機能、さらには階段という機能を設ける中で、単純な住宅に誘導する通路ではないと。そういう、ある種、東京メトロ永田町駅の課題解決にも資するものであると、そういう認識の下、これまでメトロと協議をしているというところがございます。ご指摘の10億並びに15億についても、今後、これまでご報告してきましたけれども、負担割合についての協議を引き続き行っているということで、ご理解を賜りたいと思います。

○はやお委員 私は、これを責めたいと思って、やっているんじゃないんです。これをもう一度きちっと整理をして、進めるべきか、ストップするべきかということをごこのところで一度考えなくちゃいけないんじゃないかと思っているんです。我々は、我々からしたら進めてもらいたいんです。何かといったら議決しちゃっているんですから、もうやる。けども、これでいながら、5年間も6年間も塩漬け状態になっちゃっているわけですよ。

で、今、その話をするのは、違う切り口から確認します。令和2年11月の24日に企画総務委員会での質問がありました。これは調査、分科会調査でも言いましたよ。これそのまま議事録を読みます。「この間、メトロ本社に行ってきたんですよ。そこで、メトロはこう言っていました。これは千代田区の事業です、と。一般的な考え方として、千代田区から請願工事です、と。請願工事は請願者が工事費を負担するのがメトロの一般的な考え方です。区のほうからお願いをして始まった工事だと。だから区が負担するのが一般的な考え方です、と。」と、こういうふうに、議事録はなっているんです。

それに対する先日の分科会調査の答弁は、次のようでした。「確かに請願工事をお願いしますという工事は、100%、お願いした側がやるというふうに聞いてございますけれども、今般の事業につきましては」、先ほど部長が、環まちの部長が答えたように、「区

もお願いするという点がありますけれども、一方では、やはり地下鉄の地下通路のかなり危険性が高い状態であること、エレベーターがないということで、バリアフリーという点からも、請願工事ではなく、メトロにもメリットがある工事でした。」と同じことを言っているわけですよ。それぞれ、どちらから切り口をしているのか分かりませんが、でもやはり、住宅の通路としてしかやらなかったら、交渉が弱くなるに決まっているじゃないですか。

そして、今ここで言っているのは、ある方、ある委員がメトロに行ったときに、これはあなたたちの工事ですよと言っているんですよ。それで一生懸命言っています。いろいろ、工事について、これはうちだ、これは協議だとやっていますけれども、現実、進んでいないのが現実なんですよ。私も運営側にいました。私もすごい責任を感じています。5年間もやったことについては、あなた方だけの責任ではないと思っています。議会の責任もあるんです。チェックをしなかったからです。

そこで、この危険性が高いと、この答弁は間違いないのか、区と東京メトロの考えはかみ合っていないんです。つまりどちらが支払うかということについて、どういうふうな話をしてたのか、いま一度サマライズした形で、いいんですよ、枝葉のことは。きちっとお答えいただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 前段の議事録の引用は、まさにその当時のある委員が東京メトロからこう言われましたよということですが、それについて、東京メトロのどういう立場の方が、どういうところで、公式なのか非公式なのか、そういったことは私ども全く存じ上げません。それから、そういう認識については、その後の東京メトロとの協議の中でも、お互いにそういう認識はないというふうに私どもは理解しております。

○はやお委員 まあ、これは議事録を見てもらえば分かります。しっかりとした、重鎮の議員が確認して言っているわけです。普通だったら、こういうことからしたときに、これは大変な名誉に関する問題にもなりますよ、そんなことを今言ったらば。通常であれば、ここのところ確認したら、あなた方が責任を持って確認しましたと。そうしたらなかったということをおきちっと確認したということであるならば、いいです。お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたけれども、引き続きメトロと協議しておりますけれども、お互いにそこで示されたような認識はないものと、そういうふうに理解しております。

○はやお委員 まあ、ここのところについてこれ以上ね、ご本人がいらっしゃらないですから。でも、そのある会派の方からすれば、大変なことですよ、覚悟を持って質問をしていますから、彼も。その彼がそう言って質問している中で、今のところだったら――うそだったとは言いませんよ。けども、そのところについてどうだったか、これはしっかりと確認していかなくちゃいけないことだと。今日はやめます。ここのところについて、こういう話があったということなんですよ。

それで、さらに、結局は令和2年12月の25日、もう結局は、もうクリスマスですよ。で、企画をやりました。そのときの答弁がこうだったんです。「メトロさんと通常こういった工事をする際に行うのが基本協定、その後、施工協定、そちらの工事が終わりましたらば、維持管理協定という三つの協定書のほうを結ぶというのが、メトロさんの話ですと、通常ですと。」、こういうふうに答えているんですね。それで、さらに答弁では、「年度

内、令和2年度に、令和3年3月末には文書として取り交わさせていただきたいと思っております。」と、こういうふうに言っているわけ。つまり、かなり進むなというところの答弁を頂いているんですよ。

で、今はどういう状況であるのか。そして逆に言うと、それを取り交わした文書というのが結局は確認書になったんです。令和3年3月29日に千環住宅発第789号は、協定書ではなく確認書だったんですね。それは樋口区長から、そのメトロのほうの代表取締役の社長に対して確認をした内容です。で、その確認した内容というのは、協議事項の確認についての内容で、地下鉄連絡出入口の設置については千代田区が設計し、施工すること。お金のことは何にも言っていないです。そして、地下鉄連絡出入口の財産所有者は千代田区とすること。その確認書は、費用負担については、またさらに書いてあります。費用負担については、今後も千代田区と東京地下鉄株式会社で引き続き協議をしようと言っているんですね。

先ほど、このような内容で、この内容からしたら、場合によっては千代田区は請願者ではないかと思われる可能性が大いにある内容なんですよ。こういう状況で、つまりこの文書で何が確認したかったのか、お答えください。

○緒方住宅課長 はやお委員にご質問いただきました令和2年の12月25日の企画総務委員会以降のことですけれども、こちらにつきましては、やはりコロナ禍だということで、なかなかお会いしてお話をすることがなかなかない中で、メトロのほうも、ご案内のとおり、やはり経営状況がかなり厳しいというところで、一旦メトロ自体が考えていらっしゃる新規事業を全部ストップをしているという、その社内の状況のご説明を頂いておりますので、私どもとしては、一旦メトロさんと金額などの協定は置いたまま、まずは国道の占用手続などが必要でございますので、まず、国道占用手続などについて国道事務所との調整などは進めてきておりました。そして、ご案内のとおり令和3年3月29日時点で、その時点ではなかなかこの経営状況が悪化している中で、負担金額の話などを含めた基本協定の締結には至らない。ただ、これまで積み上げてきた話の一旦のレベルのところで文章は取り交わしたいというところで、引き続き協議をするというその確認をするということで、確認書を締結したというところでございます。

○はやお委員 結局はスタートの起案のときから比べて、結局は2017年8月24日にその依頼を頂いてから、そうなる何年たつかということなんですよ。結論からしたら、やっぱりある程度の判断をして、進めるのか進めないのかを、もう整理するときではないかと思っているわけです。

だから、ここのところについて、まとめに入りたいと思いますけれども、いま一度この事業のゴー、ストップ、これをエビデンスを持って決める必要があるんじゃないかと私は考えているんです。何かといたら、これだけ5年も6年も放っばらかしにしていたら、なかなかどういう状況かと区民に説明できませんよ。そのためには、もう一度確認をして、10億を使わせてくださいという話を。そして10億の件については、どういうふうにするかはもう同時並行でやらなくちゃしょうがないでしょう。そして、この連絡通路のメリット、デメリットを改めて整理してほしいと。既に5億もかけて住宅の接合部は造ってしまった。まだあとエレベーターがありますよね。一方で10億をかけて連絡通路を造る。これはゼロベースで検討していただいて、区民に分かりやすく説明する必要があるんでは

ないかと考えますけれども、お答えください。

○緒方住宅課長 こちらの今ご質問いただきました今後につきましてですけれども、私どもで、やはり東京メトロという大企業がこの収入がかなり激減している中で、この10億かかるような工事を決断するに当たりましては、やはり組織の中でそれなりの積み上げですとか、組織の中で決断を頂く材料が必要であると認識してございます。そのため、今後、私どものほうで来年度、歩行者、テレワークもちょっと落ち着いてきているところがございますので、現在の歩行者の流動の実態調査ですとか、将来の流動予測、あと整備効果などを調査いたしまして、そのデータに基づいて、メトロ社の社内での意思形成をしていただけるようにしていこうというところでお話を進めているところでございます。今現在で区が全部負担をするというような考えは持ち合わせていないところでございます。

○はやお委員 そのとおりですよ。私は、だって、受益者負担は誰かと言ったら、メトロに対してのメリットが大いにあるはずで、我々がここまでやったら一銭も出す必要はないと思っている1人でしたから。だけれども、やっぱり政治というのはリアリティーを持ってやれ、与謝野先生から言われましたよ。リアリティーを持ってやるということは何かといったら、現実、今どういう状況に置かれているのかを分析しなくちゃいけないんですよ。だから、今そんなことをまだ言っているのかというところなんです。

だから、具体的には、コロナ後の出入口の混雑状況を調査する。人道は現在どうなっているのか。そのぐらいやってくださいよ。そして、令和3年の千代田区の人口ビジョンを踏まえた形で、建物が、この仮住宅が、高齢者を留意したそういう福祉に資する住宅として本来あるべきではないかということで、委員長のとくと一緒にね、あのときわざわざ地下道とつなげる必要はないとまで話していたぐらいなんです。だけど、そこをいま一度、でも、それでもつなげるべきだと思いますよ。でも、一応試行として検討すべきだということをお願いなんです。そういう検討、つまり福祉のほうとして、この住宅としてどうあるべきか。人口ビジョンでは、何かといったら、令和3年にできているのは、結局は独居高齢者が増えていくという中で、どういうふうな住宅施策をつくっていくのかということもあるんだと思います。その辺のところも答えていただきたい。

で、これが、今後のことでまとめて言いますけれども、結局は、もしやるんだらば、調査もしなくちゃいけない。そしたら令和6年の予算化をしなくちゃいけないんですよ。その覚悟はあるのか。やらないということは、その予算を計上しないということはやらないということですから。だって、やらないならやらないと判断してくださいよ。で、5億について、やらないんですから、あなた方が責任を持ってこれを区民に説明するという、そういうところになるということなんですよ。そのところについてお答えください。

○印出井環境まちづくり部長 今、はやお委員から様々ご指摘を頂きました。仮住宅の中に地下鉄入り口を整備することにつきましては、駅の構内ですとか、既存の出入口の混雑の緩和、バリアフリーという観点から、駅の利用者、周辺の皆様にとっても、安全性とか利便性が向上するというところで、鉄道事業者にとってもメリットがあるものと我々は認識しておりますが、ご指摘のように、その辺りをしっかりとしたエビデンスを持って、来年度調整するという必要があるかなというふうに思っております。今ご提案いただいた予算化等につきまして検討させていただきたいというふうに思います。

それから住宅についても、また今後、住宅白書、住宅基本計画の中で、公営住宅の在り

方というもの、それから公営住宅の中でも特に高齢者や障害者に向けた住宅の在り方、さらにはまさにご指摘いただきましたように、そういった世帯が単身化するという動向を踏まえて、今後、麹町仮住宅をどう展開していくかということについては、併せて議論を深めていきたいというふうに思っております。

○はやお委員 私は福祉のほうからも答えてもらいたかったんですよ。というのは何かと云えば、連絡通路がないという形だったら、こういうことが欲しいんですよというように、福祉からもニーズが出てくるべきだと思っています。でも、今日のところは、今日のところはですよ、環まち部長の顔を立てて、ここのところについてこれ以上望みません。

最後、るる質疑してきましたけれども、このことを踏まえて、もう特別職の方々の、これ、考え方を聞きたいんですよ。これは放っばらかしているというわけについて、いかないんだから。それは何でそこを言っているかということ、東京地下鉄株式会社の代表取締役会長が川澄俊文氏、つまり元千代田区の政策経営部長なんですよ。そしてまた、ちょうど現都知事のときに副知事もされた方が会長になっているんですよ。このタイミングで交渉しないわけがない。それと全てのことを総合的に検討して、この事業の方向性や覚悟を聞きたいんです。そして、さらに政治的な判断をする最終的なところに来ていると思っておりますが、いつこれを実施するということについて考えているのか、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘のとおり……

○はやお委員 特別職と言ったんだけど。

○印出井環境まちづくり部長 いや……

○はやお委員 後でね。後で。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。××××××××××が私の仕事なんで、すみません。

○はやお委員 ええっ、駄目だよ。駄目だよ。（発言する者あり）政治的になってるよ……

○印出井環境まちづくり部長 あ、今のは取り消しで……

○はやお委員 あなた、政治家かよ。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。今回の連絡通路の整備の実現に向けては協議を進めております。これまでもご答弁申し上げたとおり、着工可能な時期が令和8年の秋以降ということになります。ただ、令和8年の秋というのも、もう3年、2年数か月後という状況でございますので、当然その前段の設計等に入らなきゃいけないと、そういうスケジュール感を私も持っております。

今ご提案のとおり、川澄会長にいきなりエスカレーションするということも考えないではないんですけど、まずは、前回、分科会でご答弁申し上げましたとおり、今まで実務的に課長レベルの交渉だったところを、今後、もう分科会以降、実はアポイントを取っております。私も、私では力不足、約足らず、役立たずかもしれないですけども、出向いて、この協議をスピード感を持つような形で実施してまいります。当然その結果は上長である区長、副区長にご報告して、必要な時期に必要な判断を仰いでまいりたいというふうに思っています。

○はやお委員 最後、最後。いや、もうこれは議事整理権ですよ。議事整理権なんだけ

ども、これは政治的判断をしなくちゃいけないということを言っているんです。それは何かといたら覚悟なんです。それで、僕らだって、場合によっては、これのことについて、幾らになるか分からないんですよ。場合によっては15億払わなくちゃいけないんですよ。けども、それに超えて、エビデンスとしては必要だ、公共性があるという判断をしたら、我々はもうマル・バツだったらマルをつけるんですよ。そういうところが来たら、執行機関も政治家ですからね、特別職は。そのところについて、そんな、悪いけど条例部長に答えさせて黙っているなんていうことは、あってはならぬことなんです。笑い事じゃないですよ。言うわけじゃないですけど。真剣にやっているんですから。そのところについてどうか、いま一度、逆に答えなかったら、僕は職員たちに対する、そのモチベーションは上がりませんよ。お答えください。心意気でいいんだから。心意気でいいんだから。

○岩佐委員長 頑張って、協議をしていきますという決意を。

環境まちづくり部長。

○はやお委員 ええっ。あなた、特別職かよ。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどご答弁申し上げましたとおり、交渉のレベルを上げて、しっかり我々としても勝ち取るものは勝ち取った上で、ご指摘のように政治的な判断を仰がなきゃいけない状況になる場合もあるかと思えます。その場合については、必要な時期に必要な判断を求めて私も取り組んでまいりたいと思えますので、どうかご理解を賜りたいと思えます。

○坂田副区長 副区長。

○はやお委員 心意気だけでいいんだから。

○岩佐委員長 坂田副区長。

○はやお委員 心意気だけで。それ以上要らないよ。

○坂田副区長 コロナ禍の中で、一時、一旦停滞をしていた協議がこれから始まるということでございますし、それはその前に積み上げた議論の上にまた積み上げるということでございますので、今、事務的な交渉事が決して滞っているわけではございません。したがって、その行く末を見据えながら、お互いにそれぞれが、メトロさんも区も両方にウィン・ウィンになる、両方にメリットがあるんだということでの事務的な協議が再開されるということでございますので、その動向を見ていきたいと。できる限り早く決着をつけたいというふうに思っております。

○岩佐委員長 よろしいですか。

○はやお委員 もう、これ、これ以上言ったら何も出ない……

○岩佐委員長 出ません。出ません。

ほかにまちづくりの所管で質疑はありますか。

○小枝委員 資料を出していただきましたので、追加資料、7番です。神田警察通り設計業務一覧、併せて追加資料8の議決後に契約変更を行った工事一覧、この2点について質問をさせていただきます。

伺いたいことは、この10年間、沿道住民からどう見えたか。そして何のためのコンサル費用だったかという点です。まず、この10年間、8,600万円のコンサル費用ということになりますが、これもあれでしょうか、特命随契だったでしょうか。それと、どちらの事業者だったでしょうかね。お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 まず、この平成24年は特命随契ではございません。業者は、受託者は高島テクノロジーセンターでございます。それ以降は特命随契というものがございません。

○小枝委員 令和3年で止まっておりますけれども、令和4年と令和5年の予算措置と執行状況はどうなっているか、お答えください。

○須貝基盤整備計画担当課長 令和4年は、Ⅲ期以降の設計業務、そちらで予算措置をしておりました。令和5年度も同じようにⅢ期以降の設計業務を予算措置してございます。

○小枝委員 執行状況。

○岩佐委員長 執行状況。執行状況を。

○須貝基盤整備計画担当課長 失礼しました。執行状況でございますが、令和4年度に関しましては設計業務はすることはできませんでした。令和5年度はまだこれからということでございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の、まず冒頭、私の手元のほうに新聞の記事があります。住民ら千代田区に抗議文というふうに書いてあります。9月20日の本会議で印出井部長が、遅延の原因となる妨害行為をした者に責任があると認識している。それらの者に対して相応の責任を問うことを検討していると遅延費用の請求を示唆したことが、街路樹を残して整備を求める区民を妨害者呼ばわりし、工事遅延の責任を問うとの脅しとも取れる発言。意見の異なる区民に対する弾圧にほかならず、人権侵害とも取れる極めて不適切な発言として、撤回と謝罪を求めると区長宛て抗議文が出されています。区議会にも陳情が出されました。区長はこの抗議文を受け取りましたか。

○須貝基盤整備計画担当課長 区として受け取りました。

○小枝委員 工事遅延の原因は全て住民の側にあると。行政の側には何の落ち度もないと。自分たちの手続に、全く適正な手続を欠いた、そうした認識が全くないのか。お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 適正な手続に基づいて進めてきた工事かと思えます。区議会だよりの臨時号でも出されているような、様々に必要な議決や審議を経てきたものだというふうに考えてございます。

それから責任については、反対する行為、反対する表現行為をした者に対してということではございません。具体的に、不当あるいは違法な、違法に準ずるような、違法性の疑いが強い――すみません。言い換えます。違法性の疑いが強いような行為によって工事を妨げたと。そこについては明確に、工事の遅延についてはその原因があるんじゃないかというふうに認識してございます。ただ、もちろん責任の取り方というのは様々かなというふうに思っておりますので、本会議における白川議員の答弁については、その辺りを一般的に表現したものというふうに認識しております。

○小枝委員 9月5日の（環境まちづくり委員会の）陳情審査のときに、違法行為ということに対して発言を撤回、訂正するというふうにおっしゃいました。この、ただいまも違法という発言をされましたけれども、これは区議会のほうにも聞きたいんですけども、撤回すると言っているのに議事録はそのままになっているんですね。それはまだ未定稿だからなのか、本当になるとときには本当に削除されるのか。今は載ったままなんですよ。

それはどういう、ちょっと区議会のほうの扱いはどうなっているんですか。昨日確認したらそのまんまになっているんですよ。

○岩佐委員長 休憩します。

午後6時55分休憩

午後6時55分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

議会事務局長。

○小川区議会事務局長 発言の撤回というものの扱いなんですけれども、撤回というのは、将来その時点において、その先に向かって発言がなかったことにするものでございますので、その撤回する前に、もともとの発言だった時点においては、撤回をされていない、要はその発言をした時点でその言葉自体はまだ生きていて、撤回を宣言した後に、それから後の時点で発言がなかったことにするという法律効果を生むものだというふうに認識をしております。したがって、議事録については、発言されたその時点で撤回ということではございませんので、残ったままということでございます。

○岩佐委員長 遡及しない。（発言する者あり）

環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 すみません。私も9月5日の議事録を読ませていただきました。そのときは、違法性というのが、刑事法に関する違法性というようなちょっと認識でいたんですけども、区の財産である道路、そして区が工事のために設置した工事施工帯、そこに許可なく入ってくる行為は、民事的には違法性なんじゃないかなということも改めてそのとき整理できたものですから、今、違法性の疑いが強いと言ったのはそういう趣旨で申し上げました。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 民事の何法ですか。

○岩佐委員長 普通に民法じゃない。

まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 民事の何法、別に民事で言うと、権利を、区が持っている権利を侵害するという行為を一般的に違法ということがあるんじゃないでしょうか。

○小枝委員 法律。民法と言っているの。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 そこはちょっと私は分かりませんので、次のところへ行きますね。

資料をせっかく出していただきましたので、この、これの説明を求めたいんですけども、平成24年度、平成24年度が540万円の委託業務で、令和3年度まで、今回以外は特命随契だと。そして高島テクノロジーさんでしたと。10年間委託を受け続けました。ここでは、高いか安いかを問題にするのはちょっと時間がもったいないのでやめますが、いい仕事をしてくれればいいわけですね。で、記憶違いでなければ、このこちらの会社さんは明大通りも協議、説明のサポートに入ったというふうに記憶します。模型を作って、開かれた議論をして、プラタナスゾーンと桜ゾーンが、今、完成しています。これは、記憶違いじゃなければ、そうですと教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 先ほどのお答えで、この全てが高島テクノロジーではなく

て、例えばこの平成27年の交通量調査ですとか街路樹計画資料作成業務、平成30年で  
すね、こちらについては高島テクノロジーではございません。

あと、もう一つのご質問の明大通りのほうにつきましては、高島テクノロジー、おっし  
ゃるとおりでございます。

○小枝委員 その明大通りのほうでは、Ⅱ期工事のほうから開かれた説明会や協議会を実  
施したことによって、当初、Ⅰ期工事で契約済みの、工事完了していたところの植栽ます  
を作り替えたり、植栽の真上を塞ぐようにミスな設計になっていたガードパイプを変更し  
たり、より機能的な、そして先ほどの雨水ますの変更をしたり、参加と協働や、専門家の  
知見を頂いたことで、改良を加えたこと。これは事実の確認ですので、間違いありませ  
んか。

○神原道路公園課長 明大通りはそういった協議会を通じまして、街路灯の基礎の形状で  
すとか、これは協議会云々という話ではございませんが、大型標識の基礎の改良ですとか、  
都道の照明の設置等の関係で、契約変更のほうは2回ほど行ってございます。

○小枝委員 ありがとうございます。この平成24年からの設計業務のところを10年間  
見せていただいておりますけれども、これは平成25年段階で、つまり2013年、神田  
警察通り沿道賑わいガイドラインというのをつくったわけです。ここには警察の方もオブ  
ザーバーとして参加していましたし、現在の協議会とほぼ同じメンバーだったと思います、  
入れ替わりは部分的にあっても。

このたびのⅡ期工事のところは、イチョウを保存したⅠ期工事と同様に、歴史・学術ゾ  
ーンということで、令和2年末あるいは3年まで、つまり10年間のほとんどが、このⅠ、  
Ⅱ期のところは、豊かに育った既存の街路樹を保存し活用するとなっていました。そこは、  
確認ですけれども、間違えないですね。間違いありませんね。

○須貝基盤整備計画担当課長 ガイドライン上ではそのようになってございます。

○小枝委員 ホームページでガイドラインを書き加えたのは、この令和3年9月21日、  
つまり議案審査の数日前ということで、これはもう間違いなし。つまり区民から見ると、  
ホームページを見ても、このⅠ期、Ⅱ期は歴史・学術ゾーンとして保存すべきところとい  
うふうになっていたということも、事実確認ですので、間違いなしかどうかお答えくださ  
い。

○須貝基盤整備計画担当課長 すみません。先ほどガイドラインの、そのとおりだと申し  
ましたが、その後変更してございます。

○小枝委員 それを今聞いたんですけど。すみません。そこを今聞きました。

○岩佐委員長 聞かれましたね。

○小枝委員 変更したのが、議事録によるとなんですけれども、令和3年9月21の議案  
審査の数日前というふうに答弁されていて、非常にそこは申し訳なかったというふうに謝  
罪をされているという。事実経過としての確認ですので、よろしいですね。

○岩佐委員長 いない。

休憩します。

午後7時02分休憩

午後7時10分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

欠席届が出ています。西岡副委員長、育児のため欠席です。

先ほどの小枝委員の質疑の答弁から入ります。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 お時間を頂きまして、申し訳ございませんでした。

ガイドラインの変更でございますが、まず令和2年12月2日に第17回の協議会を行いまして、その中でご意見を頂いて確認をしているところでございます。それをその後、令和2年12月25日、企画総務委員会のほうでご報告したところでございます。

○岩佐委員長 小枝委員。

○小枝委員 そうです。そのとおりなんですね。で、そのホームページが変わったのはというふうに言ったのは、9月21日の議案審査のときに、須貝課長の答弁で、おっしゃるとおり、確かに協議会の中で議論を交わして、変わったということで、それに関してはおっしゃるとおり周知していくべきだったとっておりますと、遅まきながらですがホームページにつきましては先週実は更新したところで、申し訳ございません、というふうに言っているわけです。そのことを、時系列的にはそういう状況だったということです。

この10年間のコンサル業務で、8,500万円をかけて、この業務の中に、地域住民の声を反映するとか、住民参加のための業務というのもあったんじゃないかというふうに私は考えるわけです。明大通りがそうでしたので。だけれども、この業務に関しては、10年間もやっているのに説明会を一度も開催しなかった。そして明大通りではやったのに、模型も作らなかった。ワークショップもしなかった。そして契約書の中に、住民との合意づくり、あるいはそうした対応のサポートというようなことが位置づけられていたんじゃないかというふうに思うんですけれども、とりわけ平成31年以降は、I期工事の反省を基に道路整備方針をつくりましたから、ここには5の2のところに、協議会のみならず地域住民の声を反映するということが明確に記載されていて、それがアダプトにつながるといふふうになっているので、この契約書の中にそうした業務があったか、なかったか、ご答弁ください。

○須貝基盤整備計画担当課長 地域との協議会、そちらのほうの資料作成というところではこの業務をしているところでございます。その協議会でございますが、平成23年から10年以上にわたって、まちの町会長ですとか重鎮の方たちに集まっただきまして、ご意見を伺いながら、まちづくりの構想ですとか、道路整備の方針、方向性、将来像というものをまとめてきたものでございます。

○印出井環境まちづくり部長 補足して申し上げますと、陳情審査の中で議会から頂いた様々なご意見、特に令和元年のアンケート調査、これは、これまでももう何度も何度もご報告申し上げておりますけれども、1.4キロメートル東西にわたる、そして南北200メートルにわたる広域的な中で、これまでの道路整備にはない新たな取組として、アンケート調査を実施したと。まさにこれは直接、周辺の住民や、それから周辺における様々な事業活動、地権者、そういった方々の意見を聞いたということであるというふうに認識しております。

○小枝委員 ここで部長に伺いたいんですね。看板を見て初めて知る沿道住民の気持ちというのが理解できますかということなんです。これは本当に想像力の問題なんです。毎日、家族や地域のために働き、納税をし、お庭のように通りを掃除したり、季節を感じたりしてきた近隣納税者の方々、行政にとっても、私たち議員にとっても、納税者、雇用主なわ

けです。納税している方々が、議決が終わるまで全く知らされず、Ⅰ期工事と同じにイチョウを残して整備されると信じていた。工事の看板が貼り出されて初めて、直前に計画変更されたことを知るので。広報も隅々まで読んできた住民。でも、どこにも書いていなかった、一度も。知らされずに意見も聞いてもらえなかった、押しつけられるだけの人たちの気持ちを部長は想像できますか。そういう人たちをただただ責めることができますか。主人公は住民のはずです。これではまるで排除、地域住民の排除です。もし、これから寒さに凍える高齢者を見殺しにするのはどなたなんでしょうか。近隣の町会長からは、ほかから工事を始めてほしいと何度も区長に言っていると訴えられました。どうしてこういうふうな状況になるのか。部長の想像力を発揮して、行政の側ではなく、住民の、排除された住民の側の気持ちを分かってもらいたい。

答弁したいですか。当時の9月21日の議事録をよく読むと、ある意味、部長はよく分かっていて、このときどうも陳情が出ていたようで、沿道住民が話を聞いてくれと言っているのに、何で聞くと聞かないのか不思議でしょうがないというふうにしたときに、部長が何と言ったかという、Ⅱ期については事業者中心のエリアだ。その中に陳情者がいたとしたら、かなり特定の形で説明になる。私たちとしてはそれは控えさせていただきたい。ホームページ上の情報提供に努めてまいりますという言い方なんですよ。

つまり、Ⅲ期以降は生活感の強い地権者もいるだろうと。Ⅱ期については、住民がいることを知っていて聞かなかったのか。それとも、知らなくて、きっと企業ばかりだろうというふうに思ったのか。その辺のところは分かりませんが、もう何度も何度も質問者のほうは、何で意見を聞いてくれと言っているのに聞こうとしないんですかと言って、いや、ここは事業者中心のエリアです。そういうふうにして、実は道のすぐそばに、明治の時代から、もしくはずっと何十年と過ごしてきている人たちがいるということに、そっち側から見たときに、広報にも載ってなければそれは分からないし、Ⅰ期工事と同じようになるだろうというふうに思ってしまったとしても、それはもう気の毒だというふうに思いませんか。そっち側から想像力を持っていただきたい。考えていただきたい。いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 私もできるだけ想像力を発揮して、今のご質問にお答えしたいというふうに思っています。

Ⅰ期工事終了後、Ⅱ期工事に向けた工事の在り方、それから予算、契約に至るプロセスの中で、多くの陳情を頂いてございます。その陳情の中には、私は直接確認したわけではないのですが、今回の反対をされる方々のメンバーもいたやに聞いています。ということは、平成30年の頃から、こういう形で工事がされる方向で議論をされていくということについては、ある程度ご理解を頂いている部分があった。もちろん賛成、反対はございますけれども、そういった中で、もう何度も何度も多くの陳情というようなことを頂いているということは、それを裏返せば、こういうふうに区が工事を進めるということについては、一定程度皆さんご存じだったのかなというふうに思っているところでございます。

そういった中で、我々としては様々な手続を踏んで、予算や契約のご議決も頂いて、それから道路整備方針の中でも、沿道整備協議会の在り方という中で、やはりこれも今日も町会の議論がありましたけれども、地域の様々なことを、文脈をご存じな町会長や商店街

の皆様にお集まりを頂きながら、その声を参考に区として方針を決め、区議会に対しても適時ご報告をさせていただきました。そして、そういった多くの賛成の人が、逆に言うのではないがしろにされているというような状況もあるのかなというふうに思っています。私は、あまりこういう厳しい表現すると、対立をあおるようなことに聞こえてしまうのではないかなということは懸念はしておりますけれども、そういう中で、これまで区長もコメントで出したように、多くの人が計画どおりの整備を望んでいるという状況については、基本的には変わっていないのかなというふうに思っています。

今後の工事の在り方については、これまでもご答弁申し上げておりますけれども、駅に近い、Ⅲ期以降の駅に近いところについては、具体的に設計等に向けて協議をしていきたいというふうには思っております。しかしながら、この一方通行の道路を、やはり基本的には計画どおりⅡ期から進めていくという考えには変更はございませんし、地域の、駅に近いほうをやってほしいという方々にあっても、Ⅱ期については計画どおりという声も頂いておりますので、その辺りも踏まえて、我々としては当初の計画どおり進めていきたいというふうに考えています。（発言する者あり）

○小枝委員 すみません。やらせてください。私の聞きたいことの項目はあと少しですので、やらせていただきたいんですけども、知ってたくせにというような文脈でおっしゃったわけですね。私も、私も正直、最初そう思った、はっきり言えば。えっ、本当にそこまで千代田区というのは、確かに議会であんなにやっても、議会というのはコップの中にすぎないんだと。まちの人にはこんなに伝わらないんだと。そして、まちの町会長さんには伝える義務はない。でも、それはうそじゃないですよ。本当にこの壁また壁のまちの中の構造の中で、一生懸命毎日生きてると、そこまでどうなんだろう。いや、全員、1人残らずとは言いません。でも、多くの方はそうではなくて、Ⅰ期工事を見て安心して、Ⅱ期もそうだと思っていたというのは、本当に本当のことだということを聞いて、私は聞けば、そうだなというふうに素直に思う性格なので、申し訳なかったなというふうに。自分が反対すればいいってものじゃない。何であのとき継続審査をもっと強く求めるエネルギーが自分になかったのかということの後悔した次第です。それはもういいです。

それで、設計業務のところに戻りますが、このⅢ、Ⅳ、Ⅴ期の設計業務は、私は当然、本当だったら段取りよく、つまりこれまでの轍を、明大通りの轍を、あるいは神田警察通りの轍、ほかでもいろんなトラブルがあった。これを踏まないためには、できるだけ早く複数案を用意して、どういう体制でも臨めるように準備をしておくというのが段取りだと思うんですね。やります、これからつくります、そしてまた強行します、みたいな話じゃなくて。

当然この令和4年と令和5年の中で、それに至る前も準備されているものというふうに思っておりました。あまりにもそれが保安業務というものに流用されたということに関しては、非常に私も、たった4年だけ区役所の職員をやっておりましたけれども、全く違うもの、全く違う、区民の行動を抑圧するために、押さえつけるために、そうした目的のために1,000万、設計のための1,000万を流用してしまう。そういうふうな在り方というのは、公務員の、まずイロハとしてあり得ないなというふうに思います。

この区議会への報告も相談もせず、工事費外では1,000万の設計費しかない。それを、設計委託を保安業務委託にした。8万円の警備員の話は今日はやらないそうですけど

も、（「やらない」と呼ぶ者あり）そういうふうなやり方にしたということについて、（「やらない」と呼ぶ者あり）どういう、これ、財政の支出として、こういうやり方があるのか。例えば子どもたちを例に挙げるならば、給食調理委託費を、例えば学校の修繕委託費に使っちゃってみたいな、そういうやり方ですね。全然違うものに流用する。こんなことがあっていいのか。それについて、非常に規律が緩んでいるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ご議決いただいたⅡ期区間、こちらは公共施設も多く、計画どおりの整備を早期に望む、そういう声が大いことから、整備工事を早急に行う必要がございました。事業を進捗させるために警備委託業務を予算、そういう予算を充てさせていただきます。その予算ですけれども、同じ道路新設改良費の自転車通行環境整備事業ということで、その事業を進めるために使ったものでございます。

○小枝委員 そういうやり方をすると、もう予算がもう可決されたら何でも流用できる、何でも好き勝手に使えるということにもつながってしまうやり方ですので、これは私は非常に不適切というふうに考えます。

先を急ぎますので、設計変更のことについて聞いておきます。設計変更の中に、ガイドラインに住民との考え方の違いということが記されている項目があります。この、なぜガイドラインの中に、これはもう国交省でもそうなんですけれども、なぜ変更規定が記載されているかということ、本来行政として計画したものであっても、しっかりと地域と話し合っていて進めていくと。そういう一つのことをあえて示しているものだというふうに思います。千代田区が決めたもので、はっきり言って職員のケアレスミスも含めて、もう本当に変更に変更に変更、もう細かく個別のことは言いませんけれども、重ねてきていることはあります。このガイドラインに変更規定が記載されている意味、これをどういうふうに考えているのでしょうか。今日出されているところの⑥のところですけども。

○岩佐委員長 ガイドラインの話か。

○小枝委員 ⑥というふうに記載されているところに当たるわけですけども、東郷公園しかり、そして明大通りしかり、そして、ここには入っていませんけれども、神田警察通りのⅠ期と明大のⅠ期もしかりです。こういうふうにして、和泉公園、それからあそこもそうですね、富士見のところの5,000万の石のしつらえを忘れたというのもそうでしたよね。ここに入っていないけれども。いろんなケアレスミスもあったりで、変更、変更、変更を重ねてきた。もちろんやむを得ないものもある。そういうふうな中で、わざわざ住民との関係で、異なる状況が発生した場合には話し合いなさいよと。この意思をどう考えているのかお答えください。

○神原道路公園課長 設計変更に関する全体的なお話でございますので、私のほうでご答弁させていただきたいとございます。

契約変更につきましては、安全性に影響を及ぼす可能性がある場合ですとか、工事の費用の大幅な変更が見込まれる場合、また利便性や生活環境の大幅な向上が見込まれる場合など、変更を行うというような認識でございます。ただし、設計変更に当たっては、予算やスケジュール、品質に影響を及ぼす可能性があるため、各種調整を行いながら、その地域要望というものを受けながら適切な判断をすることが重要であると考えておりまして、我々としましては、そういった内容につきましても議会のほうにもご報告し、これまで手

続を進めているという認識でございます。

○小枝委員 私のほうからは最後ということになりますけれども、この1,000万円の流用については、日給8万円の警備員ということで、これについては私が深くやることはありませんけれども、皆さんが見えていない状況として、部長はよく分かっていると思うんですけども、このⅠ期からⅤ期までのゾーンというのは、Ⅰ期、Ⅱ期のゾーンと、Ⅲ期だけのゾーンと、Ⅳ期、Ⅴ期のゾーンと、3区画に分けた。特にⅣ期、Ⅴ期のところは神田駅のすぐ目の前だということで、ここの方々がとにかく早くやってくれということだった。ところが人が住んでないから、多分何も声が上がらないだろうということで、Ⅰ期から始めた。で、Ⅱ期もそうだろうとやってやってみた。

でもこれ、今までいろいろ、9月21日の議決のときのを見ても、おっしゃっているエビデンスというのはほとんどⅣ期とⅤ期の話なんです。Ⅳ期とⅤ期の話をもって、地域住民はやってほしいんです、地域住民は言っているんです、全くそういう巧みな、そしてⅡ期に住んでいる人を排除していくというやり方については、私は非常に、行政によるある意味迫害というか、いじめというか、本当にそこまでなぜ、そこまでなぜできるのかと。工事をしたいならばいいではないかと。早くしてくださいよと。そういうふうな思いがあります。

それにはどうにか地べたに降りて、線を引いたものを持って、みんなと話すんですよ。そうしないと、明大のⅠ期みたいな失敗を犯すし、防災上の車寄せの場所も、かなり初めの頃から議論になっている。本当に災害復興道路としての、ここが車線がただただ狭まれば困る。じゃあ明大のほうは、あれを取り外しできるようにしていたりしますよね。いろいろやっぱり地域の皆さんと話をすることによって、複数案を持ってまちと対話するという姿勢が極めて足りないだけではなく、やはり沿道の住民を省いた、沿道の疎外を、入れてくれなかった。これについては、非常にむごいことをするなという思いがありますけれども、私のもう質問はそこまでです。

以上です。

○岩佐委員長 あ。ええと、今の……

○小枝委員 いや、答弁なんか、いいです。

○印出井環境まちづくり部長 えっ。（発言する者あり）

○岩佐委員長 今、一応、じゃあ、今の質疑を受け止めて。

環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 これも繰り返しになるんですけども、神田警察通りという神田駅から錦町につながる、神田を東西に貫く都市軸です。その都市軸をまちづくりとともに議論されてきて、整備する方向性とかそういったものが検討されてきました。沿道整備推進協議会が立ち上がる前に自転車の実証実験をしたり、そういった整備を望むまちの声を踏まえて、全体としての線形の在り方、街路景観の在り方というのを、我々としては沿道整備協議会を中心にまとめてきたところです。ご指摘のように、もし地先の街区街区で線形が変わる、駐車帯の設置が変わる、そういうことであるとすると、我々はもう道路整備は、これは実現できないというふうに考えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

私も、ちょっと厳しい言い方をしてしまいましたが、地先の人たちの気持ちは分かりま

すけれども、全体として一定の連続した整備をするということについては、今回、本会議のご答弁でも申し上げましたけれども、地域の方々からもそういった声を頂いています。分科会では、Ⅰ期については震災復興の樹木がある中で、街路景観が異なるということで、あそこは残したと。で、何で残したかという、区議会も含めて、残せよと。そのほうが、残す方向でまとめていただいたからだというふうに認識しています。

今回のⅡ期以降については、それとは様相が違うというふうに考えておりますし、大方の皆さんが賛成をいただいているまちのほうでも、ただ、議員の皆さん、まちの皆さん、反対していらっしゃるということは、これは事実なんだろうなと思います。ただ、その反対の活動が今年4月のような状況になりますと、我々のほうとしても、これはやっぱり毅然とした態度を取らざるを得ないなというふうに考えています。そうでなければ、区政全般にわたって、一部の反対の方が実力行使をすることによって止まってしまうと。それを黙認するということになりますので、その辺りは、厳しい言い方になりますけれども、ぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

○はまもり委員 関連。

○岩佐委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 ちょっと今の関連で、別の観点から質問させていただきます。まず道路整備、一体感を持ってやるというのは当然のことかなと。道がつながっていかないと意味がないということで、当然のことかなというふうに思います。一方でここは、先ほどお話がありましたけれども、ゾーン別になっているんですね。まちの特性というものがあります。歴史・学術ゾーン、文化・交流ゾーン、食・賑わいゾーンというふうに分かれている。ここの全体と個別のところのバランス、全体を通しつつも、その個性というものを生かしていく。そこについてはどのようにお考えなのか教えてください。

○印出井環境まちづくり部長 今後の沿道のまちづくりを通じて、そういったものが整備されてくるというふうに認識しております。

○はまもり委員 そういったところ、ちょっと今のは分かりにくかったですけれども、今後のまちづくりのところで、そういった個性も生かされていくというふうに受け取りました。

そのところで、先ほどの話もあったんですけども、今回だけの話じゃないんですが、まず定義を明確にさせていただきたいなと。お話をするとき、今話しているのは、どこに関する、どこの区間、どこのゾーンの話をしているのか。ここが、いろいろお話を聞いていると混ざっているんですね。さっき小枝委員の話もありましたけれども、今話しているところが、あたかもⅠ期、Ⅱ期の話をしているようで、実際にはⅣ期、Ⅴ期の状況だということがあると。こういったところがすごく議論を複雑にしていくので、これは今回のテーマに関してだけではないんですけども、まずはこの言葉の定義であったり範囲というものを明確にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、神田警察通り全体を通じた道路整備の一体性ということが必要であるというふうに認識しています。街路景観の在り方についても、もちろん様々ご意見はありましたけれども、長年にわたって積み上げてきた中で、一定の提案が整理され、警察との線形協議等も済む中で、具体的に工事に入っていくと。

それから、おっしゃるとおり沿道整備賑わいガイドラインについては、沿道賑わいガイドラインについては、今後の沿道のまちづくりの中で、道路と、道路整備と並行して、まちの個性を出していくという形で進めていくんだらうなというふうに認識しておりますので、私としては、定義というのはしっかり、全体を通じた道路景観の一体性と周辺まちづくりの個性という形で認識をしています。

○はまもり委員 よろしくお願ひします。ぜひ、ご意見が、どこの機関の人が言っていることなのか、どこの区間について言っていることなのかというのは、明確にさせていただきたいなというふうに思います。今後のことですね。

それから、協議会の話、先ほども春山委員のところでもありましたけれども、今回、協議会の皆さん、非常にお忙しい中、本当にいろんな意見を出して下さって、参加して下さっています。こちらの皆さんをゾーンごとの住民の代表として捉えていたのかどうか。どういうふうに捉えて、またお願ひをしていたのかどうか。

心配しているのが、非常に重責、お忙しい中でやっていただく中で、本当に苦労したことが多いんじゃないかと。具体的には、住民の声を聞くということと、住民に伝えていくという、この役割も協議会の皆さんにお願ひをしていたのか、あるいは区の役割として認識しているのか、そちらはどうでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 これも、これまでさんざんご答弁申し上げてきた。議会構成が変わったので改めてご答弁申し上げますけれども、特に、この沿道の整備協議会を構成する神田公園地域の町会、まさに江戸古町と言われている、長い間の祭礼文化で継承されてきたコミュニティの中で、本当に長らく、若い頃から地域に関わってこられた方々ばかりです。そういった中で、その地域のまちの様相、防災、防犯、福祉、にぎわい、多方面なところでその地域についての文脈、それから状況をご存じな方々です。そういう皆さんで構成された方々の意見というのは非常に重いと。それを我々は、取りまとめたいただいたことを参考にして、区で決定しています。

これも繰り返し申し上げますけれども、民主的正当性という意味では、町会長さんは選挙で選ばれているわけではありませんので、その辺りについては、まさに議会にご報告をしながら方針を整理してきたというところです。ただし、町会といっても、やはりその会長の選出等については、一定程度民主的な手続がなされているというふうに理解をしておりますので、その辺も踏まえて、我々としては、住民の声としての沿道整備協議会、それからまちを知る皆さんからの非常に重要な参考になる意見という形で取りまとめいただいて、区のほうで受けて、区のほうで判断し、議会に諮り決定してきたというところでございます。

○はまもり委員 部長からすると何度も答弁いただいているというところで、申し訳ないんですけども、それでは、区のほうがそこは責任を持って住民に伝えなくてはいけない、話をしていかなきゃいけないというところで、今、理解、再度改めていたしました。

で、一番やっぱり分からないところが、どうして議決前に住民の方に説明をしなかったのか。説明会をしなかったのかということなんですね。たらればで過去になってしまうんですが、議決の前に委員の方からも、住民の声を聞いたんですか、聞いてくださいね、それは何回もあって、大丈夫ですよとお話をされていたんですね。これは今回のことだけじゃなくて、今後のこともあるので、ここの、大事なことを決めるときに説明会をやってい

ただきたいというのがあって、何かこれ、説明会をできなかった理由というのがあるんでしょうか。あるいは、ほかのこういった案件のときに説明会をやらないのが普通なのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 一般的には、道路工事については工事をやるときに説明会をするもので、発注する前に説明会というものはしてございません。

○はまもり委員 ありがとうございます。一般的にはということで、ここの、何で多分議決の前に委員の皆さんがこれだけ説明会をしなくて大丈夫なのかとお話をしていたかという、Ⅰ期の工事で同じようなことがあったからなんですよ。もう議決が済んで、進んでいきますと。植え替えますというふうに進んだ後に陳情が出て、議会の方向性もあったんでしょうけれども、変わったんですよ、議決の後に。そういったことがあったので、地域の方も議員の皆さんも心配してそれを聞いていたと思うんです。そういう意味だと、普通の一般的な判断といったものが、それが妥当だったのかどうかというのは疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 Ⅰ期工事における我々の反省点としては、街路樹の更新について、議会に対して詳しくご説明してこなかったという経緯がございます。その反省も踏まえて、Ⅱ期以降については、今回のⅡ期工事については、街路樹の機能更新のことについて、予算の段階からご説明をさせていただいたところでございます。

それから、その後についても、おっしゃるとおり、様々陳情で審査を頂く中で、先ほども申しあげましたけれども、これまで道路整備に当たっては、そんな詳細なアンケートというのは取ったことはないですけれども、サンプル数4,000、実数は2割、1割5分ぐらいの回答であったかと思うんですけれども、それでもかなり、数百の回答を頂くようなアンケートを実施させていただきました。それらと、ずっと20回にわたり、地域の方々を中心に構成する沿道整備協議会に、それらの資料、議会でのご意見などをフィードバックしてきたので、それについては我々としては、住民参加については一定の必要な手続は取ってきたというふうに認識しております。損害賠償の第一審の地裁の判断の中にもそういった趣旨の内容がございますので、まだそれは確定していませんけれども、一定程度、リーガルの面から見ても、我々の判断というのはそれなりの正当性はあるのかなというふうに認識しております。

○岩佐委員長 議決前のプロセスについては、もう、かなり分科会でもほかの委員会でもやっていますので、ちょっとまとめていただけますか。

はまもり委員。

○はまもり委員 はい。まとめますね。簡単にお話しします。

アンケートのところについては、過去、2人の議員からも指摘があって、内容には選択肢の問題、恣意的な問題といったところが指摘があったかと思えます。

そういった中で、最後にお話しさせていただくと、法的な問題、一般的な問題、必要ないんですよというところじゃなくて、いかに住民と向き合って話を聞いていくのかというのが大事だと思うんですよ。そって私たちが目指していかなきゃいけないところで、同じことが起こりますよ、これからまた。考えていただかないと。

3回やりましたと、いつも答弁していただくんですけども、3回お話しいただくというだけだと、届いていないんですよ。結局、相手が納得しないといけないので、相手が納

得できていないから問題になっているということなんですよ。納得できるまで話し合うということをやっただきたいというのが最後のお願いになります。

で、何で納得できないのかと。私も話を聞いていても納得できないのは、結局、根拠となるデータがないからなんですよ。何でここがこうなっていないのといったところで、そこを説明してくださいというふうに言って、木を切らないでというふうに守っている方々なんですね。単に妨害行為をしているというふうな言葉がおかしいんですよ。話をしてください、説明をしてください、根拠に基づいて説明してくださいと言っているところが、そこが説明できないので、納得できていないというところなんです。話し合いという定義をもう一回考えていただきたい。話し合いというのは、相手がきちんと納得して、お互いが納得してということなんです。3回で多いということではないということで、改めて今後については、話し合い、説明会をしっかりとやっていただきたいというお願いで終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。

○岩佐委員長 お願いなので。

○印出井環境まちづくり部長 えっ。

○岩佐委員長 お願いなので。

○はまもり委員 はい。お願いなので、大丈夫です。

○印出井環境まちづくり部長 いいの。いいんですか。

○岩佐委員長 答弁は。（発言する者多数あり）

○岩田委員 関連で。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 先ほどの部長の答弁で町会長のお話がありましたけども、町会長は区民の代表かという、代表ではないですよ。そういうような認識だと思んですけど。それを、以前、別の説明会で、日本テレビの説明会のところで、町会長は町会の代表だというふうに言って、何を言っているんだ、おかしいだろうと、場がそういうふうになったら、そのときに区の職員が何と言ったかという、すみません、町会長は区のこと詳しい方ですというふうに訂正をしました。なので、そういう認識をちゃんと持っていないと、今後また同じようなことが起こります。つまり、代表だったら、ちゃんと意見を聞いて、それをフィードバックしないといけない。それがどこまでできているのかなというのをちゃんと認識していただきたい。まあ、それはそれでいいです。

その前の、随分前の関連にちょっと戻ります。印出井部長が先ほど違法と言った言わないのお話で、事務局にちょっとお聞きしたいんですけども、例えば答弁の修正、削除、訂正、全て、それをした以降、将来にわたって効力を発する。これで間違いないでしょうか。

○小川区議会事務局長 発言の例えば訂正であったり取消しであったり撤回であったり、そのときの中身によって、その扱いというのは若干異なってくるかと思えます。例えば本当に個人の秘密の暴露のようなものであれば、我々は通常「×××」といったような表現を、全く削除するのではなくて、「×××」といったような取扱いをする場合もございますし、あと議員が発言されたことに対して、それを申出によって直す場合もあれば、明らかかな数字の間違いみたいなものであれば、もう発言者の納得をもらって訂正をするということもございます。ですので、一概にどうするということではなくて、そのときの事情に

応じて対応するというごさいます。

○岩田委員 じゃあ、具体的に言いましよう。発言者本人が訂正をしますと発言をしました。そのときはどうなるんですか。将来にわたって効力を発する。これで間違いはないかどうか、再度。

○小川区議会事務局長 これは、取消しまたは訂正ということで、標準会議規則に定めがごさいます。二つ方法があって、一つは議員の発議による取消しまたは訂正ということと、議長の職権による訂正または取消しということがごさいます。議員本人からの訂正については、その発言が不必要な発言であったり思い違いによる発言であったりする場合に、それを取り消したり訂正を認めないで、発言全てに責任を取らせるということは酷だということから、そのような発言の場合には発言者が議会に申し出て、議会の許可を得て、自分の発言の一部または全部を取り消したり、または議長の許可を得て訂正することができるということを会議規則で定められているということごさいます。

○岩田委員 違います。理事者が発言をして、理事者自らが訂正いたしますと言った場合です。もう一度お願いします。

○小川区議会事務局長 先ほど申し上げました標準会議規則での発言の取消しまたは訂正というものは、これは発言者ということでごさいますので、理事者が発言したのものについても同様ごさいます。しかしながら、1点だけ、議長の職権による訂正または取消しについては、これは議員ということで対象が限られておりますので、執行機関にその範囲が及ぶものではごさいません。

○岩田委員 じゃあ、もっと具体的に言います。小枝委員が先ほど違法と、印出井部長が違法と言ったと。そういうところで、本人は、違法が云々というお話がありましたけども、このときに、9月5日、環境まちづくり委員会で、このまま読みますと、「違法な妨害行為を用いた方々が」というふうに言っています。で、それを、小枝委員が指摘しました。そうすると印出井部長が、「先ほど私が違法と言った。不当と言ったと思います」とごまかしたんです。でも、実際には言っていますよね。そしてその後、休憩を取って、委員長のご指摘で再開して、「まちづくり部長からの答弁の中で、訂正が部長から申入れがありましたので、その訂正をよろしく願います」。そして部長が、「すみません、お時間をお借りして。違法という発言がございましたが、その部分は訂正させていただきたいと思います」と書いてあるんです。この扱いはどうなるんでしょう。

○岩佐委員長 休憩します。

午後7時51分休憩

午後7時53分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁から願います。区議会事務局長。

○小川区議会事務局長 お時間を頂戴しまして、申し訳ごさいません。

先ほどの事例で言えば、取消し、訂正ということでごさいますので、それ以降のものについては、当然取り消される、修正をされるということごさいますけれども、もともと言った部分についてはそのままの会議録として残るということごさいます。

○岩佐委員長 岩田委員。

○岩田委員 「その後の」というのはどういうことですか。これ、じゃあ結局、「その後

の」といっても、結局これは残っているということですよ。「その後の」って、どういうことですか。「その後」は、どこからこれが修正されるんですか。

○小川区議会事務局長 もともと発言したのものについてはそのまま残るということございまして、それ以降もしその発言があれば、その部分は訂正をするということでございます。

○岩田委員 以降って、いつですか、それ。どれですか。

○小川区議会事務局長 自分が訂正をするということを宣言した後ということですよ。

○岩田委員 しましたよ。9月5日にしていますよ、本人が。

○岩佐委員長 落ち着いて。

○岩田委員 9月5日に、発言したご本人が、「その部分は訂正します」と議事録に出ています。そこはちゃんと行ってください。

○小川区議会事務局長 ごめんなさい。（発言する者あり）趣旨がよく分からない。

○岩佐委員長 休憩します。

午後7時54分休憩

午後7時56分再開

○岩佐委員長 委員会を再開します。

答弁からお願いします。事務局長。

○小川区議会事務局長 訂正をした場合には、その訂正をしたということ自体、訂正をしますということ自体も議事録に残しますので、もともとの発言がどうであったからどういうふうに訂正をするということを記録に残す必要がありますので、もともとの、要は発言について完全に消してしまうことはございません。ただし、それが間違っていたということ、そこで遡って表記をするということで、そういう表記はいたしますが、発言自体はどういう発言をしたということは残すということでございます。（「なるほど」と呼ぶ者あり）

○岩佐委員長 ふんふん。

岩田委員。

○岩田委員 なるほど。じゃあ、結局それはそのまま記録として残るということなんですね。確認。

○小川区議会事務局長 訂正されたということを含めて残ります。

○岩田委員 それで、じゃあ、それはそういう認識なんだなということで、先ほどの印出井部長の発言についてお伺いいたします。

違法云々の話。それは違法だという、民事であってもそれは違法なんだなということで、そういうような言い方をした。問題はないということなんですけど、違法って、結局、不法行為ということをお願いなんですよね、不法行為。まあ、刑事事件じゃないからね。不法行為ということですよ。でも、それって決めるのは司法ですよ。あなたが決めることじゃない。でもそれを、あ、しまったと思ったから、訂正しますと言ったんですよ。結局、民事で違法だと思った、みたいなの。いや、でもそれは決めるのは俺じゃないなと思ったから、訂正と言ったんですよ。

○印出井環境まちづくり部長 9月5日の委員会では、具体的に何か法律違反という話でございましたので、そのときに思い浮かんだのは刑法とかというのを思い浮かんだので、

その文脈の中で違法ということについては、まさに私が判断するべきものじゃないかなというふうに思っています。

今日は、先ほど申し上げましたとおり、区の財産である道路工事をするものとして一定の施工帯を設置し、それからさらに車道上に、いわゆる道路交通法からいって、車道上からアプローチするということは、これも問題があると思いますけれども、そういった中で、具体的に体当たりをしたりとか、そういう行為は、やはり我々の工事をする、あるいは工事をするべき対象である財産としての道路、それに対する管理権に対する侵害であるという意味を含めて、違法の疑いがあるんじゃないかというふうに申し上げました。

○岩田委員 疑いがあるなんて、このときは言っていませんよ、違法と言ったんですよ。そして、その何か道路交通法云々は民法じゃないですよ。さっきあなたは民法上のと言いましたけど、民法じゃないですよ、これ。ちゃんとそこを考えて言ってくださいね。間違えていますから。

○印出井環境まちづくり部長 ですので、9月5日は、私は刑法の文脈で申し上げてしまったので、取消しました。今日のところは、様々な我々の権限、それから道路交通法に違反している行為をして、そういった権限を、我々の管理権限を侵すということは、まさに権利を不当に侵害しているんじゃないかと。そういう意味も込めて、違法の疑いが強いと申し上げました。

○岩田委員 じゃあ、最後で。文脈で勝手にそんな表現をしちゃ、駄目ですよ。

そして、事務局長、今聞いていたと思いますけど、本人が取り消しますと言いましたんで、その分は取り消しますと言いましたんで、以後そういうふうに判断をお願いしますよ。（発言する者あり）

○小川区議会事務局長 当該、今のやり取りにつきましては、議事録をきちんと起こした上で、取消または訂正が必要なところについては、適切に対応したいというふうに思います。

○岩田委員 はい。結構です。

○岩佐委員長 はい。神田警察通り整備については、もう、以上でよろしいですね。（「手を挙げている」と呼ぶ者あり）

牛尾委員。

○牛尾委員 私は一言だけです。（発言する者あり）要するにこの問題は、別に、協議会の皆さん、あとは街路樹を守ってほしいという皆さんは、警察通りの整備については、これはもうお互いオーケー、賛成なんですよ。ただ、問題は、慣れ親しんだ街路樹を残してほしいというこの1点だけであって、議決されたのは分かっています。私はもう、反対しましたけども。（発言する者あり）

要するに、慣れ親しんだ樹木を残したまま、例えば全部切らずに、これだけでも残したまま工事できないかという、そういった協議の場というのは、いま一度取れないものなのか。このまま工事をやろうとしても、本当にずっと平行線のまま、このまま続くんじゃないかと思うんですけど、いま一度ね、本当に協議会の方々、あとは本当に住んでいるの方々、一致点を見いだすための話合いの場というのは設けることは不可能ですかね。

○印出井環境まちづくり部長 現状、区議会の議決が無効である。私をはじめ環境まちづくり部の理事者がうそをついて、議会をだまして議決したというような形で、訴訟を2本

起こされている状況でございます。そういった状況の中で、我々としてはなかなか対話するのは難しいなというふうに考えております。

○岩佐委員長 神田警察通りについては、こちら辺で終わらせてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長 本日はこの時間ですので、この程度をもちまして閉会としたいと思います。

あしたも引き続き午前10時30分を目途に開会し、総括質疑を行いますので、ご協力をお願いします。お疲れさまでした。

午後8時03分閉会